

平成28年度  
包括外部監査の結果報告書

産業振興施策に関する事務の執行及び事業の管理

岐阜県包括外部監査人

公認会計士 豊田裕一



# 目 次

	頁
<b>第 1 外部監査の概要</b> . . . . .	<b>1</b>
1. 外部監査の種類 . . . . .	1
2. 選定した特定の事件（テーマ） . . . . .	1
3. 事件（テーマ）を選定した理由 . . . . .	1
4. 外部監査の対象部署 . . . . .	2
5. 外部監査の対象期間 . . . . .	2
6. 外部監査の実施期間 . . . . .	2
7. 外部監査の方法 . . . . .	2
8. 外部監査の補助者 . . . . .	3
<b>第 2 産業振興施策に関する概要</b> . . . . .	<b>4</b>
1. 商工労働部の組織図（平成 27 年度） . . . . .	4
2. 産業振興行政の主な取組みと主な施策分野 . . . . .	5
3. 予算規模 . . . . .	15
4. 岐阜県における産業の状況 . . . . .	16
<b>第 3 外部監査の結果－総括的事項－</b> . . . . .	<b>20</b>
1. 県中小企業融資制度の利用率の向上策について（意見） . . . . .	20
2. 県信用保証協会における保証態勢について（意見） . . . . .	21
3. 適切な事業の指標設定及び目標・実績管理について（意見） . . . . .	22
4. 企業誘致の推進のための制度設計について（意見） . . . . .	22
5. 観光事業の整理について（意見） . . . . .	23
6. 雇用事業の中長期的視点に立った施策の検討について（意見） . . . . .	25
7. 成長・雇用戦略に基づく施設再編の管理体制について（意見） . . . . .	27

**第 4 外部監査の結果－個別的事項－ . . . . . 3 0**

**I 商工政策課 . . . . . 3 0**

- 1. 岐阜県中小企業団体中央会補助金について . . . . . 3 0
- 2. 商工会及び商工会議所補助金について . . . . . 3 2
- 3. 商工労働部政策検討調整費について . . . . . 3 4
- 4. 施設改修工事負担金（岐阜産業会館）について . . . . . 3 5
- 5. 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター補助金について . . . . . 3 7

**II 商業・金融課 . . . . . 4 1**

- 1. 中小企業制度融資貸付金について . . . . . 4 1
- 2. 中小企業振興支援資金信用保証料補給金及び緊急経済対策信用保証料補給金について . . . . . 5 1
- 3. 建設設備強化事業について . . . . . 5 4

**III 岐阜県信用保証協会 . . . . . 5 7**

- 1. 団体の概要 . . . . . 5 7
- 2. 県信用保証協会における保証及び管理について . . . . . 7 5

**IV 労働雇用課 . . . . . 8 1**

- 1. 総合人材チャレンジセンター事業費について . . . . . 8 1
- 2. プロフェッショナル人材センター運営事業費について . . . . . 8 5
- 3. 岐阜県インターンシップ推進協議会運営費について . . . . . 8 9
- 4. 実践型インターンシップ推進事業費について . . . . . 9 2
- 5. 障がい者チャレンジトレーニング事業費について . . . . . 9 5

**V 企業誘致課 . . . . . 9 9**

- 1. 企業立地促進事業補助金について . . . . . 9 9
- 2. グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ事業費について . . . . . 1 0 5

**VI 産業技術課 . . . . . 1 1 1**

- 1. 岐阜県科学技術振興センター管理委託費について . . . . . 1 1 1
- 2. モノづくり拠点整備事業費について . . . . . 1 1 5
- 3. 研究開発機器等設備整備充実費について . . . . . 1 1 9
- 4. 中小企業技術開発支援事業費について（技術支援） . . . . . 1 2 1
- 5. 食品関連分野拠点整備調査事業費について（研究所整備） . . . . . 1 2 3

<b>VII</b>	<b>新産業振興課</b>	<b>127</b>
1.	燃料電池自動車普及促進事業費について	127
2.	かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル推進事業費について	128
3.	かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル事業費補助金について	130
4.	産業技術支援事業費補助金について	133
5.	地域中小企業等知的財産活用支援事業費について	136
6.	物品処分に係る物品帳簿のメンテナンスについて	139
7.	岐阜県 IoT マネジメント人材育成事業委託業務について	140
<b>VIII</b>	<b>公益財団法人ソフトピアジャパン</b>	<b>144</b>
1.	団体の概要	144
2.	固定資産等の実査について	150
3.	IT ものづくり等推進支援事業費補助金について	151
4.	ぎふネットショップマスターズ倶楽部運営委託業務について	153
5.	中長期の達成目標について	155
6.	成功事例の活用について	156
<b>IX</b>	<b>株式会社ブイ・アール・テクノセンター</b>	<b>158</b>
1.	団体の概要	158
2.	意思決定機関について	162
3.	有価証券について	164
4.	固定資産管理について	165
5.	繰延資産の範囲について	167
6.	業務受託の可否検討について	168
7.	公式サイトについて	168
<b>X</b>	<b>情報科学芸術大学院大学</b>	<b>170</b>
1.	機関の概要	170
2.	学生寮について	173
3.	附属図書館について	174
4.	その他	176
<b>XI</b>	<b>地域産業課</b>	<b>178</b>
1.	デザイン開発支援事業費補助金について	178

2.	地場産業振興センター特別対策事業費補助金について	180
3.	県産品販路拡大推進事業費について	185
<b>XII</b>	<b>公益財団法人セラミックパーク美濃</b>	<b>188</b>
1.	団体の概要	188
2.	指定管理期間について	193
3.	中長期計画について	195
4.	利用料金について	197
5.	貸出施設の稼働状況について	199
6.	財産管理について	202
7.	金銭出納管理について	204
8.	その他	206
<b>XIII</b>	<b>観光企画課</b>	<b>208</b>
1.	飛騨・美濃じまんPR推進事業費について	208
<b>XIV</b>	<b>観光誘客課</b>	<b>210</b>
1.	ターゲット別国内誘客推進事業費について	210
2.	観光PRキャラバン隊費について	212
3.	海外誘客戦略推進事業費について	214
4.	欧州等戦略的外客誘致推進事業費について	216
<b>第5</b>	<b>利害関係</b>	<b>219</b>

・報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

・外部監査の結果のうち、違法又は不適切な疑いがあり、是正措置が必要と考える事項については（指 摘）として表記し、直ちに是正措置が必要とまでは考えないが、是正措置の検討が望まれる事項については（意 見）として表記している。

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

産業振興施策に関する事務の執行及び事業の管理

### 3. 事件（テーマ）を選定した理由

現在、我が国においては経済全体が回復基調にあると評価されており、金融政策、財政政策とともに、強い経済の実現に向けた民間投資を喚起するための様々な成長戦略への取組みが進められている。県においても、国の成長戦略と歩調を揃え各種経済対策を活用しつつ、実情に応じた施策を展開することにより、県経済の発展、雇用拡大を図る取組みが実施されている。

県では、県内総生産額の4分の1を製造業が占め、そのうち約4割を機械関連産業が占める一方、その他の成長産業が十分に育っていないとの課題認識から、平成26年3月に公表した岐阜県長期構想中間見直し「希望と誇りの持てるふるさと岐阜県を目指して」において、政策課題の一つに「1 新たな「成長・雇用戦略」の展開」を盛り込み、今後成長が見込まれる産業の育成・強化、企業誘致等への重点的な取組みが行われている。

また、観光入込客数は全国でも上位にあるものの宿泊客の割合が低いため中位にとどまっている観光消費額の増加を図るための施策や、主に「職業上」の理由により20代から30代の若者を中心に生じている人口流出超過の対策として、有能な労働力を県内に確保するための施策等への取組みを継続している。平成27年度最終予算（3月補正後予算）においても、関連外郭団体への財政支援を含め商工労働部全体で、497億24百万円の予算が計上されている。

このように、産業振興施策は県の最重要課題の一つであり、県民の関心も高い分野と考えられることから、県の産業振興施策を具体的に把握し問題点を洗い出し、改善点を提示することは有意義であると判断し、平成28年度の監査テーマとして選定した。

#### 4. 外部監査の対象部署

岐阜県商工労働部及び財政援助団体等

#### 5. 外部監査の対象期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日

(ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成28年度分も対象にする。)

#### 6. 外部監査の実施期間

自：平成28年6月27日 至：平成29年3月22日

#### 7. 外部監査の方法

##### (1) 監査の主な要点

- ① 事務手続が関係する法令や条例等に準拠しているか（合規性）
- ② 県の中長期構想である「希望と誇りの持てるふるさと岐阜県を目指して」の「1新たな「成長・雇用戦略」の展開」を促進するために効果のある事業が経済的・効率的に行われているか
- ③ 観光消費額の増加を図るための施策が経済的・効率的に行われているか
- ④ 有能な労働力を県内に確保するための施策や雇用を拡大するための施策が経済的・効率的に行われているか
- ⑤ 関連する施設の管理・運営が3E(経済性・効率性・有効性)の観点から適正に実施されているか
- ⑥ 関連する財政援助団体における事業が県における事業と同様に適切に実施されているか
- ⑦ 関連する補助金等が3E(経済性・効率性・有効性)の観点から適切に執行されているか
- ⑧ その他産業振興施策に係る本庁における事業が3E(経済性・効率性・有効性)の観点から適切に執行されているか



## (2) 主な監査手続

- ① 関連書類一式を閲覧し、合規性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- ② 経済性・効率性等の検証のために、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等を行った。
- ③ 必要と考えた施設等の現場視察を行った。

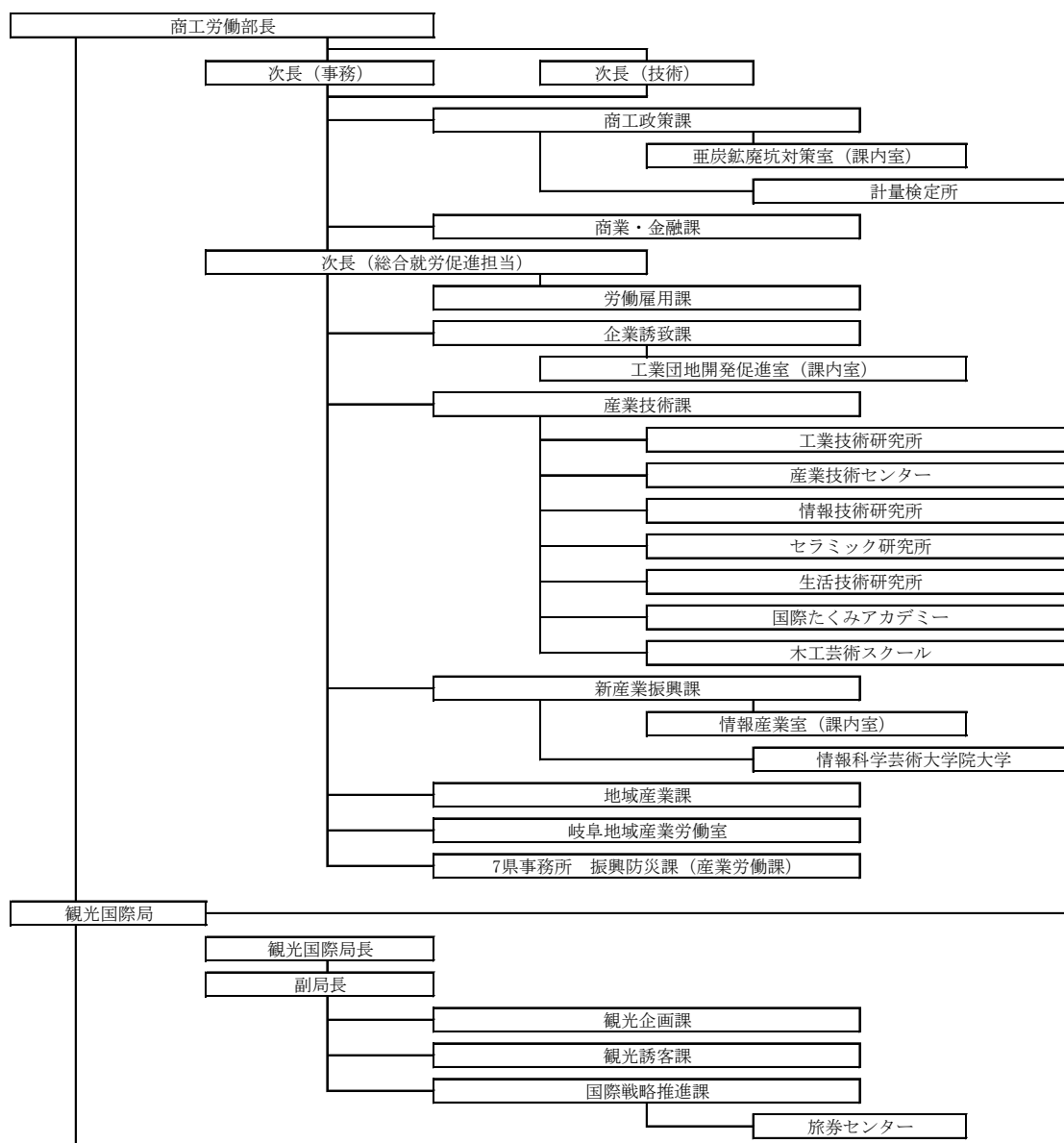
## 8. 外部監査の補助者

河 村 崇 志 (公認会計士)  
平 井 太弥子 (公認会計士)  
江 尾 和 俊 (公認会計士)  
中 條 尚治郎 (公認会計士)  
後 藤 隆 一 (公認会計士)  
白 井 佳 (公認会計士)  
蓑 田 浩 行 (日本公認会計士協会準会員)  
山 田 麻 登 (弁護士)

## 第2 産業振興施策に関する概要

県における産業振興施策の概要を以下に記載する。

### 1. 商工労働部の組織図（平成27年度）



## 2. 産業振興行政の主な取組みと主な施策分野

県における産業振興行政の基本方針は以下のとおりである。

長期にわたって経済低迷が続くなか、政府は成長への道筋を示すため、大胆な金融政策（「第一の矢」）、機動的な財政政策（「第二の矢」）に続き、「第三の矢」として平成25年6月に新たな日本の成長戦略を示した。企業や国民の自信を回復し、「期待」を「行動」へ変える「日本再興戦略」により、デフレ脱却、経済再生を目指して攻めの政策が展開されている。

一方で、消費税の引き上げや、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の行方などが、中小企業の経営に大きな影響を与えることが予想されている。

こうした中、県においても国の成長戦略と歩調を揃え、各種経済対策を活用しつつ、本県の実情に応じた的確な施策を展開することにより、県経済の発展、雇用拡大を目指していく必要がある。

そこで、県内産業の特徴を踏まえながら、産業政策の基本的な方針をとりまとめた「岐阜県成長・雇用戦略」を策定し、今後成長が見込まれる産業の育成・強化、企業誘致等への重点的な取組みを行っている。

同戦略では、外的要因、経済変動に強い、バランスのとれた産業構造の構築を目指し、「航空宇宙」、「医療福祉機器」、「医薬品」、「食料品」、「次世代エネルギー」の5分野を本県の成長分野と位置付け、重点的に企業の集積並びに規模拡大を図っている。また「観光」を基幹産業と位置付け、観光消費額の拡大を図り、「雇用」面では、あらゆる人が働き手として活躍できる環境づくりを目指している。

以下、産業振興に直接関係する施策である、「岐阜県成長・雇用戦略」について、その概要を記載する。

### （1）成長・雇用戦略の方向性

岐阜県の産業構造は、現状では県内総生産に占める製造業の割合が高く、なかでも機械関連産業が製造品出荷額全体に占める割合が高いことから、外的要因、経済変動に強い、バランスのとれた産業構造の構築を目指す必要がある。

そこで、以下の5分野を県の成長分野と位置づけ、重点的に企業の集積並びに規模拡大を図るとともに、「観光」を基幹産業と位置づけ、県内の豊富な観光資源をつなぎ合せた周遊型・宿泊滞在型の観光を促進し、観光消費額の拡大を図る。

- ① 「航空宇宙」…今後20年間で世界の航空機需要は2倍以上と予測
  - ② 「医療福祉機器」…少子・高齢化社会の進展によって需要の増加が確実
  - ③ 「医薬品」…リーマンショック以降も大きな変動が見られず安定
  - ④ 「食料品」…リーマンショック以降も大きな変動が見られず安定
  - ⑤ 「次世代エネルギー」…将来の普及拡大が見込まれる
- 「観光」…県外、海外からの誘客により、幅広い産業への経済波及効果が見込まれる

また、成長産業や観光産業に対する重点的な支援を行うにあたっては、県内産業全体を底上げする、あるいは活性化させるため以下の3本の柱に沿った基盤づくりを展開していく。

- (1) 一般的に正社員率が高く長期間の操業が期待できる製造業を中心とした企業誘致
- (2) 中小企業の新分野への挑戦を促すための新商品・新技術の研究開発支援
- (3) 既存販路の拡大や新たな販路開拓、更には海外展開への支援

「雇用」については、人口減少に伴い労働力人口も大きく減少していくことが予測され、働き手不足の深刻化が見込まれる。こうしたなか、若者、女性、高齢者、障がい者など、あらゆる人が働き手として活躍できる環境づくりをしていくことが重要であり、それぞれのライフスタイル、ライフステージに応じた多様な就業を支援していく。

こうした方向性のもと、以下で(2) 戦略を推進するための基盤づくり、(3) 成長分野ごとの施策について具体的に述べていく。

## (2) 戦略を推進するための基盤づくり

### ①企業誘致・設備投資

#### ア 現状

##### <企業誘致>

- ・岐阜県の工場立地は近年、好調に推移しており、平成24年の工場立地動向調査結果によると、製造業の工場立地件数は34件（前年36件）で全国8位、立地面積は28ha（前年44ha）で全国14位。立地件数は、全国平均の20件を大きく上回っている。
- ・とりわけ、成長分野における規模の拡大、関連企業の集積のためには、既に一定の企業集積がある航空宇宙分野を除いて、まずは企業誘致を重点的に行うことが必須である。成長分野の企業立地をより多く実現していくためには、魅力的な助成制度が不可欠である。

##### <設備投資>

- ・厳しい経済情勢が続く中、中小企業者は設備投資に対して慎重になっており、設備全体の6割が10年超、3割が20年超、1割は30年超の古い設備であるとの調査結果が示されている。（生産設備保有期間等に関するアンケート調査：平成25年5月経済産業省公表）
- ・製造業にとって生産性及び効率性の向上は常に課題であり、その対応には設備投資が必要不可欠である。

#### イ 今後の方向性

成長産業の集積を図るとともに、雇用と税源の確保につながる企業誘致を、岐阜県の好立地を活かして推進していく。そのために、補助制度の拡充、優遇税制の創設をパッケージにした新たな立地支援策を創設し、今後の東海北陸自動車道四車線化（平成30年）、東海環状自動車道全線開通（平成32年）、さらにはリニア中央新幹線開業（平成39年）を視野に入れ、毎年30haの工場用地の確保を目指していく。

また、生産性向上、新製品の製造や高品質化等に欠かせない中小企業の設備投資についても、設備貸与制度や県制度融資の創設・強化により支援する。

## ②新商品・新技術の研究開発

### ア 現状

・製造業を取り巻く環境が厳しい中で、本県産業が持続的な発展を続けるためには、県内中小企業が積極的に成長分野に参入していくことが求められており、参入にあたっては、新製品や新技術、試作品の開発支援が欠かせない。

・工業系試験研究機関や、（公財）ソフトピアジャパン及び情報科学芸術大学院大学（IAMAS）といった機関には、より高度な支援機関としての役割が求められている。

#### <工業系試験研究機関>

・事業所ベースで本県製造業の98.9%を占める中堅・中小企業が、製品等の分析・評価のための先端試験設備を自ら整備し活用することは、資金面、人材面の両面で困難な状況にある。

・依頼試験や機器開放、技術相談などの技術支援を通じて、試験研究機関は中小企業の「身近な研究室・分析室」として、今後も企業が抱える技術的な課題にきめ細やかに対応していく必要がある。

・特に近年は企業から持ち込まれる課題が高度化・複雑化していることから、工業系試験研究機関の体制強化や、設備の更なる充実が求められている。

・加えて、成長産業のための高度かつ専門的な研究開発や、既存産業や地場産業のための新技術・新製品の開発を支援し、地域におけるイノベーションの創出を一層強力に促す必要がある。

#### <（公財）ソフトピアジャパン及びIAMAS>

・IAMASが県内外の優秀な人材を惹きつけ、研究成果をより効果的に発信するとともに、ソフトピアジャパンは人材育成機能や、産業高度化・新サービス創出機能を、より一層発揮していくことが必要である。

・ソフトピアジャパン入居企業をはじめとする県内情報産業との産学官連携を活性化させ、県内産業や地域づくりに新たなシナジー効果を創出していく必要がある。

## イ 今後の方向性

産業界からは、工業系試験研究機関や（公財）ソフトピアジャパン、IAMASが県内企業と連携することによって生み出される、新たな商品・技術及びサービスの研究開発に期待が寄せられている。また、技術開発や検査に用いる工業系試験研究機関の機器整備に対する要望も多いことから、工業系試験研究機関の役割、組織等の再構築による機能強化を図る。

加えて、企業からの各種支援要望に的確に応えるため、（公財）県産業経済振興センター、（公財）県研究開発財団のBtoB部門の統合により、企業のイノベーション支援をはじめとする産業支援機能を強化する。

（公財）ソフトピアジャパンには、「イノベーション創出支援室(仮称)」を設置し、IAMASと県内企業を、情報・芸術分野のみならず「モノづくり」や「医療」などの分野においても、マッチングし共同開発につなげていく。

## ③販路拡大・海外展開

### ア 現状

- ・新事業・新分野への進出や付加価値の高い新商品の開発を行い、積極的に海外市場やインターネット市場へ展開し、活路を見出しつつある中小企業が数多く存在する。
- ・県内モノづくり中小企業の競争力を高めていくためには、このような意欲ある企業の海外市場への展開や、優れた県産品の積極的な国内外への発信を、強力に支援していくことが必要。
- ・また、電子商取引市場が拡大するなか、将来に向けて地域の商業力を高めるためには、居住地や立地店舗の商圈に左右されず、県外から大きな収入が期待できるインターネット市場へ事業者が積極的に展開できるようサポートすることが不可欠である。

### イ 今後の方向性

中小企業の販路拡大については、新商品や新サービスに対する要望とともに、商品をPRするための県内及び海外拠点の有効性が訴えられている。また新たな販路として拡大しているインターネット市場につい

でも、県外から稼ぐ仕組みづくりに資する支援体制の充実が求められている。

これらの要望に応えるため、新製品、新サービスの開発や販路開拓を助成するとともに、BtoC分野を強力に支援するための体制を整え、国内外における販売拠点の設置や、大規模見本市等を活用することを中心として施策を講じていく。

平成27年度末までに海外主要10都市におけるアンテナショップのネットワーク構築を目指す。

### (3) 成長分野ごとの施策

#### ①航空宇宙分野

##### ア 現状

- ・日本航空機開発協会の「平成22年度民間輸送機に関する調査研究」によれば、航空旅客輸送量は、今後20年間に於いて、世界全体で約2.7倍に拡大し、世界的に大きな市場に成長することが見込まれている。
- ・こうした航空旅客需要の伸びに従い、今後20年間で世界の航空機需要は2倍以上（新規に約3万1千機、約3兆4千億ドルの市場規模）、アジア・太平洋地域では約3倍になると見込まれている。
- ・国際競争がますます激しくなることが予想される中で、既に各務原を中心に高度な技術と企業の集積があることから、支援の拡充により、短期間での競争力の強化、規模拡大を目指していく必要がある。

##### イ 今後の方向性

航空宇宙分野については、高度な技術や製品保証が求められるため、人材育成をはじめ、新規参入に必須となる認証取得や研究開発支援が必要との意見が多い。またコスト削減、リードタイム短縮のために、企業集約や一貫生産体制の構築が必要であるとの指摘も多い。

それらに対応する支援施策をはじめ、海外機体メーカー等との商談機会の提供や、特区による規制緩和等により、この分野の製造品出荷額の倍増（約4,000億円の達成）を目指す。



## ②医療福祉機器・医療品・食料品・次世代エネルギー分野

### ア 現状

#### <医療福祉機器>

- ・「団塊の世代」が高齢者となることもあり、これまで以上に急速に高齢化が進み、平成47年には3人に1人が高齢者になると見込まれている（岐阜県人口・少子化問題研究会推計）。
- ・人口減少、少子高齢化社会の進展により、医療福祉機器の分野は、今後様々な需要が増加することは確実である。
- ・医療福祉機器分野は、取り扱われる製品の種類が豊富で、波及効果も幅広く及ぶ。特に高性能電子機器の分野で県内企業の新規開発、新規参入が進めば、医療技術の高度化に伴って出荷額を大きく押し上げることも期待できる。

#### <医薬品>

- ・化学工業は、製造品出荷額で県全体の7.4%（H22年工業統計）を占めながら、事業所数は県の製造業全体の約1%にとどまっており、1事業所あたりの出荷額が高い業種である。
- ・工業統計によれば、医薬品は、化学工業の製造品出荷額の7割を占めており、平成12年から平成22年までの10年間で、その出荷額は約2倍、従業者数でも約1.5倍と高い伸びを示している。
- ・既存の企業の成長促進に加えて、県外から事業所を誘致できた場合の波及効果が大きい。

#### <食料品>

- ・食料品分野は、リーマンショック以降も大きな変動が見られず安定している。食料品製造業出荷額の約半分を肉、牛乳などの畜産食料品とパン・菓子が占めており、これらの製品は日々消費されるものであることから、経済変動の影響を受けにくい。
- ・栄養補助食品が出荷額138億円と全国4位（平成22年工業統計）となっており、今後の研究開発の進展によって、更なる伸びが期待できる。

#### <次世代エネルギー>

- ・太陽光や水力、風力などの自然エネルギーは、資源として枯渇する心配がなく、利用にあたって大気汚染物質や二酸化炭素等の温室効果

ガスの排出等による環境負荷が少ないエネルギー源として着実に技術開発が進んでおり、今後ますます普及することが予測されている。

・次世代エネルギー関連産業の企業誘致を進めることで、いち早く県内に関連産業創出を図るとともに、関連分野で、新技術や新システムを他社に先駆けて開発することで、県内企業が、新たな市場で確かな地位を築くことが可能となる。

## イ 今後の方向性

成長分野として位置づけた医療福祉機器・医薬品・食料品・次世代エネルギー分野については、関係者の意見からも、技術情報の共有や、新技術開発のコンサルティング、新規参入のための企業コーディネーターが必要とされている。

これに応えるため「産業高度化支援センター（仮称）」を整備し、イノベーションを促すためのマッチングやコーディネーターを行う。

## ③観光分野

### ア 現状

・本県を訪れる国内観光客は「安近短」型の傾向が見られ、観光客の宿泊率は低い。また、観光客の多くを占める日帰り観光客の観光消費額単価が全国と比較しても低く、宿泊客の拡大と消費額単価の底上げを図る必要がある。

・外国人観光客は、アセアン諸国における査証発給要件緩和、格安航空会社等の新規就航の増加など、訪日環境の改善が進む中、本県も台湾、タイ、香港、シンガポール、オーストラリアといった国々からの外国人宿泊客数が大きく伸びており、今後も、各国の課題に対応した更なる誘客対策が必要である。

・また、本県の宿泊業は事業所数及び雇用者数の面では全国平均に近い構造にあるが、比較的小規模な事業者が多数を占めている。主要な近隣県等と比較すると月ごとの繁閑の差が小さく、雇用安定の面から本県の強みと言えるが、繁閑差の更なる縮小と年平均の客室稼働率の底上げは今後も課題である。

### イ 今後の方向性

観光分野については、東海環状自動車道の全線開通と東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に観光消費の経済波及効

果額を5,000億円（平成24年時点、3,700億円）とすることを目指す。そのためには、当面5年間で、主要観光地の集客力強化や国内外への誘客プロモーション、岐阜の宝もの等を活用した周遊観光ルートづくり、他産業との連携促進等により、経済波及効果額4,500億円（観光消費額3,000億円）を目指す。

#### ④雇用

##### ア 現状

<誰もが活躍できる場の創出>

- ・本県は年間約4千人規模の人口流出超過となっているが、その大きな要因は、20代から30代の若者の移動であり、特に20代で「職業上」の理由から転出するケースが最も多い。
- ・また、管理職に占める女性の割合が、本県は11.4%で全国最下位（平成22年国勢調査）であることから、県内に女性や若者が活躍できる場を設け、住み続けたいと思える地域づくりを進めることが、人口流出の抑制に必要と考えられる。
- ・障がい者の雇用については、「子どもかがやきプラン」に沿って、特別支援学校の整備が着実に進められているところ（特別支援学校の整備目標20校。平成26年2月末現在18校整備済）であり、今後、毎年約400人と見込まれる卒業生の就業支援が、重要な課題となってくる。
- ・若者、女性、高齢者、障がい者など、多様な人材が生き生きと活躍できる地域づくりが求められている。

<安定した雇用の確保>

- ・職種や経験・資格などにおける求人ニーズと求職ニーズのズレ、いわゆる雇用のミスマッチによって、小規模事業所で有能な労働力を求めているにもかかわらず、十分な働き手を確保できていない状況も大きな課題である。

##### イ 今後の方向性

若者に対しては社会的なスキルを高めることによる就業・定着と、企業の中核を担う右腕人材の県内就業の両面についての支援が求められている。女性や高齢者については、ライフステージに対応した働き方が可能となるよう、働きやすい職場の整備と提供が求められている。これらに応えるため、若者や女性向けには、ビジネスマナーなどの研

修や職場体験実習と、企業とのマッチングをセットで提供するとともに、職場定着までを一貫して支援する。女性の多様な働き方を支援するために、セミナーや交流会等を通じたキャリアアップや、商談会の開催等による女性起業家のビジネス拡大についても支援する。また、高齢者については、働く場の開拓を一層進める。

さらに、県内中小企業の魅力を発信し、優秀な人材の確保につながるようインターンシップの取組みを拡充し、平成30年には県内事業所で2,000人の学生参加を目指す。

### 3. 予算規模

商工労働部の平成27年度当初予算の概要は以下のとおりである。

#### (1) 一般会計

(単位：千円)

款	項	目	平成27年度 当初予算	平成26年度 当初予算	増減額
2 総務費	2 企画開発費	1 企画開発総務費	163,567	191,620	△ 28,053
		6 国際化推進費	149,268	139,507	9,761
	合計		312,835	331,127	△ 18,292
5 労働費	1 労政費	1 労政総務費	402,501	396,942	5,559
		2 労政費	15,080	26,521	△ 11,441
		3 雇用促進費	867,533	2,999,391	△ 2,131,858
		小計	1,285,114	3,422,854	△ 2,137,740
	2 職業訓練費	1 職業訓練校費	772,357	879,694	△ 107,337
		2 技能向上対策費	71,013	56,136	14,877
		小計	843,370	935,830	△ 92,460
3 労働委員会費	1 労働委員会費	86,141	94,017	△ 7,876	
合計		2,214,625	4,452,701	△ 2,238,076	
7 商工費	1 商工費	1 商工総務費	1,971,323	1,960,771	10,552
		2 中小企業振興費	1,244,825	1,249,528	△ 4,703
		3 工鉱業振興費	1,553,933	1,014,482	539,451
		4 商業振興費	2,853,279	2,815,231	38,048
		5 企業立地対策費	2,572,456	2,461,806	110,650
		7 計量検定費	20,187	15,019	5,168
		8 金融対策費	39,231,548	42,674,619	△ 3,443,071
		9 工業研究費	181,378	224,613	△ 43,235
		小計	49,628,929	52,416,069	△ 2,787,140
	2 観光費	1 観光総務費	163,567	191,620	△ 28,053
		2 観光開発費	571,664	537,518	34,146
		小計	735,231	729,138	6,093
		合計	50,364,160	53,145,207	△ 2,781,047
10 教育費	5 大学費	2 情報科学芸術大学院 大学費	525,970	521,043	4,927
上記合計			53,417,590	58,450,078	△ 5,032,488

#### (2) 中小企業振興資金貸付特別会計

(単位：千円)

款	項	目	平成27年度 当初予算	平成26年度 当初予算	増減額
1 中小企業振興 資金貸付金	1 事務費	1 事務費	20,563	21,608	△ 1,045
	2 小規模企業者等設 備導入資金貸付金	1 設備導入資金貸付金	1,658,096	713,323	944,773
		3 中小企業高度化資 金貸付金	1 高度化資金貸付金	625,320	638,700
	4 公債費	1 元金	773,621	584,821	188,800
		2 利子	13,139	32,191	△ 19,052
		小計	786,760	617,012	169,748
	5 繰出金	1 一般会計繰出金	1,852,110	544,596	1,307,514
合計		4,942,849	2,535,239	2,407,610	

#### 4. 岐阜県における産業の状況

##### (1) 事業所数、従業者数等の状況

県の事業所数、従業者数等の状況を岐阜県環境生活部統計課が作成した「平成26年経済センサス基礎調査（確報）集計結果」に基づき記述する。

##### ① 県の事業所数、従業者数の状況

平成26年7月1日現在の岐阜県の民営事業所数は10万3,275事務所（平成24年経済センサス活動調査と比べると1.6%減）、従業者数は88万3,070人（同0.1%増）となっており、1事業所当たりの従業者数については、8.7人となっている。

（単位：事業所、人）

	事業所数総計			事業所数合計	従業者数（注）					
	24年	26年	増減率（%）		24年	26年	増減率（%）	男	女	1事業所当たり
岐阜県	104,946	103,275	▲1.6	101,760	882,086	883,070	0.1	476,460	406,008	8.7
全国	5,768,489	5,779,072	0.2	5,541,634	55,837,252	57,427,704	2.8	31,939,449	25,402,926	10.4

※民営事業所のみ

※「事業所数合計」、「従業者数」及び「1事業所当たり従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

（注）従業者数には男女別が不詳の従業者を含むため、男性と女性の合計と一致しない。

資料：「平成26年経済センサス基礎調査（確報）集計結果」（岐阜県環境生活部統計課）

## ②産業別（大分類別）の状況

### ア. 産業大分類別事業所数

産業大分類別に事業所数をみると、「卸売業、小売業」が2万4,876事業所（構成比24.4%）と最も多く、次いで「製造業」が1万4,605事業所（同14.4%）、「宿泊業、飲食サービス業」が1万2,790事業所（同12.6%）となっている。

産業大分類別事業所数の構成比

卸売業・小売業	製造業	宿泊業・飲食サービス業	建設業	生活関連サービス業・娯楽業	医療・福祉	サービス業（他に分類されないもの）	その他の産業
24.4%	14.4%	12.6%	10.4%	8.6%	6.6%	6.4%	16.6%

資料：「平成26年経済センサス基礎調査（確報）集計結果」（岐阜県環境生活部統計課）

### イ. 産業大分類別従業者数

産業大分類別に従業者数をみると、「製造業」が22万659人（構成比25.0%）と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が17万6,254人（同20.0%）、「医療、福祉」が10万640人（同11.4%）となっている。

産業大分類別従業者数の構成比

製造業	卸売業・小売業	医療・福祉	宿泊業・飲食サービス業	建設業	サービス業（他に分類されないもの）	生活関連サービス業・娯楽業	その他の産業
25.0%	20.0%	11.4%	9.7%	7.0%	6.4%	6.4%	16.6%

資料：「平成26年経済センサス基礎調査（確報）集計結果」（岐阜県環境生活部統計課）

### ③従業者（規模別）の状況

#### ア. 従業者規模別事業所数

従業者規模別に事業所数をみると、「1～4人」が6万2,335事業所（構成比61.3%）と最も多く、次いで「5～9人」が1万8,966事業所（同18.6%）などとなっており、従業者数10人未満の事業所が全体の79.9%を占めている。

従業者規模別事業所数の構成比

1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣従業者
61.3%	18.6%	11.3%	3.6%	2.5%	1.6%	0.8%	0.3%

資料：「平成26年経済センサス基礎調査（確報）集計結果」（岐阜県環境生活部統計課）

#### イ. 従業者規模別従業者数

従業者規模別に従業者数をみると、「10～19人」が15万4,172人（構成比17.5%）と最も多く、次いで「1～4人」が13万2,402人（同15.0%）、「5～9人」が12万3,954人（同14.0%）となっており、従業者数20人未満の事業所が全体の46.5%を占めている。

従業者規模別従業者数の構成比

1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100～199人	200～299人	300人以上
15.0%	14.0%	17.5%	9.9%	10.8%	12.6%	8.1%	3.9%	8.2%

資料：「平成26年経済センサス基礎調査（確報）集計結果」（岐阜県環境生活部統計課）



## (2) 企業の景況感

県の企業の景況感を、公益財団法人岐阜県産業経済振興センターが公表している「岐阜県の景況調査 2016年7-9月実績 2016年10-12月見通し」に基づき記述する。

県における中小企業の景況DIの推移は以下のとおりである。なお、景況DIは前年同期と比べて総合的な景況が「好転」したとする企業の割合から「悪化」したとする企業の割合を差し引いた値である。

期	全業種				うち製造業				うち非製造業			
	好転	変わらず	悪化	DI	好転	変わらず	悪化	DI	好転	変わらず	悪化	DI
2015年 7-9月	17.2	43.8	39.0	△ 21.8	20.0	44.3	35.7	△ 15.7	15.8	43.6	40.7	△ 24.9
2015年 10-12月	16.9	48.3	34.8	△ 17.9	19.0	46.0	35.1	△ 16.1	15.8	49.4	34.7	△ 18.9
2016年 1-3月	12.5	43.6	43.8	△ 31.3	12.8	43.6	43.6	△ 30.8	12.4	43.6	43.9	△ 31.5
2016年 4-6月 (前期)	10.1	43.8	46.1	△ 36.0	16.2	45.0	38.7	△ 22.5	7.4	43.2	49.4	△ 42.0
2016年 7-9月 (当期)	7.8	42.6	49.7	△ 41.9	10.7	37.1	52.3	△ 41.6	6.4	45.1	48.5	△ 42.1
2016年 10-12月 (見通し)	8.5	45.3	46.2	△ 37.7	14.3	40.3	45.4	△ 31.1	5.8	47.6	46.6	△ 40.8

上表のとおり、景況DIは、前期実績の△36.0から△41.9と5.9ポイント低下し3期連続で低下した。製造業は前期実績△22.5から△41.6と19.1ポイントの大幅低下となり、非製造業は前期実績△42.0から△42.1と0.1ポイントの低下となった。

製造業を業種別に前期実績からの推移をみると、すべての業種で低下し、特に「窯業土石」(30.4ポイント低下)、「機械」(27.0ポイント低下)、「繊維・衣服」(25.8ポイント低下)、「木材・家具」(25.1ポイント低下)、「紙・パルプ・印刷」(23.3ポイント低下)、「食品」(14.7ポイント低下)が大幅に低下した。

非製造業を業種別に前期実績からの推移をみると、「サービス(余暇関連)」(18.2ポイント上昇)が大幅に上昇したほか、「建設」(7.3ポイント上昇)、「小売」(5.8ポイント上昇)が上昇したが、「飲食店」(37.0ポイント低下)、「運輸・通信」(10.5ポイント低下)が大幅に低下、「サービス(企業関連)」(2.8ポイント低下)、「卸売」(1.7ポイント低下)が低下した。

全体の概況としては、景況感は製造業が大幅に低下し、全体では3期連続の低下となっている。2016年10-12月の見通しは製造業、非製造業ともに上昇の見通しとなっている。

### 第3 外部監査の結果－総括的事項－

ここでは、今回の包括外部監査により記載する個別の監査結果を踏まえ、県の産業をさらに活性化する方策等について意見を述べることとする。

#### 1. 県中小企業融資制度の利用率の向上策について（意見）

＜詳細は第4 II 1. 参照＞

県の金融支援施策の中核である中小企業融資制度は、平成27年度において約730億円という融資枠を設けていたが、融資実績は約300億円であり、4割程度の利用率であった。その要因として、融資制度の認知度が低いことや、現状の金融環境において融資メニューの魅力が相対的に低いことがうかがわれる。

県は、当該制度の利用率を向上させることにより、不測の事態による倒産を防止するとともに、県の成長・雇用戦略にあるとおり、企業の生産性向上を支援することが必要である。

##### （1）利用者への直接的な制度の周知活動の実施

所管課である商業・金融課は、県制度融資の利用者である中小企業者との直接的な接点がない。このため、金融機関の融資担当者に対して県制度融資の説明会などを実施しているが、周知活動の実効性をより高めるため、中小企業者と直接的な接点のある別の局や課の協力も仰ぎながら、中小企業者への直接的な制度の周知を図ることが望ましい。

##### （2）魅力的な融資メニューの設計

県の成長・雇用戦略において、生産性向上、新製品の製造や高品質化等に欠かせない中小企業の設備投資について、設備貸与制度や県制度融資の創設・強化により支援するとして、「中小製造業に対する県単独の低利の設備貸与制度」と「新たな県制度融資メニュー」の創設が挙げられており、具体的な制度として前者は「ものづくり設備整備強化事業」、後者は県制度融資の元気企業育成資金の中の「成長産業強化支援資金」であるが、後者の利用率が著しく低水準である。しかし、同じ元気企業育成資金の中には「創業支援資金」のように非常に高い利用率を挙げているものもあり、その相違点は信用保証料の利用者負担であった。

よって、信用保証料の利用者負担の更なる軽減を行うなど、より利用者にとって魅力的な融資メニューとなるよう設計することが有効であると考ええる。

## 2. 県信用保証協会における保証態勢について（意見）

### ＜詳細は第4 Ⅲ 2. 参照＞

県信用保証協会について、中小企業数が近い他県の信用保証協会（新潟県・長野県・三重県）と平成27年度末における財務状況を比較したところ、岐阜県は保証債務残高全体に占める県制度融資に係る保証債務残高が高めであったが、特に健全性に疑念を抱かせる状況はみられなかった。

しかし、県制度融資に係る平成27年度保証承諾案件リスト及び平成27年度代位弁済案件リストより、一部抽出した保証先に係る保証稟議関連書類を閲覧した結果、**第4 外部監査の結果－個別的事項－Ⅲ 2.（3）**に述べるような事例が確認された。

これらは保証承諾案件全体のうち事故受付があるもの、代位弁済を実施したものを対象としており、全体における傾向を導き出すものではない。また、中小企業・小規模事業者が保証付き融資を受けた後に諸々の事情により返済困難に陥り、結果として一定程度の代位弁済が発生することは想定されるものである。しかし、県信用保証協会の現行の保証態勢においては、県制度融資の融資案件について十分な審査がなされないまま承諾してしまうおそれがある。また、金融機関の融資は有限であるため本来支援を受けるべき県内中小企業に金融支援が回らないおそれもある。

よって、県は、確認事例から導き出される以下の事項を中心に、県信用保証協会の保証態勢に関するモニタリングの一層の充実・強化を図ることが必要である。

### （1）経営実態をより踏まえた審査の実施

融資先企業の財政状態・経営成績の判断に必要な情報を入手し、金融機関の所見の妥当性を十分に検証すること、事業計画書の実現可能性について十分な検証を行うことなど、経営実態をより踏まえた審査を行うことは、保証した資金が制度融資の本来の目的に則って、有効に活用され、保証先が破綻することなく成長する助けとなる。仮に審査の結果、審査基準を満たさない状況があれば、様々な連携を模索してコンサルティング機能を発揮し、審査基準を満たすよう支援することが望ましい。

## (2) 創業支援資金保証先等へのコンサルティング機能の発揮

特に創業間もない保証先の経営状況の把握においては、経営計画の進捗状況についての的確に行い、コンサルティング機能を発揮して、産業振興に寄与すべきである。また、融資が有効に活用され、産業振興に役立つためには、地域に密着した専門家に常時モニタリングしてもらうことが有用であると考えられる。よって、県と密接な関係のある商工会の経営支援員や商工会議所の業務支援員等の専門家の積極的な活用について検討することを提案する。

### 3. 適切な事業の指標設定及び目標・実績管理について（意見）

＜詳細は第4 参照＞

県は現在、全庁的な事務事業評価の取組みについて、事業の指標設定及び目標・実績管理を予算要求資料の中で行っている。

今回の監査では、**第4 外部監査の結果—個別的事項—**の中で、事業の指標設定及び目標・実績管理に関して、指標が設定されていない、不適切な指標が設定されている等、改善提案を含めて数多くの意見を述べている。

自治体における事業を効果的・効率的・経済的に行うために、事業の指標設定及び目標・実績管理は不可欠であるため、当該活動の浸透に全庁的に取り組まれない。

### 4. 企業誘致の推進のための制度設計について（意見）

＜詳細は第4 V 1. 参照＞

県の成長・雇用戦略においては、戦略を推進するための基盤づくりのための3本の柱の一つとして、製造業を中心とした企業誘致が掲げられている。その実現のため、平成26年8月に岐阜県企業誘致戦略を立上げており、地域の特性を生かした企業誘致を推進するために4つのエリアごとに集積区域（クラスターエリア）を設定している。

しかし、平成27年度に企業誘致の中核的事業である企業立地促進事業補助金の交付を受けた企業の半数以上が集積区域の指定業種と一致しておらず、必ずしも岐阜県企業誘致戦略に沿った企業誘致ができていない。岐阜県企業誘致戦略の策定前から誘致していた企業が相当数あることもその要因の1つだが、企業立地促進事業補助金の設定対象地域が県全域となっており、集積区域に指定業種の企業進出を誘引する仕掛けになっていないといえる。

よって、岐阜県企業誘致戦略の推進のために、集積区域に指定業種の企業が進出するよう企業立地促進事業補助金の設定の見直しや誘導するための方策を検討することが望ましい。

## 5. 観光事業の整理について（意見）

県の成長・雇用戦略において、観光産業の基幹産業化プロジェクトを最重要プロジェクトとして掲げている。具体的には、主要観光地再生プロジェクト、宿泊客誘致プロジェクト（国内）、宿泊客誘致プロジェクト（海外）、「岐阜の宝もの」活用プロジェクト、観光産業強化・連携促進プロジェクトから構成される。

各々のプロジェクトについて成果目標が設けられている（岐阜県成長・雇用戦略より一部抜粋）。

### （1）主要観光地再生プロジェクト

#### ① 県営4公園の誘客強化

（養老公園、河川環境楽園、平成記念公園、花フェスタ記念公園）

■ターゲットを定めた戦略的な広報・宣伝活動

■イベントの実施、メディアの誘致、フィルムコミッション活動

■誘客につながるハード整備（Wi-Fi環境、サイン充実等）

平成29年に向けての成果指標【入込客数（延べ）】+80万人

養老公園74万人（平成24年）→100万人

河川環境楽園376万人（平成24年）→400万人

平成記念公園42万人（平成24年）→60万人

花フェスタ記念公園35万人（平成24年）→50万人

#### ② 関ヶ原古戦場

■古戦場の周遊、県内外の周遊、地元消費拡大の仕組みづくり、戦略的な誘客活動

■ソフト・インフラの整備（観光協会の設立と機能強化、資料館等のコンテンツ充実）

■ハード整備（史跡の修景、駐車場とアクセス道路の整備）

■歴史舞台を楽しめる仕掛けづくり（熱気球や役場屋上解放による俯瞰ツアー）

平成32年に向けての成果指標【入込客数】

+10万人

10万人（平成24年）→20万人

(2) 宿泊客誘致プロジェクト (国内)

①3 大都市圏誘客プロモーション

平成29年に向けて成果指標【国内宿泊客数 (延べ)】

+50万人

首都圏

120万人(平成24年)→140万人

関西圏

110万人(平成24年) →120万人

中京圏

250万人(平成24年) →260万人

(3) 宿泊客誘致プロジェクト (海外)

①外国人観光客倍増プロジェクト

平成29年に向けての成果指標【外国人宿泊客数 (延べ)】

+35万人

シンガポール、タイ、マレーシア

4万人(平成24年)→10万人

台湾、韓国、中国、香港

13万人(平成24年)→31万人

インドネシア、ベトナム、フィリピン

0万人(平成24年)→2万人

欧州、米、豪など

7万人(平成24年)→16万人

上記のように、プロジェクトの成果目標を達成するために県では各種のプロモーション活動を事業として実施している。

平成27年岐阜県観光入込客統計調査によると平成27年の観光入込客数、行祭事・イベント入込客数、観光消費額は以下のとおりであり、県の観光事業に対する取組みの成果が出ているといえる。

区分	平成27年 (対前年比)	平成26年
観光入込客数 (延べ人数)	7,139万5千人 (+5.1%)	6,791万人
行祭事・イベント入込客数 (延べ人数)	967万3千人 (+6.3%)	909万5千人

観光消費額	全体	2,843億74百万円 (+5.5%)	2,694億41百万円
	日帰り客	1,228億16百万円 (+6.3%)	1,155億77百万円
	宿泊客	1,615億58百万円 (+5.0%)	1,538億64百万円

県では、プロジェクトと、プロジェクトの目的を達成するために実施される事業を体系化し、上記のプロジェクトの成果指標を設けて成果把握を行っている。

ただ、各事業について各々の成果を把握しているが、各事業の成果のプロジェクト全体の成果に対する貢献度が明確にされていない。

例として、宿泊客誘致プロジェクト（国内）においては、ターゲット別国内誘客事業や観光PR・出展事業等が実施されているが、各々の事業については、PR イベント・観光展への参加人数を各々の事業について把握しているにすぎないため、プロジェクトの成果指標である国内宿泊客数の増加への貢献度が見えにくい状況にある。

すべての事業が、それぞれのプロジェクトの目標達成のために実施されていることから、年度ごとにプロジェクトの目標達成への貢献度を検討する必要がある。

個々のPR イベントと観光入込客数との因果関係を認識することは困難な面もあるが、各々の事業の取組みと観光入込客数の増減を紐付けて成果を把握することで、事業間での重複した活動がある場合に視覚化でき効率を見直す契機ともなり、次年度以降に重点的に取り組む必要がある事業を明確する効果もある。

よって、各事業の成果とプロジェクトの成果目標との関係性を明示するよう検討されたい。

## 6. 雇用事業の中長期的視点に立った施策の検討について（意見）

＜詳細は第4 IV 1. 及び5. 参照＞

県の成長・雇用戦略において、雇用は成長分野と並んで施策が検討されており、「誰もが活躍できる場の創出」及び「障がい者の一般就労拡大プロジェクト」はそれぞれ県の重要プロジェクト・最重要プロジェクトの一つに位置づけられている。これらの中核的事业である以下の2つの事業について、中長期的視点に立った施策を検討されたい。

## (1) 総合人材チャレンジセンター事業

総合人材チャレンジセンター事業は、「誰もが活躍できる場の創出」において、対象期間を通じ機能強化が定められており、中長期的な事業である。本事業は、現状は単年契約であるが、複数年契約を行うことにより、事業者がノウハウ等の蓄積により優れた提案が行えること、また、継続的な運営を行うことでより効率的に業務を運営することが可能となり、高い成果を出すことも可能となることから、複数年契約が適切と考える。

また、現状の事業評価の指標は、総合人材チャレンジセンターの利用者と就職決定者を指標としているのみであり、本来の目的である雇用のミスマッチの解消と安定した雇用の確保との関連性が低いため、利用者が就職した後の定着率を業績評価の指標とすることにより、今後の事業運営にも生かすことができ、事業目的と事業評価の指標が整合することになると考える。

さらに、事業拠点は3拠点（岐阜市内2か所、多治見市1か所）及び関市の出張所が開設されているが、県内のすべての人が公平に利用できるような施設運営を検討する必要がある、会場へのアクセスの利便性を考慮し、より多くの県内の未就職者が総合人材チャレンジセンター事業を利用する機会を提供できるよう、関市のケースのように出張所を展開するなど、利用者のニーズに応じて柔軟に展開することを検討されたい。

## (2) 障がい者チャレンジトレーニング事業

本事業は、他の障がい者職業訓練と異なり、10日間と短期間の障がい者職業訓練となっていることから、障がい者及び企業が利用しやすい訓練制度設計になっていると考えられるが、障がい者の一般就労拡大のために制度の拡充と並行して、以下のような中期的にサポートできる体制を構築することが望ましい。

職業訓練後の中期的な報告が行われておらず、就職後に定着しているかが不明であるため、障がい者職業訓練のように90日までは状況を報告してもらい、その後のフォローができるような仕組みを構築することを検討すべきと考える。

また、実習生や受け入れ企業に対するアンケート等が実施されていないため、より良い制度となるようにアンケート等による参画者の声を集約する仕組みが必要と考える。



## 7. 成長・雇用戦略に基づく施設再編の管理体制について（意見）

県の成長・雇用戦略の中で、既存施設の再編等を含め複数の施設の整備が盛り込まれている。直近におけるこれらの施設の整備計画及び既存施設の今後の方向性について所管課に照会をした結果は以下のとおりであった。

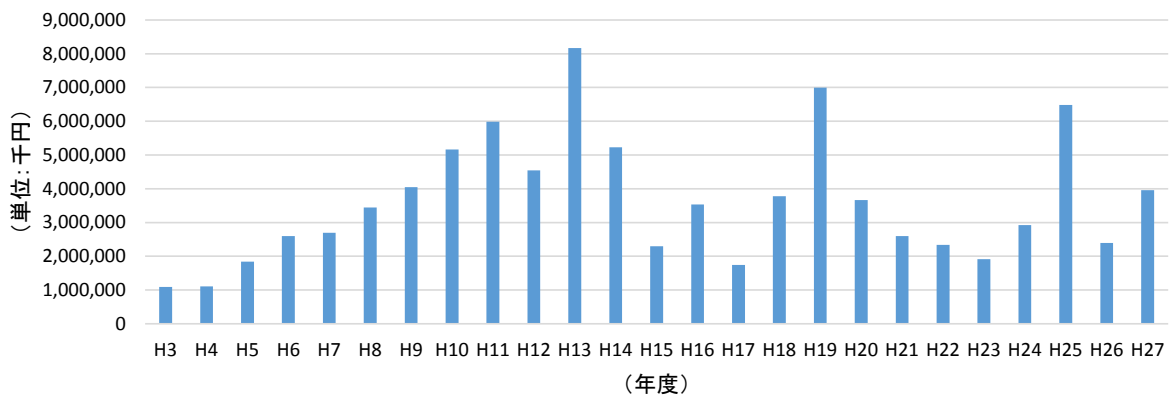
所管部署	施設名称	整備予定面積	概算事業費	整備計画年度	[既存施設の移転を伴う場合] 既存施設の今後の方向性
労働雇用課	岐阜県障がい者総合就労支援センター(仮称)	約 3,000 m <sup>2</sup>	1,407,000 千円 (規模協議額)	平成 28～30 年度	(既存施設なし)
産業技術課	工業技術研究所 技術開発棟(仮称)、試作開発棟(仮称)	約 7,000 m <sup>2</sup>	3,351,319 千円(平成 28 年 9 月補正予算時点)	平成 27～30 年度	<u>以下の既存施設のいずれも、移転完了予定の平成 31 年 6 月頃を目途に、庁内外の関係機関と利用の方向性を示す予定。</u>
	食品科学研究所(仮称)	約 2,400 m <sup>2</sup>	1,989,030 千円(平成 28 年度当初予算時点)	平成 28～30 年度	産業技術センター(延床面積：5,641.35 m <sup>2</sup> )、産業技術センター紙業部(同：2,168.88 m <sup>2</sup> )、情報技術研究所(同：1,350.89 m <sup>2</sup> )
新産業振興課	アネックス テクノ 2 (成長人材育成センター)	1,139 m <sup>2</sup>	185,900 千円	平成 27～28 年度	既存施設の改修により整備
	かかみがはら航空宇宙科学博物館	12,192 m <sup>2</sup> うち 4,039 m <sup>2</sup> (増床分)	4,873,500 千円 (展示物含む)	平成 28～29 年度	既存施設の改修、増床
	情報科学芸術大学院大学(IAMAS)	5,541 m <sup>2</sup>	245,940 千円 (既存施設への移転)	平成 26 年 4 月ソフトピアジャパンに移転	<u>以下の旧キャンパス施設(移転以降遊休化しており、機械警備により維持管理)の利用の方向性について検討中。</u> 本校舎(延床面積：6,024.35 m <sup>2</sup> )、新校舎(同：2,967.28

					m <sup>2</sup> 、マルチメディア工房(同：872.87 m <sup>2</sup> )
地域産業課	清流の国ぎふギャラリー	329.9 m <sup>2</sup>	48,567千円	平成26年9月アクティブGに開設	(既存施設なし)
	県産品ビジネス支援センター	—	—	—	(既存の支援機関の活用を予定)
観光企画課	関ヶ原古戦場ビジターセンター(仮称)	未定(展示構成検討中)	未定(面積未確定)	平成28～31年度	(既存施設なし)

県の商工労働部では、これまでに下表に示すように施設等の整備に多額の投資を行ってきたが、成長・雇用戦略の実行にあたり、概算事業費が未定とされている施設を除いても約121億円という多額の投資が予定されていることが分かる。

しかし、上表のとおり、既存施設の方向性については、産業技術センター(昭和47年度築)、産業技術センター紙業部(昭和49年度築)及び情報技術研究所(平成12年度築)は未だ検討されておらず、移転完了予定の平成31年6月頃を目途に、庁内外の関係機関と利用の方向性を示す予定となっている。また、情報科学芸術大学院大学の旧キャンパス施設(本校舎(昭和39年度築)、マルチメディア工房(平成8年度築)、新校舎(平成11年度築))は平成26年4月以降、遊休化し機械警備により維持管理されているが、今後の利用の方向性は検討されているものの定まっていない。

＜商工労働費 普通建設事業費 決算額推移＞



県は平成27年8月に「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」を策定しており、「増加が見込まれる公共施設等に要する経費について、公共施設等の総量を維持しながら、その財源を将来にわたって確保するのは容易ではない」との現状認識の下で、公共施設等について「老朽化等に伴う再整備に際しては、必要性や適正規模等を検討の上、拡充、縮小、転用、統合、廃止等を行い、最適な配置を推進」することを基本方針として、全庁的に連携して取り組むこととしている。また、施設類型ごとの管理基本方針として、試験研究機関については「産業界等の意見も踏まえ、適正配置等を検討」する方針としている。

成長・雇用戦略に盛り込まれた上記の施設再編は、この方針とも整合しているが、持続可能な財政運営のためには、大規模な施設の新設と既存施設の廃止について経済的・効率的な意思決定を適時に行う必要がある。そのため、かかる施設再編にあたっては、意思決定と並行して、種々の選択肢において発生する経費を見積ったうえで、他の部署を含めて既存施設の利用の方向性を検討することとされたい。

## 第4 外部監査の結果—個別的事項—

### I 商工政策課

#### 1. 岐阜県中小企業団体中央会補助金について

##### (1) 概要

事業費 162,675千円（当年度決算額）

##### <財源内訳>

区分	事業費	財源内訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	166,033				166,033
当年度決算額	162,675				162,675

##### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
補助金	162,675	人件費、指導旅費、研修旅費、資質向上推進費、事務費、事務所設置費 講習会開催事業費、専門家派遣事業費、活性化支援事業費、情報提供事業費
合計	162,675	

##### (事業目標)

###### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

岐阜県中小企業団体中央会への補助により、組合等の課題解決のための適切な指導や、ニーズに合った支援を継続的に実施し、組合及び中小企業者の経済的地位の向上と活性化を図る。

##### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標値	達成率
巡回指導件数	—	—	—	3,730	—	—
専門家派遣事業件数	—	—	—	37	—	—
組合等活動支援事業 利用組合数	—	—	—	18	—	—

※昨年度までは、具体的な指標を設定していないため、現在値以外については、未記入。

当該補助事業は、組合や中小企業者の経済的地位の向上と活性化を目標とし、この補助金で岐阜県中小企業団体中央会に助成を行い、指導員・職員・役員の人件費及び経営支援事務費等の事業費を負担しているが、中央会による実施事業は多岐にわたり、その成果を数値において測ることはできないとしている。

中小企業団体中央会は、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づいて設立された特別認可法人で、各都道府県に一つの中央会と全国中小企業団体中央会より構成されている。中央会の主な目的は、中小企業の組織化を推進し、その強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図ることである。中央会では、組合等の設立や運営の指導・支援、異業種の連携組織や任意グループなどの中小企業連携組織の形成支援などのほか、金融・税制や労働問題など中小企業の様々な経営問題についても相談に応じている。（『中小企業組合ガイドブック（2015－2016）』22頁参照）

県では「予算要求額と交付税単価での積算額との比較表」により指導員と職員の人件費について、中央会の給与規定に基づき積算された額と交付税単価に基づき積算した額のうち、低い方の額の補助を行っている。

## （2）手 続

岐阜県中小企業団体中央会補助金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## （3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 補助金額への指標達成度の反映について（意 見）

指導員は組合及び中小企業者に対して経営支援活動及び組合等組織化活動を行っているが、目標の達成度を示す指標について実績値が目標値を著しく下回った場合でも補助金額は上記（1）概 要に記載の方法に従い算定されるため、その場合の事業成果は補助金額に見合ったものとはいえない。

したがって、最低限達成すべき数値を設定し、実績がそれを下回った場合

には補助金額を引き下げることとし、一定の成果を確保する仕組みを検討することが望ましい。

## 2. 商工会及び商工会議所補助金について

### (1) 概要

事業費 2,008,167千円(当年度決算額)

#### <財源内訳>

区分	事業費	財源内訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	2,045,883				2,045,883
当年度決算額	2,008,167				2,008,167

#### <事業費(当年度決算額)の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
補助金	2,008,167	商工会、商工会議所及び商工会連合会の人件費及び事業費に対する補助。
合計	2,008,167	

#### (事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
 商工会等を通じて小規模事業者等の経営の改善発達等を支援し、もって、小規模事業者等の振興と安定に寄与する。

#### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標値	達成率
巡回指導件数	—	—	—	64,257	64,000	—
窓口指導件数	—	—	—	51,963	46,000	—
講習会開催件数	—	—	—	1,963	1,500	—

※昨年度までは、具体的な指標を設定していないため、事業開始前の目標については、未記入。

※「巡回指導」「窓口指導」「講習会開催」の目標件数は、いずれも商工会等(62団体)の合計値で、単年度ごとに設定。

本補助金の目的は、小規模事業者等の振興と安定を図ることであるため指

標の設定と実績の評価が困難とされている。ただし、補助金交付団体が小規模事業者等に対して行う経営改善普及事業等の基礎となる巡回指導、窓口指導、講習会開催の実施状況や個々の経営支援事例等により各団体の活動実態の把握を行っている。

県は、商工会（46 団体）、商工会議所（15 団体）に対して人件費、地域の商工業者の経営支援を目的に行う経営改善普及事業費及び地域振興事業費の補助を行っている。また、商工会連合会に対して人件費、商工会支援事務費、経営改善普及事業費及び商工会活動強化事業費の補助を行っている。商工会は商工会法に基づいて、主に町村部で設立された団体であり、中小企業施策の中でも特に小規模事業施策に重点を置いており、事業の中心は経営改善普及事業である。商工会議所は商工会議所法に基づいて、主に市部で設立された団体で、地域の総合経済団体として、中小企業支援のみならず、国際的な活動を含めた幅広い事業を実施している。商工会連合会は、商工会全般の健全な発展と商工業の振興に寄与する目的から、商工会の運営全般に関する指導・連絡及び商工業関連情報・資料の収集や提供等の活動を行っている。

県の財源としては、従前は、国から国庫補助金として「小規模事業指導費補助金（商工会・商工会議所の経営指援員等分）」が交付されていたが、当該補助金が廃止された後、地方交付税措置等により一般財源化されている。しかし、国庫補助金廃止後も、県の補助金額の決定方法は、従前の国の交付税単価を基準にしたものである。

## （2）手 続

岐阜県商工会及び商工会議所補助金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## （3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 補助金額への指標達成度の反映について（意 見）

商工会及び商工会議所では経営支援員が商工業者へ経営改善普及事業等を、商工会連合会では専門経営指導員が経営改善普及事業及び商工会活動強

化事業等を行っているが、目標の達成度を示す指標について実績値が目標値を著しく下回った場合でも、補助金額は上記（１）概要に記載の方法に従い算定されるため、その場合の事業成果は補助金額に見合ったものとはいえない。

したがって、最低限達成すべき数値を設定し、実績がそれを下回った場合には補助金額を引き下げることとし、一定の成果を確保する仕組みを検討することが望ましい。

### 3. 商工労働部政策検討調整費について

#### （１）概要

事業費 1,056千円（当年度決算額）

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	1,800				1,800
当年度決算額	1,056				1,056

#### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
報償費	454	講師・パネリスト等謝金
旅費	138	講師・パネリスト等費用弁償、業務旅費
需用費	74	事務用消耗品購入費等
役務費	21	郵便料、電話代
使用料	369	会場借上料
合計	1,056	

#### （事業目標）

##### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

##### （１）有識者会議

県経済の急激な変動時に、県内経済団体の代表者等からなる有識者会議を開催することにより、県内の景気動向を的確に把握し、効果的な産業政策の立案に繋げる。

##### （２）ぎふ輝く女性ネットワーク・ぎふ女性経営者懇談会

県内で働く女性のロールモデル（見習うべきお手本）になる女性の発掘と交流の場を提供することにより、企業等における女性の活躍を促進する。



### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標値	達成率
ぎふ輝く女性ネットワーク会員数	— (H22)	— (H23)	105人 (H24)	146人 (H26)	150人 (H27)	97.3%

### (2) 手 続

商工労働部政策検討調整費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

#### ① 指標名及び目標について（意 見）

ぎふ輝く女性ネットワークは事業趣旨に賛同する女性経営者を取りまとめた名簿であり、名簿より会議や懇談会への出席を依頼している。名簿上の人数が増加しても会議や懇親会が実施されなければ議論や意見交換は行われないこととなり、事業費が有効に活用されていないことになる。

よって、指標名をぎふ輝く女性ネットワーク会員数から有識者会議・ぎふ輝く女性ネットワークの会合・ぎふ女性経営者懇談会の開催回数及び出席者数に変更することが望ましい。

## 4. 施設改修工事負担金（岐阜産業会館）について

### (1) 概 要

事業費 30,167千円（当年度決算額）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	36,400				36,400
当年度決算額	30,167				30,167

<事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
負担金	30,167	岐阜産業会館の必要な機能を維持するとともに、利用者の安全を確保するために必要な改修等を実施 ・非常用発電機交換工事 ・大展示場天井等改修工事 等
合計	30,167	

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

岐阜産業会館は、建設後44年が経過しており、施設の老朽化により修繕が必要な箇所が多数あることから、必要な改修工事等を実施することで、会館の機能を維持するとともに、利用者等の安全を確保する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標値	達成率
利用日数(日)						
：大展示場	—	133	152	129	125	103%
：中展示場	—	117	113	117	112	104%
：小展示場	—	178	190	169	174	97%
利用人員(人)						
：大展示場	—	86,440	91,615	87,795	—	—
：中展示場	—	71,900	77,540	67,910	—	—
：小展示場	—	13,228	15,205	13,349	—	—
	(—)	(H23)	(H24)	(H25)	(H25)	

施設（岐阜産業会館）の概要について下記に記載する。

① 所在地

岐阜県岐阜市六条南 2-11-1

② 施設の設置目的

岐阜市の産業の発展と市民の文化向上に寄与することを目的に県と岐阜市が共同で設置した施設であり、市内中央部に位置しており、大型重機で搬入可能な大展示場を始め、会議室も備えた施設である。

③ 沿革

昭和 45 年 8 月 県と岐阜市の共同施設として開館

④ 提供する業務

展示場及び会議室の貸出

(2) 手 続

施設改修工事負担金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査  
手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合  
規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとす  
る。

① 今後の利用方法について（意 見）

岐阜産業会館は県内産業の振興と文化の向上を目的に、昭和 45 年 8 月に  
県と岐阜市が共有施設として開館し、改修工事費についてもそれぞれ 1/2 を  
負担している。建設後 44 年以上が経過しており、施設・設備の老朽化が顕  
著になっているため、利用者の安全確保のために必要な改修工事費用が計上  
されている。しかし、さらに老朽化が進んだ場合に会館を使用できなくなる  
おそれがあるため、大規模な建て替え工事の実施、代替的施設の使用等の方  
向性を検討する必要がある。したがって、共同管理者である岐阜市と協議を  
進めながら、今後の方向性を早急に決定することが望ましい。

5. 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター補助金について

(1) 概 要

事業費 196,884 千円（当年度決算額）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	198,659				198,659
当年度決算額	196,884				196,884

<事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
補助金	196,884	(公財) 岐阜県産業経済振興センターの人件費、事務費、事業費の補助
合計	196,884	

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

県内企業の様々なニーズに対応した、総合的かつ機動的な支援を行う(公財)岐阜県産業経済振興センターに対し、人件費、運営費及び事業費を助成することにより、県内産業の振興を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

目標の達成度を示す指標は設定していない

本補助金は、県内企業等に対して様々な支援を行う公益財団法人へ必要経費を助成し、県内産業の振興を図ることを目的としているため、個別の指標の設定と実績の評価が困難とされている。

県は常勤役員、プロパー職員等に対する人件費、センターの管理及び運営に関する経費、調査研究事業費、中小企業ライブラリー整備運営事業費について補助金を交付している。

交付先団体である公益財団法人岐阜県産業経済振興センターの概要について下記に記載する。

① 所在地

岐阜県岐阜市藪田南 5-14-53 ふれあい福寿会館 10 階

② 設置目的

県の産業経済に関する調査及び研究を実施するとともに、中小企業に必要な情報事業を総合的に行い、創業及び経営基盤の強化、経営の合理化・安定化、新産業の育成その他中小企業の経営環境を改善するための事業の推進を図り、県の産業経済の健全な発展に寄与するために設立された。

### ③ 沿革

- 昭和 45 年 4 月 財団法人岐阜県中小企業設備貸与公社設立
- 昭和 47 年 4 月 財団法人岐阜県下請企業振興協会設立
- 昭和 49 年 4 月 財団法人岐阜県シンクタンク設立
- 昭和 52 年 4 月 財団法人岐阜県中小企業設備貸与公社と財団法人岐阜県下請企業振興協会を統合し、財団法人岐阜県中小企業振興公社に改組
- 平成 7 年 4 月 財団法人岐阜県シンクタンクの名称を財団法人岐阜県産業経済研究センターに変更
- 平成 12 年 4 月 財団法人岐阜県中小企業振興公社と財団法人岐阜県産業経済研究センターを統合し、財団法人岐阜県産業経済振興センターとして発足
- 平成 24 年 4 月 公益財団法人岐阜県産業経済振興センターに移行

### ④ 実施する事業

- ア. 中小企業の診断及び助言等経営支援に関する事業
- イ. 中小企業の経営基盤の強化及び経営の合理化・安定化の促進に関する事業
- ウ. 産業技術に関する研究開発の促進に関する事業
- エ. 中小企業の新商品開発及び販売促進に関する事業
- オ. 海外取引の支援及び下請企業の取引促進に関する事業
- カ. 地域資源を活用した産業振興及び中小商業の活性化に関する事業
- キ. 創業及び新事業の創出並びに人材育成に関する事業
- ク. 求職者の就職支援に関する事業
- ケ. 産業経済に関する調査研究並びに資料の収集及び情報提供に関する事業
- コ. 特定鉱害復旧に関する事業
- サ. その他この法人の目的達成に必要な事業

## (2) 手 続

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター補助金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

#### ① 指標名及び目標について（意見）

当該事業について、平成 27 年度まで指標名と目標を設定していなかったが、平成 28 年度からライブラリー図書及び DVD 貸し出し数が指標名及び目標に設定されている。しかし、事業費の中に調査研究事業費も含まれている。調査研究事業費とはヒアリング調査により、実際に企業の取組みや動向を調査研究し、成果を中小企業に情報提供する活動である。

よって、ヒアリング調査回数や成果を中小企業に情報提供した回数を指標名及び目標に加えることが望ましい。

## II 商業・金融課

### 1. 中小企業制度融資貸付金について

#### (1) 概要

事業費 30,313,000 千円（当年度決算額）

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支 出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	35,974,800		35,974,800		
当年度決算額	30,313,000		30,313,000		

#### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
貸付金	30,313,000	金融機関への預託金
合計	30,313,000	

#### (事業目標)

##### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

取扱金融機関へ県の資金を預託することで長期、固定、低金利の融資制度を構築し、中小企業者の資金調達を円滑化する。

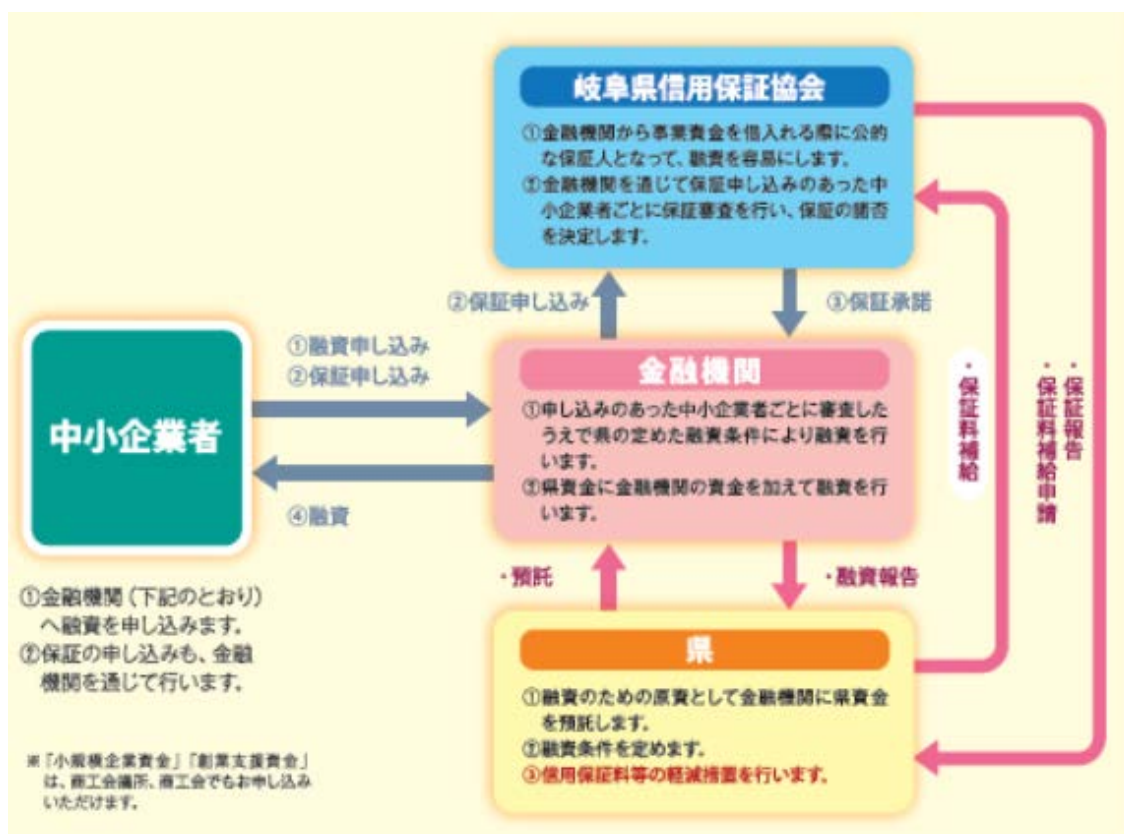
#### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
新規融資 実績 (金額)	(H )	56,991 百万円 (H23)	37,736 百万円 (H24)	35,099 百万円 (H25)	73,045 百万円 (H27)	%
岐阜県下企 業倒産月報 (TSR 情報) 暦年・件数	(H )	197 件 (H23)	168 件 (H24)	182 件 (H25)	146 件 (H27) H25 比 △20%	%

中小企業制度融資貸付金は、県内の中小企業者が、経営の活性化、安定のために必要な事業資金を円滑に調達できるよう、県が設けている融資制度（以下、「県制度融資」という。）である。県制度融資は、県・金融機関・県信用保証協会の3者が協力し、金融機関を通じて中小企業者に融資を行い、岐阜県商工

労働部商業・金融課（以下、「商業・金融課」という。）が当該事業を監督している。県制度融資の特徴は、①長期固定の低金利であること、②信用保証料の一部を県が負担することであり、県制度融資のしくみは（図1）のとおりである。

（図1）



（出典；「岐阜県中小企業資金融資制度のご案内」の「県制度融資のしくみ・お申し込み方法」）

また、県制度融資として（表1）のメニューが用意されている。



(表1)

制度融資名	資金用途	信用保証 ○: 全て必要 △: 必要により ×: 不要	県の信用保証料補助 ○: あり ×: なし
(1)一般資金	通常の事業運営に資金が必要な方を幅広く支援		
経営安定資金	経営安定に必要な長期事業資金(運転・設備)	△	○
小規模企業資金	小規模企業の経営安定に必要な事業資金[国の「小口零細企業保証制度」に対応する資金](運転・設備)	○	○
季節資金(夏季・年末)	夏季・年末時期に必要な短期事業資金(運転資金に限る)	△	○
売掛債権担保活用資金	事業者に対する売掛債権を保有している中小企業の経営安定を図るために必要な事業資金(運転・設備)	○	×
(2)元気企業育成資金	新たな事業展開等を行う「元気企業」を支援		
産業活性化・国際展開資金(※)	食料品、繊維、木工・家具、紙、陶磁器、金属・刃物及びプラスチックの製造業若しくは健康、福祉、環境、交流、教育、文化、ハイテク産業を積極的に活性化、又は経営資源を活用して新たに事業展開等をするために必要な事業資金(運転・設備)	△	○
成長産業強化支援資金	岐阜県成長・雇用戦略に基づく成長分野に係る設備、県内観光施設の増改築に必要な事業資金(運転・設備)	△	○
企業立地等支援資金	県内観光施設の増改築、企業立地計画等の承認を受けた事業、岐阜県企業誘致戦略に基づく各クラスターエリア内で対象となる業種の施設設備の整備に必要な事業資金(設備)	△	○
創業支援資金	新規事業等を図るために必要な事業資金(運転・設備)	△	○(全額)
経営合理化資金	経営の合理化・効率化等を図るための施設や設備の整備に必要な事業資金(運転・設備)	△	○
新エネルギー等支援資金	地球環境の保全・改善、電力需給対策を図るための施設設備の整備に必要な事業資金(運転・設備)	△	○
子育て支援資金	岐阜県子育て支援企業登録制度の登録業者が必要な事業資金または、事業書内保育施設等の設置及び運営に必要な事業資金(運転・設備)	△	○
雇用支援資金	雇用維持又は拡大に努める事業者の事業資金(運転・設備)	△(一部○)	○
(3)特別経済対策資金	厳しい経営環境の中で、がんばっている企業を支援		
経済変動対策資金	経営環境の変化による業況悪化に対応して、経営安定を図るために必要な事業資金(運転・設備)	○	○
関連倒産防止資金	倒産関連中小企業等の経営安定に必要な事業資金(運転資金に限る)	○	○
返済ゆとり資金	旧債務を借り換えることにより、経営の安定や改善を図るための事業資金(運転・設備)	○	○
経営力強化支援資金	中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ自ら事業計画の策定、実施、進捗状況を報告する中小企業の事業計画を実施するために必要な事業資金(運転・設備)	○	○
中小企業再生支援資金	岐阜県中小企業再生支援協議会等の支援を受けて事業再生を図るために必要な事業資金 岐阜県信用保証協会の求償権消滅保証を受けて事業再生を図るために必要な資金 ぎふ中小企業支援2号ファンドの支援をうけて事業再生を図る事業者の当該事業再生の終了に必要な資金 産業競争力強化法第55条第1項及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第1号から第3号に規定する計画に従って事業再生を行うために必要な資金(運転・設備)	○	○
(4)災害復旧資金	地震、豪雨等の災害の被害を受けた中小企業の事業復旧を支援		
災害復旧資金	地震、豪雨等の災害により被害を受けた中小企業者及び組合の事業復旧のために必要な事業資金(運転・設備)	別に定める	別に定める

(※) 平成28年度から、「産業活性化・海外市場開拓支援資金」に名称変更している。

県制度融資のしくみを示した(図1)に記載のとおり、県は金融機関に資金を預託している。経済金融環境の変化の中で、中小企業が成長発展していくためには、必要な金融ニーズに適切に対応していくことが求められており、県・金融機関・岐阜県信用保証協会が協力し、県内中小企業者等の事業活動の活性化と経営の安定に必要な資金を低利で供給し、県内産業を活性化させることが必要とされている。また、金融機関の協調を得て低利の融資制度を実現するためには、県が資金の一部を金融機関に預託することが必要とされている。

## (2) 手 続

県制度融資に関する関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べる  
こととする。

#### ① 岐阜県中小企業資金融資状況報告書の確認状況について（指 摘）

(図1)にもあるとおり、県は金融機関に預託金を預け入れている。預託金は新規分の場合、年3回、計算対象期間の融資実績の8分の1を、継続融資の場合、年2回、融資残高に応じて4分の1又は8分の1を預託している。新規分の預託金については、毎月、「岐阜県中小企業資金融資状況報告書」を制度融資の申込み先窓口の金融機関に提出させ、そこに記載された新規融資額に基づき計算している。

岐阜県中小企業資金融資状況報告書について、金融機関からもれなく報告を受けていることを検証したところ、ある金融機関からは報告を受けていなかった。当該金融機関は、窓口ではあるが、県管理データ（県信用保証協会から入手する申込ベースのデータ）では残高がないため、県管理データ上新規融資がなければ、報告を求めないとのことである。しかし、「岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱」第14条には「取扱金融機関及び保証協会は、毎月の融資又は保証状況を別（振興要領）に定めるところにより、知事に報告しなければならない」と規定されており、また、県側のデータと金融機関からの「岐阜県中小企業資金融資状況報告書」では、データの抽出時点の相違から両者の金額が不一致となっている事例も数件みられた。県は、預託金の計算を正確に行うため、毎月の報告をもれなく受け確認すべきである。

#### ② 岐阜県制度融資の認知度の測定方法について（意 見）

中小企業制度融資貸付金の事業評価調書において、今後の課題の1つとして「融資制度の周知と利用促進」が挙げられている。県制度融資の周知状況の判断にあたり、県が主に参考に行っている指標が、「岐阜県中小企業資金融資制度に係るアンケート」の調査結果である。このアンケートは、商業・金融課が実施しており、調査目的は「中小企業者の視点に立った、より利用しやすく、わかりやすい融資制度とするため、県内の中小企業者の意見を幅広く聴くこと」である。また、調査項目は「①回答者の状況（事業所所在地、業種、従業員数）、②資金調達、県融資制度の利便性、返済緩和条件の実施、

③金融機関の融資姿勢」が主なものになり、毎年、その年に調査したい項目が追加されている。このアンケートは、岐阜県中小企業団体連合会、岐阜県商工会連合会の協力を得て、会員又は取引先 1,050 社に配布される。

このアンケートにおいて、県制度融資の周知状況に関して例年実施されている質問は、アンケート回答者のうち、資金調達を実施し、かつ県制度融資を利用しなかった回答者について、県制度融資を利用しなかった理由の 1 つの選択肢として「県制度融資を知らなかった」が与えられているのみである。また、「県制度融資を知らなかった」という選択肢は 8 個ある選択肢の 1 つで複数回答可となっている。

このアンケート項目について、以下の理由から融資制度の周知状況を測るには不適切であると考ええる。

- i. 県制度融資が岐阜県下の中小企業に周知されているかどうかは重要となるため、県制度融資以外で資金調達した中小企業にのみアンケートをとっても岐阜県下の中小企業の周知度合は分からない。
- ii. 「県制度融資を知らなかった」という選択肢は 8 個ある選択肢の 1 つで複数回答可となっているため、複数回答者の増減により回答構成比に影響が出てしまい、県制度融資の周知状況の実態が把握し難い。

以上の理由により、現在のアンケート項目を毎年質問し続けることは目的と照らして有効ではないと考ええる。中小企業制度融資貸付金の課題の解消状況をモニタリングしていくためには、毎年、全回答者に対して、「県制度融資を知っているか」と質問し、その回答をモニタリングすることが望ましい。

### ③ 岐阜県制度融資の認知度の向上について（意見）

②で記載したとおり、現在、岐阜県下の中小企業者に対する県制度融資の認知状況についての実質的なアンケートは継続的に取られていないが、平成 26 年 9 月と平成 27 年 10 月にまとめられたアンケート分については、県制度融資に対する岐阜県下の中小企業の認知度が推定できる質問が追加で実施されていた。そのアンケートは、全回答者に対して、「県制度融資を利用すると、信用保証料の負担が通常より軽くなることを知っているか」という質問であり、結果は下の表のとおりである。

調査結果作成月	平成26年9月			平成27年10月		
	回答数	全回答者数	構成比	回答数	全回答者数	構成比
県制度融資を利用すると、信用保証料の負担が通常より軽くなることを知っている。	131	347	38%	235	571	41%
配布枚数		1050			1050	

この結果から、県制度融資についての認知度は40%前後であると推定できる。現在、商業・金融課が県制度融資の周知を図るために実施している主な活動は、金融機関への説明会を春と秋に実施することである。商業・金融課は、県制度融資の利用者である中小企業者との直接的な接点がない。このため、金融機関の融資担当者に対して県制度融資の説明会を実施することにより、金融機関を訪れた融資希望者に対し選択肢の一つとして県制度融資の提示を促進している。なお、その他の活動として、岐阜県商工会連合会等が開催する研修会での融資制度の紹介や、岐阜県信用保証協会においてラジオCM放送も実施している。

商業・金融課が現在実施している金融機関の融資担当者への周知を図る活動は今後も継続する必要があるが、県制度融資のメニューにはセーフティネット的な役割のものも多いので、中小企業者の認知度を上げることにより県制度融資の利用を促進し、不測の事態による倒産を防止し、県内産業の活性化及び発展を支援することが必要である。中小企業者と直接的な接点のある別の局や課の協力も仰ぎながら、中小企業者への直接的な制度の周知を図る活動にも力を入れていくことが望ましい。

#### ④ 元気企業育成資金の利用率の向上について（意見）

（表1）で記載したとおり、県制度融資は（1）一般資金、（2）元気企業育成資金、（3）特別経済対策資金、（4）災害復旧資金の4種類に分けられる。県制度融資の平成27年度における新規融資率達成率を（表2）にまとめた。

(表2) 平成27年度・新規融資融資枠達成率(平成28年3月末)

(単位: 件、千円、%)

資金名	県資金(※1)	融資枠 (A)(※2)	平成27年度融資実績		達成率 (B/A)	対前年比	
			件数	金額 (B)		件数	金額
中小企業振興支援資金	9,532,500	73,045,000	3,144	29,879,277	40.9%	91.3%	93.7%
(1) 一般資金	1,668,800	13,350,000	1,722	8,182,448	61.3%	87.6%	92.2%
経営安定資金	520,000	4,160,000	383	2,588,505	62.2%	75.5%	79.5%
同和地区小規模事業資金枠	36,300	290,000	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
小規模企業資金	887,500	7,100,000	1,145	4,522,943	63.7%	94.5%	104.7%
季節資金(夏季)	98,750	790,000	96	512,000	64.8%	80.7%	81.4%
季節資金(年末)	101,250	810,000	98	559,000	69.0%	78.4%	84.7%
売掛債権担保活用資金	25,000	200,000	0	0	0.0%	--	--
(2) 元気企業育成資金	1,664,100	13,310,000	728	10,620,459	79.8%	108.0%	110.6%
産業活性化・国際展開資金	51,300	410,000	7	136,500	33.3%	58.3%	60.6%
成長産業強化支援資金	250,000	2,000,000	3	102,700	5.1%	--	--
企業立地等支援資金	106,300	850,000	0	0	0.0%	--	--
創業支援資金	168,800	1,350,000	187	1,906,753	141.2%	130.8%	162.7%
経営合理化資金	336,300	2,690,000	194	2,228,726	82.9%	107.8%	94.9%
新エネルギー等支援資金	156,300	1,250,000	45	940,080	75.2%	54.2%	64.4%
子育て支援資金	143,800	1,150,000	59	931,440	81.0%	79.7%	86.6%
雇用支援資金	451,300	3,610,000	233	4,374,260	121.2%	128.0%	131.7%
(3) 特別経済対策資金	5,673,200	45,385,000	694	11,076,370	24.4%	86.4%	82.6%
経済変動対策資金	4,005,000	32,040,000	394	5,431,655	17.0%	86.4%	76.9%
関連倒産防止資金	58,800	470,000	1	5,000	1.1%	50.0%	40.0%
返済ゆったり資金	1,434,400	11,475,000	253	4,664,936	40.7%	86.9%	85.4%
経営力強化支援資金	125,000	1,000,000	45	957,579	95.8%	83.3%	110.3%
中小企業再生支援資金	50,000	400,000	1	17,200	4.3%	--	--
(4) 災害復旧資金	526,400	1,000,000	0	0	0.0%	--	--

(※1) 県資金と(※2) 融資枠の関係であるが、融資枠は県制度融資として金融機関が中小企業者に新規に貸し出す県としての目標値であり、前期実績や前期予算枠を参考に設定される。金融機関に預託される県資金は、原則として、融資枠の8分の1として算出される。

(表2)の平成27年度の達成率を見ると、達成率33%の「産業活性化・国際展開資金」、達成率5.1%の「成長産業強化支援資金」、達成率0%の「企業立地等支援資金」の3つが低水準であり、いずれも元気企業育成資金である。

ここで、4種類の県制度融資の特徴として、一般資金・特別経済対策資金・災害復旧資金は、景気悪化や災害の発生などで必要とされる資金であり、どの都道府県でもセーフティネット的な役割として一般的に設けられている制度であるが、元気企業育成資金は、県の成長・雇用戦略などに基づき創設されている資金であり、県の独自性が現れる制度であるといえる。平成26年3月に公表された「岐阜県成長・雇用戦略」によると、「5 岐阜県成長・雇用戦略の方向性」で「航空宇宙」「医療福祉機器」「医薬品」「食料品」「次世代エネルギー」の5分野を岐阜県の成長分野として位置づけ、重点的に企業の集積並びに規模拡大を図るとしている。そして具体的なプロジェクトとして、「6 戦略を推進するための基盤づくり」で以下のように記載している。

#### (1) 企業誘致・設備投資

##### ①現状

##### <企業誘致>

- ・岐阜県の工場立地は近年、好調に推移しており、平成24年の工場立地動向調査結果によると、製造業の工場立地件数は34件（前年36件）で全国8位、立地面積は28ha（前年44ha）で全国14位。立地件数は、全国平均の20件を大きく上回っている。
- ・とりわけ、成長分野における規模の拡大、関連企業の集積のためには、既に一定の企業集積がある航空宇宙分野を除いて、まずは企業誘致を重点的に行うことが必須である。成長分野の企業立地をより多く実現していくためには、魅力的な助成制度が不可欠である。

##### <設備投資>

- ・厳しい経済情勢が続く中、中小企業者は設備投資に対して慎重になっており、設備全体の6割が10年超、3割が20年超、1割は30年超の古い設備であるとの調査結果が示されている。（生産設備保有期間等に関するアンケート調査：平成25年5月経済産業省公表）

・ 製造業にとって生産性及び効率性の向上は常に課題であり、その対応には設備投資が必要不可欠である。

## ②関係者からの意見及び課題

<好立地を活かした企業誘致>

～省略～

<中核企業の誘致>

○例えば航空宇宙産業のように、まずはTier1（一次下請け）企業を誘致して、関連企業の集積を目指す戦略が必要。

<設備投資支援>

○国、県に対して、設備投資を促す全般的な施策を期待する。

○中小企業を対象として、老朽化した機械の更新に係る補助制度があるとよい。

○新製品の製造や高品質化のために、新規に機器を導入したいが設備投資に必要な費用を捻出することは非常に厳しいため、県の支援を希望する。

## ③今後の方向性

成長産業の集積を図るとともに、雇用と税源の確保につながる企業誘致を、岐阜県の好立地を活かして推進していく。そのために、補助制度の拡充、優遇税制の創設をパッケージにした新たな立地支援策を創設し、今後の東海北陸自動車道四車線化（H30）、東海環状自動車道全線開通（H32）、さらにはリニア中央新幹線開業（H39）を視野に入れ、毎年30haの工場用地の確保を目指していく。

また、生産性向上、新製品の製造や高品質化等に欠かせない中小企業の設備投資についても、設備貸与制度や県制度融資の創設・強化により支援する。

<企業立地の促進>

（1）成長分野を対象とした立地支援策の創設

○補助制度と優遇税制をパッケージ化

（2）～省略～

（3）～省略～

<企業の生産性向上>

（4）成長分野への進出及び生産性向上のための機械設備の更新を支援

○中小製造業に対する県単独の低利の設備貸与制度の創設

○新たな県制度融資メニューの創設

(出典；平成 26 年 3 月公表「岐阜県成長・雇用戦略」一部抜粋  
[文中の下線は監査人が付したもの])

「岐阜県成長・雇用戦略」において、生産性向上、新製品の製造や高品質化等に欠かせない中小企業の設備投資について、設備貸与制度や県制度融資の創設・強化により支援するとして、「中小製造業に対する県単独の低利の設備貸与制度」と「新たな県制度融資メニュー」の創設が挙げられている。具体的な制度は、「中小製造業に対する県単独の低利の設備貸与制度の創設」が「ものづくり設備整備強化事業」であり、「新たな県制度融資メニューの創設」が「成長産業強化支援資金」である。以下でこの 2 つの制度の利用率を検証した。

まず、「ものづくり設備整備強化事業」であるが、これは中小企業者に代わり、必要な設備を公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下、「産経センター」という。）が購入し、その設備を中小企業者に割賦販売又はリースをする制度である。この設備の購入代金について、産経センターは半分を岐阜県から借入れ、残りの半分を市中の金融機関から借り入れることにより賄う。この制度の平成 26 年度と平成 27 年度の利用率は下の表のとおりである。

(単位；千円)

	平成26年度		平成27年度	
	予算	実績	予算	実績
岐阜県	300,000	221,922	300,000	297,024
岐阜県産業経済振興センター	300,000	221,921	300,000	297,024
合計	600,000	443,843	600,000	594,048
利用率	74%		99%	

ものづくり設備整備強化事業については、利用率が高く、県の準備した支援制度が十分に利用されていると推察できる。

次に、県制度融資の「成長産業強化支援資金」であるが、前述のとおり、その利用率は低調である。その理由については、以下が考えられるとのことであった。

- i. 県制度融資自体の知名度が低い。
- ii. 成長産業のうち航空宇宙分野は県の補助金やアジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区の支援として政府の利子補給が受けられる。
- iii. 市中の金融機関の借入金利息も低金利である。



県の成長・雇用戦略の一環として創設した融資制度である以上、予算を確保し資金を準備するだけでなく、県が積極的に利用促進を働き掛け、その利用率を向上させる必要があると考える。

低調である理由 i. については、③の意見でも記載したが、商業・金融課は、県制度融資の利用者である中小企業者との直接的な接点がないためと考える。このため、商業・金融課は金融機関の融資担当者に対して県制度融資の説明会を実施することにより、金融機関の融資担当者の周知を図っているとのことであるが、中小企業者の周知度を直接的に上げることも必要である。中小企業者と直接的な接点のある別の局・課の協力も仰ぎながら、中小企業者への直接的な制度の周知を図る活動にも力を入れていくことが望ましい。

低調である理由 ii. と iii. については、他の融資メニューや補助金と比較して魅力的でないため、資金調達手段として選択されていないものとする。当該融資制度の利用率を向上させるためには、より利用者にとって魅力的な支援制度にする必要があるが、同じ元気企業育成資金の「創業支援資金」を参考にすることが有効であるとする。創業支援資金の達成率は141.2%であるが、その主な理由の1つとして、この資金借入の信用保証料については、無担保の場合でも有担保の場合でも、県が全額負担しているため（県保証料補給率；年0.45～1.9%）、利用者負担が0%であることが挙げられる。一方、成長産業強化支援資金の信用保証料については、現在の利用者負担は無担保の場合、年0.45～1.0%であり、有担保の場合、年0.35～0.9%となっている。

現行でも、県は年0.0～0.9%を保証料補給として県信用保証協会に支払っているが、成長産業強化支援資金の利用率が低い以上、県の保証料補給率を上げ、利用者負担を軽減させることによる利用率の向上も有効であるとする。

## 2. 中小企業振興支援資金信用保証料補給金及び緊急経済対策信用保証料補給金について

### (1) 概要

中小企業振興支援資金信用保証料補給金	440,891 千円（当年度決算額）
緊急経済対策信用保証料補給金	154,501 千円（当年度決算額）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	507,413				507,413
当年度決算額	404,638				404,638

<事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
補助金	404,638	岐阜県信用保証協会への信用保証料補給金
合計	404,638	

(事業目標)

<p>・何をいつまでにどのような状態にしたいのか</p> <p>(中小企業振興支援資金信用保証料補給金) 県制度融資を利用する中小企業者の負担を軽減し、利用しやすい制度の維持を図ることによって、中小企業者の資金調達の円滑化を図る。</p> <p>(緊急経済対策信用保証料補給金) 厳しい経済環境の中、県制度融資を利用する中小企業者の負担を軽減し、利用しやすい制度の維持を図ることによって、中小企業者の資金調達の円滑化を図る。</p>
--

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
岐阜県下企業倒産 月報 (TSR情報) 暦年・件数	(H )	197 件 (H23)	168 件 (H24)	182 件 (H25)	146 件 (H27) H25 比 △20%	% —
〃 暦年・負債総額	(H )	33,503 百万円 (H23)	29,255 百万円 (H24)	34,600 百万円 (H25)	27,680 百万円 (H25)	% —

(2) 手 続

県制度融資に関する関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合规性を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとす

る。

### ① 県制度融資の繰上げ返済時の県の保証料補給金の支払について（意見）

中小企業振興支援資金信用保証料補給金、緊急経済対策信用保証料補給金について、県は、原契約に基づき保証料補給金額を確定させ、6年にわたっての分割払いで県信用保証協会に支払う。また、繰上げ返済、支払期間の延長、いずれの場合であっても、原契約の期間に対応する保証料のみについて補給する。経済変動対策資金の保証料の料率区分が1区分の場合の保証料のイメージ図を下に記載した。図の外枠は、本来、債務者が借入時から返済時まで信用保証協会に支払う保証料であるが、債務者が県制度融資を利用している場合は、県が債務者である中小企業者の負担を軽減するために、(A)の部分について、県が保証料補給金を債務者に代わり信用保証協会に支払う。



債務者が繰上げ返済した場合、繰上げ返済時から原契約上の完済時の間の保証料について債務者は支払っていない。しかし、当該期間分の保証料について、現行、県は信用保証協会に補給金を支払っている。繰上げ返済の有無に関わらず (A) の保証料について補給しているということであるが、その理由として県は以下の3点を挙げている。

- i. 「中小企業振興支援資金融資制度保証料補助金交付要綱」において、繰上げ返済時の補給金の返戻について記載がない。
- ii. 債務者の財政状態が厳しく融資期間が延長された場合、信用保証協会はその図の(C)の部分について債務者から徴収していないため、それによって生じる信用保証協会の不利益と相殺するように制度設計時に整理され

ている。(ただし、繰上げ返済時から原契約上の完済時の間に県が支払っている保証料補給金額と、融資期間が原契約から延長された場合に信用保証協会が被る不利益の金額は計算されておらず、両者がバランスよく相殺されているかどうかは検証されていない。)

iii. 繰上げ返済時に保証料補給金を返戻させる場合、精算事務や追加補給事務が煩雑である。

理由 i. について、他の地方自治体で要綱に繰上げ返済時の補給金の返戻を規定している事例はある。

理由 ii. について、本来、(C) の部分は信用保証協会が債務者から徴収すべき部分であり、徴収できない信用保証協会の損失を県が考慮する必要は県制度融資の趣旨からも必要ないと考える。この点について、県は県制度融資の保証料について県が税金を投入して債務者の直接的な支払が軽減されていることがあまり認知されておらず、融資期間が延長された場合、(C) の部分まで請求することは難しいとしている。しかしながら、繰上げ返済時において債務者が支払っていない保証料についての補給金を県が支払い続けるのは一般的には不合理である。この不合理を是正するため、融資期間の延長時に (C) の部分を債務者から徴収できるよう、県制度融資の県民及び利用者の理解を深める活動を行う必要がある。また、県制度融資のパンフレット等において、県の支援内容をより分かりやすく記載する工夫も必要である。

理由 iii. の手続上の煩雑さについては、県は、現在、保証料補給金を6年にわたる分割払いで信用保証協会に支払っているため、繰上げ返済した場合の保証料の返戻額の計算が一層複雑になっている可能性がある。保証料補給金の支払方法の再検討や信用保証協会のシステム情報の活用の検討等、事務処理の煩雑さの解消に向けた業務の見直しを行う必要があると考える。

### 3. 建設設備強化事業について

#### (1) 概要

建設設備強化事業貸付金 40,587 千円 (当年度決算額)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	100,000		100,000		
当年度決算額	40,587		40,587		

### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
貸付金	40,587	(公財) 岐阜県産業経済振興センターへの貸付金
合計	40,587	

### (事業目標)

<p>・何をいつまでにどのような状態にしたいのか</p> <p>災害発生時に、地域の緊急輸送道路応急復旧等に寄与する県内建設業者の建設機械の保有促進を図る。</p>
--

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
建設設備強化事業 貸付実績	—	—	—	—	200,000 (H27)	% —

## (2) 手 続

建設設備強化事業貸付金に関する関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 建設設備強化事業貸付金の利用率の向上について（意 見）

建設設備強化事業貸付金は、設備貸与事業の実施主体となる産経センターに、県が事業資金の半額を無利息で貸付する制度である。産経センターは、県からの借入金（1億円）と、市中金融機関からの借入金（1億円）により設備貸与事業を実施し、中小企業者（建設業）の設備投資を割賦販売により支援している。返済は1年猶予の7年以内としている。平成27年3月

に策定された「岐阜県強靱化計画」を支える事業の一つとして、平成 27 年度から実施している県単独の設備貸与制度で、県内建設業者の建設機械の保有促進を金融面で支援する施策となっている。建設設備強化石業貸付金の予算達成率は下の表のとおりである。

(単位 ; 千円)

	平成27年度	
	予算	実績
岐阜県	100,000	40,587
岐阜県産業経済振興センター	100,000	40,587
合計	200,000	81,174
利用率	41%	

建設設備強化石業貸付金は県が予定しているよりも利用されていないが、その理由については、近年、建設業者は自社で設備を保有せず、受注先の大手ゼネコンやリース会社の設備を借りる割合が増えてきたこと、また、設備を購入する場合でも中古を購入することが多いため、新品の購入しか利用できない建設設備強化石業貸付金は利用し難いとのことであった。

建設設備強化石業貸付金の目的は、「災害発生時に、地域の緊急輸送道路の応急復旧等に寄与する県内建設業者の建設機械の保有促進」であるため、中古の購入時でも制度が利用できるように改正し、建設機械の保有率を上げる必要がある。中古の購入をする場合、産経センターが古物商の許可を受ける必要がある等、現状では対応が難しい面もあるが、災害後の県民の生活に直接的に影響するため、建設業者の実態に照らし、県内建設業者の建設機械の保有促進を有効に進める実効性のある制度に適時適切に変更する必要があると考える。

### Ⅲ 岐阜県信用保証協会

#### 1. 団体の概要

##### (1) 設立目的

岐阜県信用保証協会（以下「県信用保証協会」という。）は信用保証協会法に基づき、内閣総理大臣と経済産業大臣から設立の許可を受け設立された法人である。中小企業者等が銀行その他から貸付等を受ける際にその債務につき保証を実施することにより借入条件をより良いものにして、中小企業者等の資金繰りの円滑化を図り、その健全な発展に寄与することを目的としている。基本理念は、「中小企業経営をサポートし、ともに夢をはぐくみ地域社会の発展に貢献する」である。

##### (2) 設立年月

昭和 26 年 2 月

##### (3) 設立根拠法令

信用保証協会法（昭和 28 年）

##### (4) 沿革

昭和 26 年 2 月	財団法人 岐阜県信用保証協会設立
昭和 29 年 5 月	信用保証協会法による組織変更認可
昭和 44 年 4 月	東濃支所を土岐市に設置
昭和 49 年 4 月	飛騨支所を高山市に設置
平成 10 年 10 月	中小企業金融安定化特別保証実施
平成 18 年 4 月	信用保証料率の弾力化
平成 19 年 4 月	事務所名称変更 (本所→本店 東濃支所→多治見支店 飛騨支所→高山支店)
平成 19 年 10 月	責任共有制度導入
平成 20 年 5 月	電算システム共同化移行

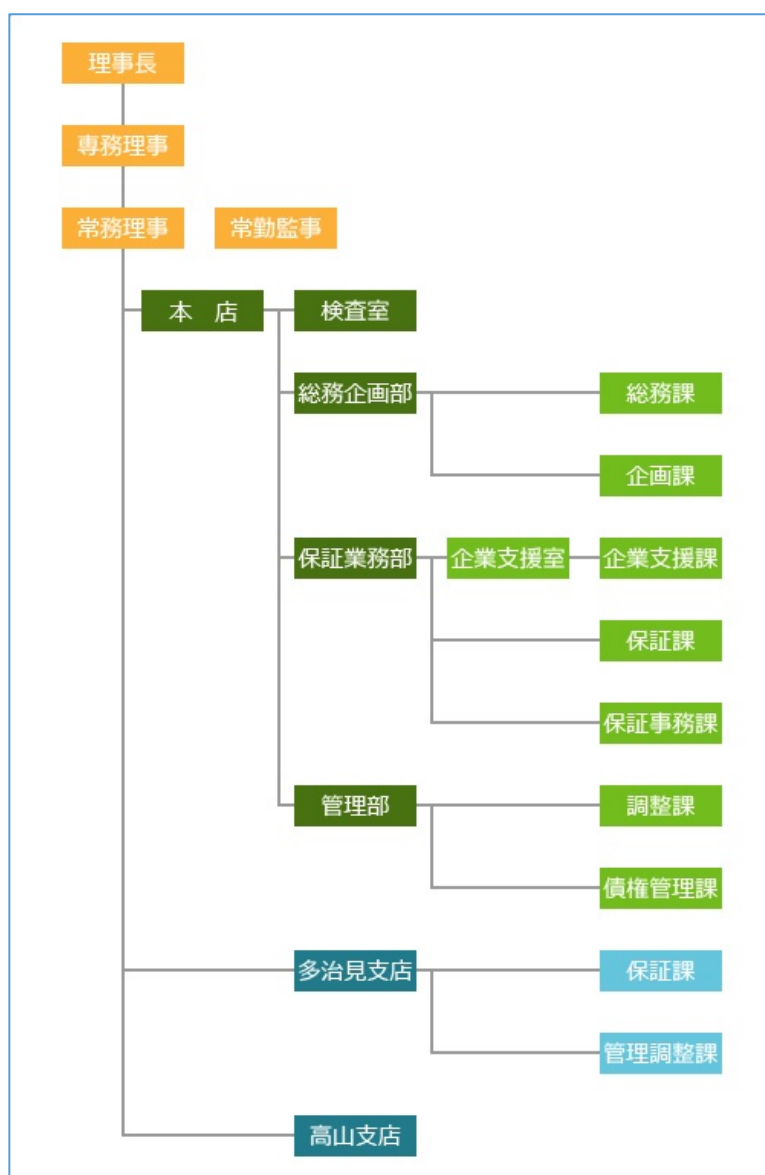
(5) 人員

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

	役員	職員	合計
常勤	5 名	102 名	107 名
非常勤	18 名	0 名	18 名

(6) 組織図

(平成 28 年 4 月 1 日現在)



(出典：岐阜県信用保証協会 公式サイト)



## (7) 事業活動

信用保証協会法では、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うことができる」とされている（第20条第1項各号）。

- 1号 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証。
- 2号 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証。
- 3号 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証。
- 4号 中小企業者が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債を除く。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証。

なお、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、一定の業務及びこれに付随する業務を行うことができる（同条第2項）。

## (8) 主要な保証制度

県信用保証協会では取り扱っている保証制度は、岐阜県中小企業資金融資制度（以下、「県制度融資」という）に関する保証、市町村中小企業資金融資制度（以下、「市町村制度融資」という）に関する保証、その他の融資（以下、「協会制度融資」という）に関する保証の3つであり、下の表が平成27年度末の保証残高である。

＜平成 27 年度末の保証制度別保証状況＞

(単位 千円、%)

区分	保証債務残高 (平成27年度末)			
	件数	金額	前年比	構成比
県制度融資合計	16,540	105,597,581	86.5	28.1
市町村制度融資合計	3,652	9,893,304	93.3	2.6
協会制度融資合計	25,236	260,729,318	94.8	69.3
合 計	45,428	376,220,203	92.2	100.0

◎四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

(9) 財務状況

① 貸借対照表の3か年推移

県信用保証協会が作成している事業報告書によれば、過去3年間の貸借対照表、収支計算書は、以下のとおりである。

<貸借対照表>

(単位：千円)

科目		平成25年度	平成26年度	平成27年度
借方	現金	16	14	44
	預け金	7,449,478	6,473,999	6,085,067
	有価証券	38,828,130	39,453,924	40,947,611
	その他有価証券	2,534	3,249	2,182
	動産・不動産	51,701	42,407	35,686
	損失補償金見返	785,117	603,376	220,867
	保証債務見返	442,787,266	407,908,751	376,220,202
	求償権	2,391,624	2,073,231	1,764,697
	雑勘定（未収利息）	55,544	66,996	74,988
	雑勘定（未経過保険料）	958,863	924,164	869,234
	雑勘定（その他）	55,800	54,857	43,892
	借方 計	493,366,077	457,604,974	426,264,476
	貸方	基本財産（基金）	3,944,511	3,947,711
基本財産（基金準備金）		21,665,353	22,753,470	23,678,340
制度改革促進基金		-	-	-
収支差額変動準備金		8,810,930	9,897,930	10,820,930
責任準備金		2,746,770	2,486,401	2,272,759
求償権償却準備金		713,886	633,563	524,205
退職給与引当金		808,514	746,026	775,262
損失補償金		785,117	603,376	220,867
保証債務		442,787,266	407,908,751	376,220,202
借入金（長期）		-	-	-
借入金（短期）		-	-	-
借入金（収支差額変動準備金造成資金）		1,634,000	-	-
雑勘定（仮受金）		84,534	16,062	107,675
雑勘定（保険納付金）		82,564	117,563	150,434
雑勘定（損失補償納付金）		6,623	10,537	13,144
雑勘定（未経過保証料）		9,290,989	8,476,185	7,524,493
雑勘定（未払保険料）		1,717	1,729	1,472
雑勘定（未払費用）		3,297	5,664	3,774
貸方 計		493,366,077	457,604,974	426,264,476

(出典：岐阜県信用保証協会 事業報告書)

貸借対照表に登場する科目のうち、主要科目の内容は以下のとおりである。

## 【借方】

- ・預け金

保証の利用を促進するため、各金融機関へ預託している。代位弁済等の支払準備資産としている。

- ・有価証券

代位弁済の支払準備資産として、安定的な運用益が期待できる安全かつ有利な国債・地方債・社債を保有している。

- ・損失補償金見返

貸方の損失補償金の見返りとして計上している。

- ・保証債務見返

貸方の債務保証の見返りとして計上している。

- ・求償権

信用保証協会が、中小企業にかわり、金融機関に債務の支払（代位弁済）をしたときに、その中小企業者に対して返還請求することになる債権をいう。経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金及び公庫の保険金受領分等を控除した額である。

- ・未経過保険料

当年度中に公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度に係る部分を計上している。

## 【貸方】

- ・基本財産

株式会社の資本金に相当するもので、信用保証協会の最終的な代位弁済支払能力を示すものとして、信用保証協会が引き受けることができる保証債務の最高限度額算定の基礎となる。基本財産は、出資金としての性格を持つ出捐金と金融機関等負担金からなる「基金」及び過去の収支差額の累計である「基金準備金」の2つから構成されている。中小企業者の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠になる。

- ・収支差額変動準備金等

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取崩して、信用保証協会の経営が不安定になることを防ぐ。また、部分保証制度によって生じた損失を補てんするための制度改革促進基金もある。

- ・損失補償金

地方公共団体等が信用保証協会の保証債務履行に基づく損失につき補償を行う場合の限度額を計上している。

- ・保証債務

貸付実行をみた保証承諾分から、完済報告及び内入償還処理並びに代位弁済を行ったもの、あるいは約定書に基づく免責及び保証債務履行請求権の存続期間を経過したことによる保証債務の消滅、一部減少等を控除した額を計上している。

- ・借入金（収支差額変動準備金造成資金）（以下「造成資金」という。）

準備金の取崩しのみで欠損の補填ができない場合、基本財産を取崩すことをせずに、一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下「連合会」という。）からの借入を造成資金として受け入れ、造成資金を準備金に振り替えて当該欠損を補填するための勘定である。なお、信用保証協会は、造成資金を準備金に振り替えた場合には、連合会に対して貸付金の償還を行う前事業年度までに、準備金又は基本財産により造成資金の復元を行い、貸付金を償還することとしている。

- ・未経過保証料

受入保証料のうち、当該決算期間の未経過分（次年度以降に係る保証料）を計上している。

## ② 収支計算書の3か年推移

< 収支計算書 >

(単位：千円)

科目		平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収入	保証料	4,172,020	3,876,981	3,583,072
	預け金利息	14,377	12,844	9,481
	有価証券利息配当金	559,989	581,787	596,036
	延滞保証料	16,224	6,377	5,834
	損害金	46,153	39,199	47,458
	事務補助金	461,001	443,972	402,166
	責任共有負担金	429,639	614,603	432,809
	雑収入	48,836	45,408	35,305
経常収入 計		5,748,241	5,621,175	5,112,163
経常支出	業務費	1,112,030	1,140,716	1,126,429
	借入金利息	-	-	-
	信用保険料	2,133,867	2,032,546	1,951,966
	責任共有負担金納付金	96,583	233,766	84,991
	雑支出	8,779	28,284	9,370
	経常支出 計	3,351,260	3,435,313	3,172,757
経常収支差額		2,396,980	2,185,861	1,939,405
経常外収入	償却求償権回収金	257,182	236,843	242,295
	責任準備金戻入	3,002,634	2,746,770	2,486,401
	求償権償却準備金戻入	858,389	713,886	633,563
	求償権補てん金戻入 (保険金)	6,496,188	4,919,397	4,097,189
	求償権補てん金戻入 (損失補償補てん金)	321,599	631,586	440,669
	その他収入	97,293	105,468	0
	経常外収入 計	11,033,287	9,353,952	7,900,119
経常外支出	求償権償却	7,785,344	6,315,086	5,211,032
	雑勘定償却	43,258	8,303	17,013
	退職金	-	3,109	2,420
	責任準備金繰入	2,746,770	2,486,401	2,272,759
	求償権償却準備金繰入	713,886	633,563	524,205
	その他支出	379	333	551
経常外支出 計	11,289,638	9,446,797	8,027,984	
経常外収支差額		△ 256,351	△ 92,845	△ 127,864
制度改革促進基金取崩額		74,675	82,100	36,330
収支差額変動準備金取崩額		-	-	-
当期収支差額		2,215,304	2,175,116	1,847,870
収支差額変動準備金繰入額		1,107,000	1,087,000	923,000
基本財産繰入額		1,108,304	1,088,116	924,870

(出典：岐阜県信用保証協会 事業報告書)

収支計算書に登場する科目のうち、主要科目の内容は以下のとおりである。

### 【収入】

#### ・保証料

受入保証料のうち当該決算期間に対応する額（前期末未経過保証料＋当期受入保証料－当期末未経過保証料）を計上している。

#### ・責任共有負担金

責任共有制度において（※）、負担金方式を選択した金融機関が、過去の制度利用実績（代位弁済率等）に応じて協会に納める負担金を計上している。

（※）責任共有制度とは、保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月1日から導入された。責任共有制度対象の保証制度については保証協会80%、金融機関20%の割合で責任を共有する。責任共有制度には「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、各金融機関がいずれかの方式を選択する。なお、いずれの方式を選択しても金融機関の負担に違いはない。「部分保証方式」と「負担金方式」の違いは下の表のとおりである。



（出典：全国信用保証協会連合会 公式サイト）

- ・事務補助金

県は本来、県制度融資の利用者が保証協会に支払うべき保証料の一部を代わりに支払うことにより、県制度融資利用者を支援しているが、この県からの収入を事務補助金として計上している。

- ・求償権補てん金戻入

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体等から受領した損失補償補てん金からなっている。

### 【支出】

- ・信用保険料

公庫へ支払う信用保険料である。「当期支払保険料＋前期末未経過保険料＋当期末未払保険料－前期末未払保険料－当期末未経過保険料」を計上している。

- ・責任共有負担金納付金

責任共有制度において負担金方式を採用している場合、金融機関から受領した負担金のうち日本政策金融公庫へ納付した金額を計上している。

- ・求償権償却

年度末求償権のうち、法的整理等の結果、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上している。

- ・責任準備金（繰入・戻入）

将来の不測の事態に備えて積立てる準備金で、一般企業の「貸倒引当金」に相当するものである。年度末の保証債務残高に対して一定の割合を積立てる。

- ・求償権償却準備金（繰入・戻入）

信用保証協会資産の健全性を保つ観点から、年度末求償権のうち回収不能額を見積って、一定の割合を積立てている。

- ・当期収支差額

基本財産及び収支差額変動準備金に組入れ、信用保証協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていく上で必要不可欠な基本財産等の充実に充てられる。



### ③ 他信用保証協会（主要都市）との比較

これ以降、岐阜県信用保証協会と他県信用保証協会との平成 27 年度の財務状況比較を行う。比較対象とする他県保証協会として、中部地方を構成する 10 県のうち、県内の中小企業数が岐阜県に近い新潟県、長野県、三重県を選んだ。

順位	県名	中小企業数
1	東京都	447,659
2	大阪府	292,993
3	愛知県	220,767
4	神奈川県	199,958
5	埼玉県	172,182
6	兵庫県	154,646
7	北海道	151,123
8	福岡県	143,058
9	千葉県	128,900
10	静岡県	127,440
11	広島県	87,414
12	京都府	84,702
13	茨城県	84,268
14	新潟県	80,499
15	長野県	77,326
16	岐阜県	74,446
17	群馬県	68,792
18	栃木県	63,516
19	宮城県	61,685
20	福島県	61,566
21	岡山県	55,224
22	三重県	54,826
23	熊本県	52,730
24	鹿児島県	52,721
25	沖縄県	49,158

（出典：中小企業庁公式サイト 都道府県・大都市別企業数、常用雇  
用者数、従業者数（民営、非一次産業、2014 年）の上位 25 位）

以下において、岐阜県信用保証協会を「岐阜県」、新潟県信用保証協会を「新潟県」、長野県信用保証協会を「長野県」、三重県信用保証協会を「三重県」という。また、上記①及び②における表示形式は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成された貸借対照表及び収支計算書となるが、他信用保証協会との比較においては、比較や理解のしやすさの観点から、一般企業に

における貸借対照表の表示に近い形式に置き換えている。

貸借対照表の分析は以下のとおりである。

(単位:千円)※千円未満切り捨て

科目	借方							
	岐阜県		新潟県		長野県		三重県	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
<b>【資産】</b>								
現金	44	0.0%	84	0.0%	10	0.0%	247	0.0%
預け金	6,085,067	1.4%	3,605,028	0.6%	21,825,233	3.5%	19,353,378	4.8%
有価証券	40,947,611	9.6%	58,610,675	10.4%	54,121,165	8.6%	23,452,080	5.8%
その他有価証券	2,182	0.0%	-	-	27,017	0.0%	6,273	0.0%
動産・不動産	35,686	0.0%	570,128	0.1%	982,794	0.2%	411,459	0.1%
損失補償金見返	220,867	0.1%	7,463,709	1.3%	-	-	-	-
保証債務見返	376,220,202	88.3%	491,417,720	87.0%	547,001,535	87.3%	361,206,298	88.7%
求償権	1,764,697	0.4%	1,920,588	0.3%	1,161,208	0.2%	1,656,722	0.4%
雑勘定(未収利息)	74,988	0.0%	106,180	0.0%	71,341	0.0%	30,085	0.0%
雑勘定(未経過保険料)	869,234	0.2%	1,189,051	0.2%	1,236,508	0.2%	849,435	0.2%
雑勘定(その他)	43,892	0.0%	178,514	0.0%	381,802	0.1%	213,607	0.1%
資産計	426,264,476	100.0%	565,061,682	100.0%	626,808,618	100.0%	407,179,591	100.0%

(単位:千円)※千円未満切り捨て

科目	貸方							
	岐阜県		新潟県		長野県		三重県	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
<b>【負債】</b>								
責任準備金	2,272,759	0.5%	2,963,560	0.5%	3,299,510	0.5%	2,205,134	0.5%
求償権償却準備金	524,205	0.1%	537,053	0.1%	281,628	0.0%	664,027	0.2%
退職給与引当金	775,262	0.2%	831,440	0.1%	1,270,705	0.2%	660,442	0.2%
損失補償金	220,867	0.1%	7,463,709	1.3%	-	-	-	-
求償権補てん金	-	-	-	-	-	-	-	-
保証債務	376,220,202	88.3%	491,417,720	87.0%	547,001,535	87.3%	361,206,298	88.7%
借入金(長期)	-	-	-	-	-	-	-	-
借入金(短期)	-	-	-	-	-	-	-	-
借入金(収支差額変動準備金 造成資金)	-	-	-	-	-	-	2,764,000	0.7%
雑勘定(仮受金)	107,675	0.0%	10,324	0.0%	19,275	0.0%	51,931	0.0%
雑勘定(保険納付金)	150,434	0.0%	247,631	0.0%	145,714	0.0%	160,921	0.0%
雑勘定(損失補償納付金)	13,144	0.0%	17,432	0.0%	8,362	0.0%	8,785	0.0%
雑勘定(未経過保証料)	7,524,493	1.8%	8,083,314	1.4%	10,421,574	1.7%	6,630,802	1.6%
雑勘定(未払保険料)	1,472	0.0%	1,756	0.0%	3,973	0.0%	2,707	0.0%
雑勘定(未払費用)	3,774	0.0%	50,845	0.0%	18,521	0.0%	8,917	0.0%
負債計	387,814,292	91.0%	511,624,790	90.5%	562,470,801	89.7%	374,363,968	91.9%
<b>【正味財産】</b>								
基本財産(基金)	3,950,911	0.9%	7,867,835	1.4%	7,215,537	1.2%	7,971,668	2.0%
基本財産(基金準備金)	23,678,340	5.6%	30,336,580	5.4%	35,676,339	5.7%	17,637,292	4.3%
制度改革促進基金	-	-	-	-	-	-	-	-
収支差額変動準備金	10,820,930	2.5%	15,232,475	2.7%	21,445,938	3.4%	7,206,662	1.8%
正味財産計	38,450,183	9.0%	53,436,892	9.5%	64,337,816	10.3%	32,815,622	8.1%
負債・正味財産計	426,264,476	100.0%	565,061,682	100.0%	626,808,618	100.0%	407,179,591	100.0%

貸借対照表の第1の分析として貸借対象表項目について上の表で比較した。大きな差異は損失補償金(見返りとしての損失補償金見返)である。この差異は、県制度融資の利用者に対して県がどのように支援するかの方法の違いによるものである。県制度融資の利用者への県の支援方法は、利用者が信用保証協会に支払う信用保証料の補助、利用者が金融機関に支払う借入金利息の補助、利用者が返済できなかった場合に信用保証協会に発生した損失の補填等があり、各県はその組み合わせで利用者支援している。岐阜県(自治体)は平成17年度までは信用保証料の補助と信用保証協会に発生した損失の補填で支援してきたが、平成18年4月に保証料の弾力化が導入された際、それ以降の新規融資分について信用保証協会に対する損失補填を廃止している。このため、貸借対照表に計上されている損失補填金は平成17年度までの新規融資実行分のみとなり、平成18

年度以降、残高は減少していくのみである。新潟県（自治体）は現在も信用保証協会に対する損失補填を行っているため、残高が74億円あり、長野県（自治体）と三重県（自治体）は信用保証協会に対する損失補填を行っていないため残高がない。損失補償金以外については、特に大きな差異はない。

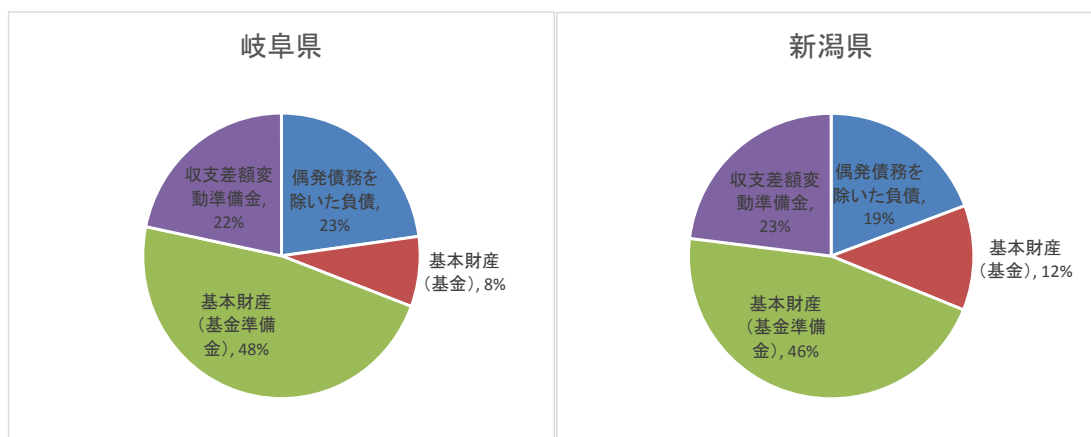
貸借対照表の第2の分析として、貸方合計に対する正味財産の構成比について比較した。正味財産とは、基本財産に制度改革促進基金と収支差額変動準備金を加えたものをいう。赤字決算となった場合、収支差額変動準備金を取崩した後、基金準備金を取崩し、その後基金を取崩すことになる。なお、比較に際して、損失補償金と保証債務は、資産と負債で同額が両建てされているため、それを除いた資産・負債・正味財産の金額を用いる。

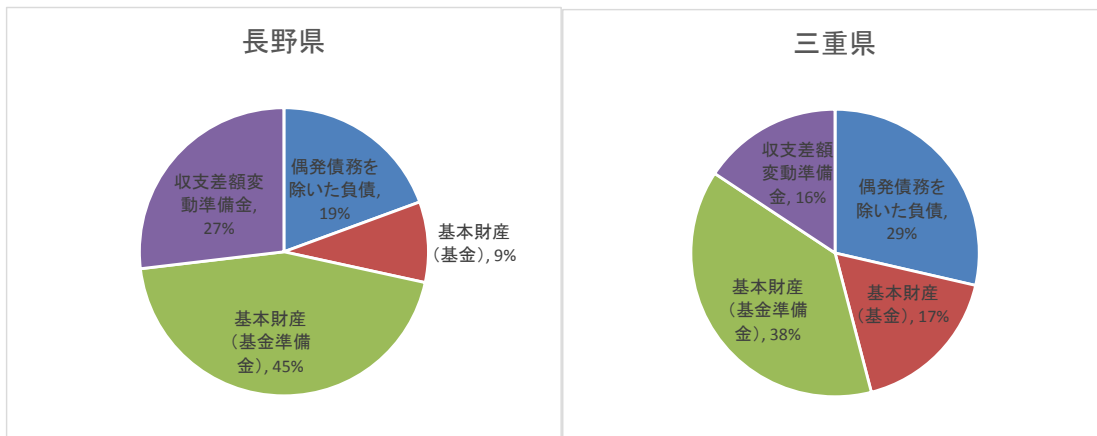
<損失補償金と保証債務を除いた資産・負債・正味財産>

(単位:千円)※千円未満切り捨て

科目	岐阜県		新潟県		長野県		三重県	
	金額	構成比率	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
【借方】								
偶発債権を除いた資産	49,823,406	100%	66,180,252		79,807,082		45,973,192	
【貸方】								
偶発債務を除いた負債	11,373,222	22.8%	12,743,360	19.3%	15,469,266	19.4%	13,157,570	28.6%
基本財産(基金)	3,950,911	7.9%	7,867,835	11.9%	7,215,537	9.0%	7,971,668	17.3%
基本財産(基金準備金)	23,678,340	47.5%	30,336,580	45.8%	35,676,339	44.7%	17,637,292	38.4%
制度改革促進基金								
収支差額変動準備金	10,820,930	21.7%	15,232,475	23.0%	21,445,938	26.9%	7,206,662	15.7%
負債・正味財産計	49,823,406	100%	66,180,252	100%	79,807,082	100%	45,973,192	100%

<損失補償金と保証債務を除いた負債・正味財産の構成比(円グラフ)>





分析の結果、三重県が他県と比べて負債比率と基金比率が高く、基金準備金比率と収支差額変動準備金比率が低い。その他の3県については基本財産の比率に目立った特徴はない。

貸借対照表の第3の分析として、信用保証協会の財務的健全性を測るため、正味財産の何倍を保証しているか、及び、求償権から求償権償却準備金を控除した額が正味財産に占める割合について、比較分析を実施した。

<信用保証協会の財務的健全性>

※千円未満切り捨て

区分	保証債務 (単位:千円)	求償権 (単位:千円)	求償権償却準備金 (単位:千円)	正味財産 (単位:千円)	保証債務/正味財産 (倍)	(求償権-求償権償却準備金)/ 正味財産(%)
岐阜県	376,220,202	1,764,697	524,205	38,450,183	9.8	3.2%
新潟県	491,417,720	1,920,588	537,053	53,436,892	9.2	2.6%
長野県	547,001,535	1,161,208	281,628	64,337,816	8.5	1.4%
三重県	361,206,298	1,656,722	664,027	32,815,622	11.0	3.0%

三重県が11.0倍と最も高く、長野県が8.5倍と最も低いが、4県に大きな差はない。また、求償権から求償権償却準備金を控除した額が基本財産の何%を占めているかについても、長野県が1.4%と最も低く、岐阜県が3.2%と最も高いが、4県に大きな差はない。

貸借対照表の第4の分析として、保証債務残高全体に占める県制度融資に関する保証債務残高の割合について、比較分析を実施した。

＜保証債務残高全体に占める県制度融資に関する保証債務残高の割合＞

(単位:千円)※千円未満切り捨て

	岐阜県	新潟県	長野県	三重県
保証債務	376,220,202	491,417,720	547,001,535	361,206,298
県制度残高	105,597,581	79,255,738	115,323,000	80,747,013
保証債務残高に占める県制度に関する保証債務残高	28.1%	16.1%	21.1%	22.4%

岐阜県は他県と比較し、県制度融資に関する保証債務残高が高めという特徴が読み取れる。

収支計算書の分析は以下のとおりである。

(単位:千円)※千円未満切り捨て

	経常収入		経常支出			保証債務平均残高 (※3)
	保証料	経常収入合計 (※2)	業務費	信用保険料	経常支出合計	
岐阜県(※1)	3,985,238	4,506,645	1,126,429	1,951,966	3,172,757	392,064,477
新潟県	4,644,581	5,279,251	1,647,754	2,478,988	4,179,844	511,853,586
長野県	5,069,546	5,536,021	1,925,060	2,690,741	4,615,804	554,877,313
三重県	3,728,598	4,445,039	1,109,982	1,891,471	3,201,472	373,630,245

(※1) 岐阜県の事務補助金の内容は、県制度融資利用者にかわって信用保証協会に支払っている保証料である。本質的には保証料であるため、保証料の金額に含めている。ただし、岐阜県は新規保証時に原契約に基づき保証協会に支払わなければならない保証料を計算し、それを6年間にわたって分割で支払っている。信用保証協会は県から受け取った保証料をそのまま事務補助金として計上しているため、保証料は発生主義で認識された金額であるが、事務補助金は現金主義で認識された金額である。

(※2) 保証債務残高に比例して発生しない預け金利息及び有価証券利息配当金は経常収入合計から除いている。

(※3) 簡便的に平成26年度と平成27年度の期末残高の平均から計算している。

	保証債務平均残高に対する比率			
	保証料/ 保証債務平均残高	信用保険料/ 保証債務平均残高	経常収入合計/ 保証債務平均残高	経常支出合計/ 保証債務平均残高
岐阜県	1.02%	0.50%	1.15%	0.81%
新潟県	0.91%	0.48%	1.03%	0.82%
長野県	0.91%	0.48%	1.00%	0.83%
三重県	1.00%	0.51%	1.19%	0.86%

	経常収入に対する比率	
	業務費/ 経常収入合計	経常支出合計/ 経常収入合計
岐阜県	24.99%	70.40%
新潟県	31.21%	79.17%
長野県	34.77%	83.38%
三重県	24.97%	72.02%

収支計算書の第1の分析として、保証債務残高に直接的に比例して発生すると考えられる収入である保証料と支出である信用保険料について、保証債務平均残高で除した比率を比較した。保証料については、岐阜県が最も高い1.02%となっており、信用保険料については、三重県が最も高い0.51%

となっている。また、保証債務残高は事業規模を表していると考えられるため、保証料以外の経常収入及び信用保険料以外の経常支出についても、保証債務残高に直接的又は間接的に比例して発生すると推定できる。このため、経常収入及び経常支出についても保証債務平均残高で除した比率を比較した。4県とも大きな差異はないが、岐阜県は保証債務残高と比較して、経常収入が多く、経常支出が少ないため、比較的効率的な運営がなされていると推定できる。

収支計算書の第2の分析として、経常収入に占める業務費及び経常支出合計の割合を比較した。業務費及び経常支出合計ともに岐阜県が最も低い割合となっている。この指標からも、岐阜県の比較的効率的な事業運営が推定できる。

収支計算書の第3の分析として、貸借対象表の借方項目のうち2番目に残高が大きい有価証券について、効率的な運用ができていないかを比較した。

(単位:千円)※千円未満切り捨て

	有価証券利息配当金	有価証券平均残高(※)	有価証券利息配当金/有価証券平均残高
岐阜県	596,036	40,200,768	1.48%
新潟県	714,920	57,952,875	1.23%
長野県	574,156	53,167,295	1.08%
三重県	276,341	23,546,421	1.17%

(※) 簡便的に平成26年度と平成27年度の期末残高の平均から計算している。

有価証券の平均残高に対する有価証券利息配当金の割合は、大きな差異はないが岐阜県が最も高い1.48%となっている。

(この項における出典：岐阜県信用保証協会「事業報告書」、新潟県信用保証協会「長野県信用保証協会レポート」、長野県信用保証協会「長野県信用保証協会レポート」、三重県信用保証協会「事業報告書」)

(10) 県からの支援内容等 (平成25年度から平成27年度)

① 公的支援

(単位:千円)

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度
①	補助金(助成金)	455,984	441,366	404,638
②	利子補給金			
③	税の減免額			
④	その他(損失補償)	15,198	4,272	930
合計		471,182	445,638	405,568

② その他

(単位:千円)

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度
①	損失補償契約に係る債務残高	781,547	600,985	219,617
②	債務保証契約に係る債務残高			
③	貸付金残高			
④	出資金	2,109,815	2,111,415	2,113,015
合計		2,891,362	2,712,400	2,332,632

③ 委託料

実績なし

(この項における出典: 県出資等法人の事業内容、経営状況、公的支援等について)

#### ④ 損失補償

前述したとおり、県は平成17年度までは信用保証料の補助と信用保証協会に発生した損失の補填で支援してきたが、平成18年4月に保証料の弾力化が導入された際、それ以降の新規融資分については信用保証協会に対する損失補填を廃止している。このため、貸借対照表に計上されている損失補填金は平成17年度までの新規融資実行分のみとなり、平成25年度から平成27年までの損失補償対象の推移は下表のとおりである。

(単位:千円)

		平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		期首貸付件数及び残高(※1)	代位弁済件数及び金額(※2)	損失補償件数及び金額(※3)	期首貸付件数及び残高(※1)	代位弁済件数及び金額(※2)	損失補償件数及び金額(※3)	期首貸付件数及び残高(※1)	代位弁済件数及び金額(※2)	損失補償件数及び金額(※3)
(1)一般資金	件数	4,316	6	6	4,371	1	1	4,636		
	金額(千円)	11,108,442	49,779	3,515	11,482,030	228	15	11,695,329		
(2)元気企業育成資金	件数	3,545	1	1	3,526	1	1	3,587	1	1
	金額(千円)	42,675,665	29,329	2,928	38,625,006	28,461	4,257	37,187,034	17,485	930
(3)特別経済対策資金	件数	8,426	4	4	7,783			7,068		
	金額(千円)	95,039,291	53,731	5,342	80,750,699			67,777,854		
(4)災害復旧資金	件数	15			14			7		
	金額(千円)	90,352			46,452			11,337		
(5)取扱終了資金	件数	214	3	3	41			33		
	金額(千円)	732,905	34,223	3,412	268,510			189,329		
合計	件数	16,516	14	14	15,735	2	2	15,331	1	1
	金額(千円)	149,646,655	167,062	15,198	131,172,697	28,689	4,272	116,860,883	17,485	930

※1 『期首貸付件数及び残高』について

損失補償される融資は平成17年度までの新規融資実行分であるが、融資残高は平成18年度以降の新規融資実行分も含む。

【損失補償対象資金】

(1)一般資金;同和地区小規模事業資金、小規模企業特別小口資金、ぎふ無担保スピード資金

(2)元気企業育成資金

(3)特別経済対策資金

(4)災害復旧資金

(5)取扱終了資金;経営環境整備支援資金、新事業創出支援資金、都市再生等支援資金、経済変動緊急対策特別資金、ベンチャー企業等支援資金

※2 『代位弁済件数及び金額』について

損失補償の対象となる資金にかかる代位弁済件数及び金額(元金+利息)を記載

※3 『損失補償件数及び金額』について

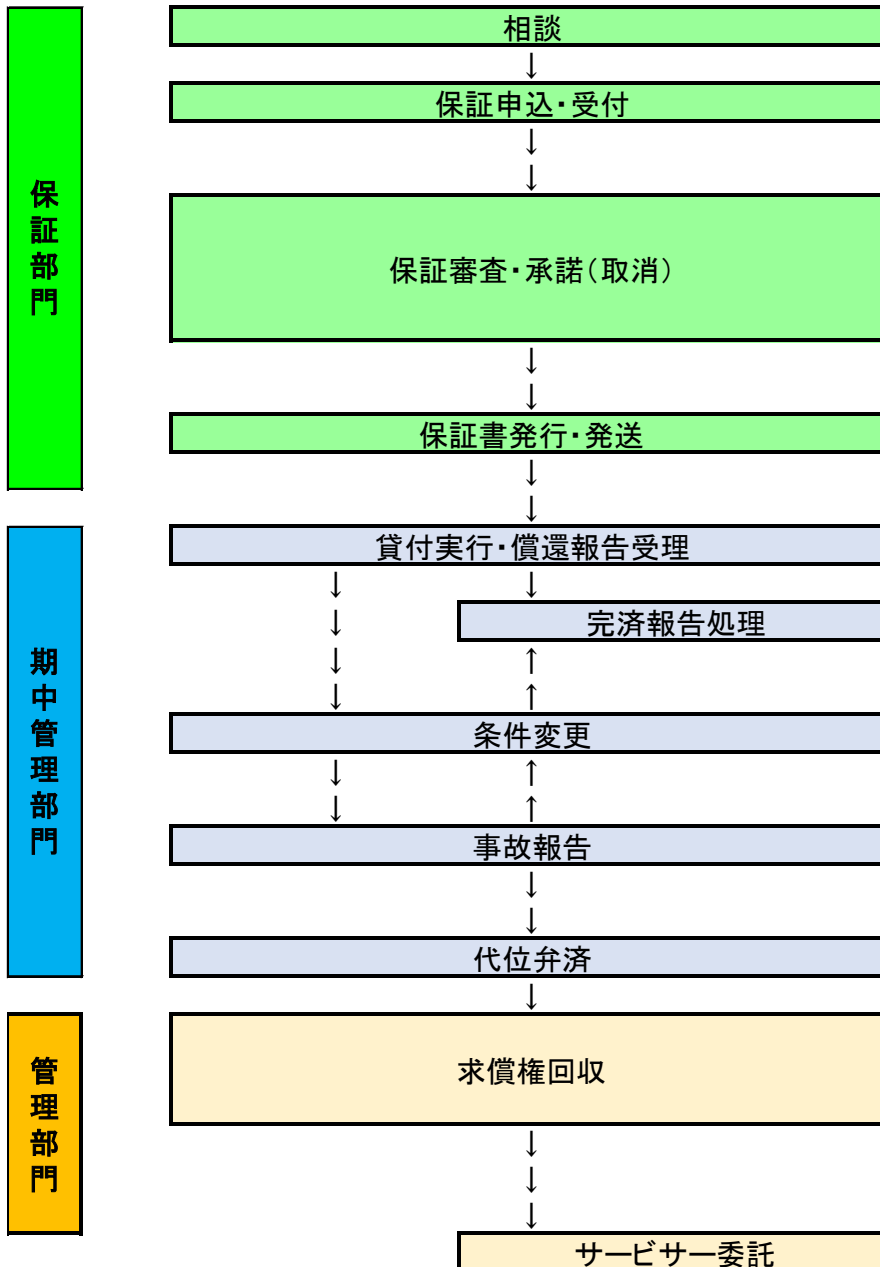
県が負担した額を記載。



## 2. 県信用保証協会における保証及び管理について

### (1) 概要

県信用保証協会における業務フローは概ね下図のとおりである。



## (2) 手 続

県制度融資に係る①平成 27 年度保証承諾案件リスト、及び②平成 27 年度代位弁済案件リストより、一定の要件に該当した案件のうち任意に抽出した保証先に係る保証稟議関連書類（下表参照）について、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

区分	抽出条件	該当件数	うち本店	抽出件数
H27 保証承諾	①現に求償権がある被保証人に対する保証案件	0	0	0
	②保証期限が経過している案件	0	0	0
	③3ヶ月以上延滞している案件	0	0	0
	④事故報告を受けている案件	6	4	4
	⑤条件変更を行っている案件（条件変更回数も表示してください）	24	14	14
H27 代位弁済	⑥条件変更を経て代位弁済に至った案件（条件変更回数も表示）	86	66	66
	⑦保証承諾後一度も返済されずに代位弁済に至ったもの（うち証書貸付かつ回収条件がない案件にはその旨を記載してください）	1	1	1
	⑧保証承諾から1年以内に発生した法的整理を事故事由とする事故報告書を受理した案件	6	4	4
合計		123	89	89

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

なお、県信用保証協会において保証稟議関連書類を閲覧したところ、以下の 1) から 7) の事例が確認されたため、当該事例に対する意見を①から⑨にまとめて記載する。

### 1) 信用保証依頼書に添付された決算書について

ある融資先に係るバンクミーティングにおいて、借入を関係会社に付け替える粉飾決算が発覚し、代位弁済となった。

業績をみると大幅に業績が悪化していたが、保証審査時点において直近の試算表は入手しておらず、審査時点に利用していた決算書は保証時点からほぼ1年前の決算書であった。

## 2) 経営改善計画の妥当性の検討について

代位弁済に至ったある融資先が策定した経営改善計画には、売上が増加しているのに売上原価が横ばいのままになっている、損益計算書計画の税引き後利益の推移とそれに対応する貸借対照表計画の自己資本の増加が整合していない、貸借対照表計画は最終時点の計画値しか作成していない等、不備と見受けられる箇所があり、その計画の合理性や実現可能性について疑義が残る内容であった。

## 3) 簿外債務の有無の検討及び非事業性負債の把握について

ある融資先（白色申告事業者）は、保証からわずか約1週間後に簿外債務及び非事業性負債の存在が発覚し、代位弁済に至った。

現状では、白色申告事業者の簿外債務の有無について詳細に検討することや、個人事業者の非事業性の負債について現状は積極的に確認することはなく、金融機関より入手する資料の整合性等に矛盾がなければ、非事業性負債の追加的な確認は実施していない。

## 4) 条件変更依頼から事故報告までの判断過程について

ある融資先から条件変更依頼があったが、その直後に自己破産を申し立てたとの事故報告を受け、取消変更稟議を行っていた。この間における金融機関との折衝記録など、県信用保証協会による判断過程の記録は残されていなかった。

協会によると、複数の金融機関が協調して条件変更を行う方針であったが、突然、債務者が自己破産の手続に入った案件であり、こうした場合にはその後の債権者との折衝ができず、通常では折衝記録は作成されない。

## 5) 業績の見通しについて

代位弁済に至ったある融資先は、1年の3分の2が終わった段階で前年を大幅に下回っているが、金融機関の所見には「前年並みの実績が見込まれる」とあった。信用保証協会として追加資料の請求、ヒアリングの実施というケースは見受けられなかった。

## 6) 急激な業績変化への対応について

代位弁済に至ったある融資先は、数年前から売上高が急激に減少していたが、その理由について、信用保証協会として追加資料の請求、ヒアリングの実施というケースは見受けられなかった。

## 7) 直近の業績入手について

代位弁済に至ったある融資先は、複数に及ぶ保証条件変更依頼に係る稟議決裁の際に、そのいずれも直近の決算数値を確認した証跡が見当たらなかった。

以上の1) から7) の事例に関する意見を、以下の①から⑨に記載する。県は①から⑨の意見を踏まえ、県制度融資に係る信用保証について適切にモニタリングする態勢を措置されたい。

### ① 保証審査時点の決算書について（意見）

保証審査時点に確認している決算書がほぼ1年前の決算書で、融資先企業の直近の財政状態・経営成績に基づいた保証の判断ができていないと考えられる案件があった。融資先企業の直近の決算書を手入れし、保証審査時点の融資先企業の実態に基づいた審査を行うことが必要であると考ええる。

### ② 経営改善計画の妥当性の検討について（意見）

経営改善計画の内容に不備が見受けられ、その計画の妥当性について疑義が残る案件があった。迅速な融資手続を優先するあまり経営改善計画の妥当性の検討が疎かになっている実情があるため、今後は経営改善計画の内容について十分に検討する必要があると考ええる。

### ③ バンクミーティングへの参加について（意見）

現状、開催されるバンクミーティングへは多くが参加しているが、すべてのバンクミーティングに参加しているものではない。できる限り参加する方針とのことであるが、担当者が融資割合や事業の状況等を勘案し参加しない場合があった。バンクミーティングは保証先の有用な情報を収集できる貴重

な機会であるので、融資割合や事業の状況を問わず可能な限り参加することが望ましい。

#### ④ 白色申告事業者の簿外債務の有無の検討について（意見）

白色申告事業者の場合には、一般的に確定申告書の記載内容の信頼性が低い可能性は否定できない。そのため、白色申告事業者については、金融機関における簿外債務等の有無について、青色申告事業者より詳細に検討することが望ましい。

#### ⑤ 非事業性負債の把握について（意見）

個人事業主の場合には、事業性負債と非事業性負債は実質的には同一視できると考えられる。事業性以外の負債も事故発生の原因になりうると思われるため、審査の段階において可能な限り把握することが望ましい。

#### ⑥ 条件変更依頼から事故報告までの判断過程の記録について（意見）

条件変更依頼から一転して自己破産申立てに至る過程において、金融機関との折衝記録など、県信用保証協会による判断過程の記録が残されていない案件があった。条件変更依頼時には債務者は事業継続の意図があるはずであり、そこから自己破産の申立てを選択するまでには大きな状況の変化があったものと考えられる。今後の与信管理に役立つノウハウを蓄積するため、事故発生の経緯や判断過程を記録しておくことが望ましい。

#### ⑦ 業績の見通しの確認について（意見）

1年の3分の2が終わった段階で前年を大幅に下回っているが、信用保証協会として追加資料の請求、ヒアリングの実施が見受けられない案件があった。合理的でないと考えられる事象については、心証を得るために追加で手続を実施する必要があると考える。

#### ⑧ 急激な業績変化への対応について（意見）

条件変更依頼の検討に際し、急激な売上の変化の理由について、信用保証協会として追加資料の請求、ヒアリングの実施が見受けられない案件があっ

た。保証条件変更依頼を受諾するか否かの検討にあたって、会社の急激な業績変化の理由を把握することは必要であると考え。

#### ⑨ 直近の業績入手について（意見）

複数に及ぶ保証条件変更依頼に係る稟議決裁の際に、そのいずれも直近の決算数値を確認した証跡が見当たらない案件があった。

仮にこれらの時点で決算が締まっていなかったとしても、決算見込みの数字又は直近月における合計残高試算表を入手して検討する必要があると考える。

#### IV 労働雇用課

##### 1. 総合人材チャレンジセンター事業費について

###### (1) 概要

事業費 110,845千円（当年度決算額）

###### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	119,150				119,150
当年度決算額	110,845				110,845

###### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
報償費	32	プロポーザル審査会委員謝金
旅費	46	業務旅費、費用弁償
需用費	670	消耗品費、光熱水費、会議費
役務費	29	通信運搬費
委託料	104,760	業務委託料
使用料	5,308	サテライトぎふ、たじみ施設賃借料
合計	110,845	

###### (事業目標)

###### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

若年者から中高年者をはじめ、子育て中の女性等に対するきめ細かな就職支援を行うとともに、中小企業の人材確保を支援するなど、総合的な就業支援を実施する。

###### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目 標	達成率
利用者数	55,078人 (H24) ※	60,000人 (H26)	15,010人 (H26.8)	60,000人 (H27)	25.0% (H26.8)
就職決定者数	4,348人 (H24) ※	5,500人 (H26)	1,738人 (H26.8)	5,500人 (H27)	31.6% (H26.8)

※「人材チャレンジセンター」及び「ジョブステーション」の利用実績

総合人材チャレンジセンター事業は、県内3か所（本所（岐阜市：県シク）

タンク庁舎)、サテライトぎふ(岐阜市:アクティブG)、サテライトたじみ(多治見市:駅前プラザ・テラ)において「岐阜県総合人材チャレンジセンター」を設置・運営し、若年者から中高年者をはじめ、子育て中の女性等に対するきめ細かな就職支援を行うとともに、中小企業の人材確保を支援するなど、総合的な就業支援を行う事業である。

また、ハローワークと異なり就職を紹介・あつ旋するのみの事業ではなく、雇用のミスマッチを解消したうえで、安定した雇用の確保を図るための重要な事業の一つに位置づけられている。

業務内容は、以下のとおりである。

- ・個別カウンセリング、職業紹介の実施や就職支援セミナーの開催
- ・求職者と県内企業とのマッチング支援の実施
- ・女性の再就職支援の推進
- ・委託訓練受講者に対する就職支援
- ・生活・就労相談の実施(岐阜県若者サポートステーションとも連携)

## (2) 手 続

総合人材チャレンジセンター事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 中長期的な視点に立った契約年数の設定について(意 見)

総合人材チャレンジセンター事業については、価格による競争入札方式ではなく、一般公募型プロポーザル方式を採用している。これは、当該事業の実施にあたっては、働く意欲のある求職者を就業させるための専門的知識・経験・ノウハウ等、高い人的要件及び高度な事業企画能力が要求され、事業者の創意工夫次第で事業の成果が大きく変わるものであり、競争入札による単なる価格競争は適さないと判断され、就業支援等の具体的内容及び運営方法を公募型プロポーザル方式で提案者に競わせ、その提案内



容を比較検討の上で契約者を決定することが妥当な選定方法と考えられるためである。

平成 27 年度の一般公募型プロポーザル募集においては、2 社（A 社及び B 社）が提案書を提示しており、総合評価が高い A 社が契約を行っている。なお、A 社は過去 3 年連続で受注しており、また、平成 28 年度も A 社が受注している。これは、A 社の提案内容が優れておりプロポーザルの評価が高いことにより継続的な契約委託に至ったものである。

しかし、当該事業の性質を考えれば、総合人材チャレンジセンターの運営を継続的に行った方が、ノウハウ等の蓄積により、他社より優れた提案が行えるものと考えられることから、当然の結果ともいえる。また、継続的な運営を行うことにより、より効率的に業務を運営することが可能となり、高い成果を出すことも可能となると考えられる。とすれば、単年契約により業者を選定するよりは、複数年契約で業者を選定し、委託した方がより効率的かつ効果的な事業運営が可能になるものと考えられる。また、プロポーザルに必要となる事務コストの面からも有益と考えられる。

この点につき、複数年契約とした場合の問題として、一般的に複数年契約を行うためには、当初に仕様書を定め、業務内容について合意する必要があることから、新たに追加業務が発生した場合に再度仕様書を見直し、契約を変更する必要があること、場合によっては委託先の見直しも発生する可能性があり、そのような将来的なリスクを考えれば、単年度ごとに契約した方が実務的には有効との意見があった。

確かに、事業の性質から考えれば、将来も継続して同一の業務を委託することは考えにくく、社会情勢や雇用状況に変化が生じれば事業内容の見直しが発生することは当然と理解できる。ただ、ベースとなるような業務（例えば、個別カウンセリング、職業紹介の実施や就職支援セミナーの開催、求職者と県内企業のマッチング支援、委託訓練受講者に対する就職支援、生活・就労相談 等）については、社会情勢や雇用状況に変化が生じたとしても変化するとは考えにくく、継続して行われるのではないかと想定される。

そのため、例えば根幹業務（上記で例示したようなベースとなる業務）については複数年契約とし、社会情勢や雇用状況の変化によって新たに必要となった業務等については、別途仕様書を作成し委託の可否を含めて検討する、また必要に応じてプロポーザルの提案を募集することも考えられる。

当該事業は、岐阜県成長・雇用戦略において、重要なプロジェクトの一つに位置づけられており、短期的な事業ではなく、中長期的な事業である

ことを考えれば、それを運営することになる事業者は重要となると考えられることから、中長期的な視点に立って業務を委託することが必要であり、複数年契約が適切であると考ええる。

## ② 事業目的に整合した事業評価指標の設定について（意見）

総合人材チャレンジセンター事業は、若年者から中高年者並びに子育て中の女性等に対する就職支援と中小企業の人材確保の支援にある。その中でも、雇用のミスマッチの解消により安定した雇用の確保を行うことに特に重点を置いており、単に職業紹介により就職率を向上させる事業とは明確に一線を画している。そのため、事業評価においても、そのような観点から指標を策定し、評価することが重要と考えられる。

現状の事業評価の指標は、総合人材チャレンジセンターの利用者と就職決定者を指標としているのみであり、本来の目的である雇用のミスマッチの解消と安定した雇用の確保との関連性が低いと考えられる。そのため、事業目的に即した事業評価の指標を明確にすることが必要と考える。

例として、雇用のミスマッチの解消と安定した雇用の確保が重要な目的と考えるのであれば、総合人材チャレンジセンターの利用者が就職した後の定着率を業績評価の指標とすることが考える。そうすることにより、今後の事業運営にも生かすことができ、事業目的と事業評価の指標が整合することになると考える。

## ③ 事業拠点の検討について（意見）

総合人材チャレンジセンターは、岐阜県下に3拠点施設を開設しており、岐阜市内2か所（岐阜県シンクタンク庁舎、岐阜アクティブG）、多治見市1か所（多治見（テラ））となっている。その他、関市は出張所として関市役所内に毎月第3水曜日に出張して施設を展開している。ただし、関市の出張所については、年間12回開催しているものの、参加者が10名程度と非常に少ない状況である。

県では、利用状況や利用者の利便性等を総合的に判断したうえで上記3拠点による展開を図っているとしているが、総合人材チャレンジセンター事業は県内のすべての未就職者を対象としている以上、県内のすべての人が公平に利用できるような施設運営を検討する必要があると考えられる。そのため、会場へのアクセスの利便性を考慮し、より多くの県内の未就職

者が総合人材チャレンジセンター事業を利用する機会を提供できるように工夫することが重要と考えられる。

よって、例えば、関市のケースのように出張所を展開することや、関市の出張所の開催は2か月に1回に変更したうえで余った時間を他の市町村の出張所の運営に回すなど、利用者のニーズに応じて柔軟に展開することを検討されたい。

## 2. プロフェッショナル人材センター運営事業費について

### (1) 概要

事業費 9,838千円（当年度決算額）

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	24,000	24,000			
当年度決算額	9,838	9,838			

#### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
旅費	51	業務旅費
需用費	5	消耗品費
役務費	3	通信運搬費
委託料	9,779	業務委託料
合計	9,838	

#### (事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

県内企業を訪問し、「攻めの経営」への転換意欲を高め、経営改善を行うための「プロフェッショナル人材」の活用を促進する。

#### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
企業相談件数	—	—	—	—	100件 (H27)	—

プロフェッショナル人材センター運営事業は、県内中小企業の「攻めの経

営」や経営改善への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の活用による経営革新の実現を促すとともに、県外のプロフェッショナル人材の県内への還流を促進し、地域経済の成長力を高めることを目的とする事業である。なお、プロフェッショナル人材とは、新たな製品・サービスの開発、その販売の開拓や個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組みを通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材をいう。

業務の内容は、以下のとおりである。

① 県内中小企業への巡回訪問及び相談対応

県内の連携機関（金融機関、経済関係団体、国・県等が設置する中小企業相談窓口）と連携し、県内中小企業への巡回訪問及び相談対応を行い、「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起するとともに、その実現に向けたプロフェッショナル人材ニーズの具体化を支援すること。実施目標は、相談件数 70 件とする。

② 県内中小企業の経営者向けセミナーの企画・開催

県内中小企業の経営者等を対象に、プロフェッショナル人材の活用による「攻めの経営」への転換の必要性等について、マインド醸成のためのセミナーを企画・開催すること。

③ プロフェッショナル人材の求人ニーズの取り繋ぎ

県が選定し、プロフェッショナル人材戦略拠点に登録することとした民間人材ビジネス事業者に対し、巡回訪問による相談等により具体化された求人ニーズを取り繋ぎ、企業と人材のマッチングを支援すること。

④ プロフェッショナル人材の定着に向けたフォローアップのサポート

民間人材ビジネス事業者が実施する、プロフェッショナル人材定着に向けたフォローアップについて、必要に応じそのサポートを行うこと。

## （2）手 続

プロフェッショナル人材センター運営事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## （3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることにする。

## ① 実績報告書の適切な検査について（意見）

県では、適正に委託業務が履行されたことを確認するため、検査調書を作成している。当該事業では、委託業者から実績報告書を提出させたうえで、その報告内容に基づいて、委託業務が適切に履行されたかの確認を行っている。

平成 27 年度は、産経センターから実績報告書として「公益財団法人岐阜県産業経済振興センター事業実績書」を入手している。委託業務仕様書の委託業務内容と当該実績報告書を確認した結果、以下に記載されている項目について、実際に業務が履行されているか判断できない項目が存在していた。

- ・プロフェッショナル人材の求人ニーズの取り繋ぎ
- ・プロフェッショナル人材の定着に向けたフォローアップのサポート

当年度は i. 県内中小企業への巡回訪問及び相談対応及び ii. 県内中小企業の経営者向けセミナーの企画・開催 を重点項目として取り組んでいたことから、上記 2 項目を中心とした報告となっているとのことであった。また、月次報告として、委託業者と調整を行っていることから、委託業務が実質的に行われていることは確認できているとのことであった。

そこで、月次報告を入手した結果は、以下のとおりである。

プロフェッショナル人材事業 月次報告シート

道府県名 岐阜県

【28年3月】

視点実施事項		実施有無		開催日		
当 月	相 談	経営者との(人材・経営等に関する)相談件数(注1)			13 件	
		事業説明等を実施した企業数(注2)			29 社	
	取り繋ぎ	民間人材ビジネス事業者への取り繋ぎ件数(注3)			0 件	
		(参考)その他事業等への取り繋ぎ件数(注4)			(0 件)	
	成 約	成約件数(注5)			0 件	
		うち 県外のプロ人材(注6)			0 件	
		うち 県内のプロ人材(注7)			0 件	
		(参考)その他事業等へ取り繋いだ結果、成約した件数(注8)			(0 件)	
	イ ベ ント	地域協議会実施有無(開催日)	実施有無	開催日	実施 3月17日	
		第1回セミナー開催有無(開催日)	実施有無	開催日	実施 2月25日	
第2回セミナー開催有無(開催日)		実施有無	開催日	未実施		
累 計	相 談	経営者との(人材・経営等に関する)相談件数			67 件	
		うち 経営者との相談継続中の件数(注9)			67 件	
	取り繋ぎ	事業説明等を実施した企業数			94 社	
		民間人材ビジネス事業者への取り繋ぎ件数			0 件	
	成 約	うち 民間人材ビジネス事業者が仕掛中の件数(注10)			0 件	
		(参考)その他事業等への取り繋ぎ件数			(0 件)	
	イ ベ ント	成約件数			0 件	
		うち 県外のプロ人材			0 件	
	うち 県内のプロ人材			0 件		
	(参考)その他事業等へ取り繋いだ結果、成約した件数			(0 件)		
	地域協議会実施			1 回		
	セミナー開催			1 回		
2. 拠点活動状況						
① 地域企業への具体的なアプローチ方法およびその活動状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナー案内(2000社)による掘り起こし。</li> <li>・金融機関等との連携強化による新規開拓、訪問。</li> <li>・事業案内/インフレット送付による新規企業掘り起こし。</li> <li>・経営者との相談件数の中に、15社部長クラス等との相談件数含む。</li> </ul>				
② 民間人材ビジネス事業者との連携状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県登録人材事業者と随時面談中。</li> <li>・各人材事業者の特徴を聞き取り、企業に渡す一覧表を作成中。</li> </ul>				
③ セミナーなど(開催した月は、実施内容の詳細を記載。翌月開催の場合は、予定の内容を記載)		・開催無し。				
3. 翌月の実施予定事項(活動計画)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業情報シートの回収(約40社)。</li> <li>・企業情報シートの人材事業者への取り次ぎ、契約の促進。</li> <li>・銀行・信用金庫との連携強化。各銀行・信用金庫支店長会議への出席、啓蒙活動をを行う。</li> </ul>				
4. SNS・ウェブ等(当月の活動、地域企業からの反応等)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材事業者9社決定。今後企業情報シートの回収(約40社)を積極的に行い、人材事業者への取次を随時行い、契約成立を目指す。</li> <li>・サブマネージャーも4月より1名増え、4名体制になる。銀行等の協力体制作りを行う。</li> <li>・反応は、訪問件数の半数以上がプロ人材を望んでおり、要望の内容を話している。</li> </ul>				
5. 全国事務局への相談事項(任意)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人材事情への対応方法の明確化。</li> <li>・事例集の早期発効。</li> </ul>				

月次報告シートを確認した結果、仕様書の委託項目である「プロフェッショナル人材の求人ニーズの取り繋ぎ」についても報告フォーマットに織り込まれており、適切に報告が行われていることの確認はできた。

しかし、取り次ぎ件数や成約件数が0件であり、実際の活動状況については、紙面からはうかがうことができない状況であった。当該項目については、セミナー等とは異なり、企業側の求人ニーズ等がなければ取り次ぎを行うことはできず、その結果についてはやむを得ないと考えられるが、事後的に業務の適正な履行が確認できるのは実績報告書となっており、委託業者としても業務を県から受託している以上は、適切に委託項目に対して報告する義務があると考えられる。

よって、県は、実施状況や今後の改善策等についての報告を委託業者に徴求し、適切に評価する必要があると考える。

### 3. 岐阜県インターンシップ推進協議会運営費について

#### (1) 概要

事業費 3,868千円（当年度決算額）

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	3,868				3,868
当年度決算額	3,868				3,868

#### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
負担金	3,868	協議会運営費
合計	3,868	

#### (事業目標)

##### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

企業と大学生・参加大学等との出会いの機会を創出し、県内企業におけるインターンシップの実施を推進する。また、県外へ流出した学生等に県内企業を周知するため、インターンシップ案内冊子を作成・送付することにより広報事業を強化し、より効果的なインターンシップを推進する。

#### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
インターンシップ参加学生数	(H )	907 (H24)	(H )	884 (H25)	2,000 (H30)	% 44.2

主に県出身学生及び他県から県内の大学・短大に進学した学生等への県内企業でのインターンシップを行う機会の提供、及び地元企業（公的機関含む）への多様な学生・若者との接触機会の提供の促進を目的として、これまで各者がそれぞれ実施していたインターンシップの情報を集約し窓口を一元化することにより、効果向上と最適化を図るべく、平成18年に県を含めた産学官が連携し「岐阜県インターンシップ推進協議会」を設立した。

本事業は、受入企業や参加大学等の開拓、企業と学生のマッチング支援、広報活動など、岐阜県インターンシップ推進協議会の運営を支援するための負担金である。

負担金とは、一般的に法令又は契約等によって、地方公共団体が負担する

ことになる経費をいうが、具体的には、これに区分されて支出されるものには、次のようなものが含まれている。

- ① 特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を負担するもの
- ② 一定の事業等について、財政政策上又はその他の見地からその事業等に要する経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担するもの（国と地方公共団体間及び地方公共団体相互に見られる負担関係がこれにあたる。）
- ③ 地方公共団体が任意に各種団体を構成している場合、その団体の必要経費に充てるため、構成各団体が取り決められた費用を負担するものなど

## （２）手 続

岐阜県インターンシップ推進協議会運営費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## （３）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 運営交付金の金額の妥当性について（意 見）

県は、岐阜県インターンシップ推進協議会の協力員として参画しており、当協議会の規約は以下のとおりである（一部を抜粋）。

#### 第 7 条

本会の会員、協力員及び特別会員は、次のとおり会費・賛助金・助成金を納入するものとする。

- |             |                        |          |      |
|-------------|------------------------|----------|------|
| （１）大学等会員校   | 会費年額一口                 | 60,000 円 | 一口以上 |
| （２）企業等正会員   | 賛助金年額一口                | 12,000 円 | 一口以上 |
| （３）・・・      |                        |          |      |
| （４）岐阜県（協力員） | 負担金（県が支出する行政関係を総括した年額） |          |      |
| （５）・・・      |                        |          |      |



県では、規約に基づいて負担金を支出している。しかし、規約では「負担金（県が支出する行政関係を総括した年額）」と記載されているのみであり、負担金の算定根拠は明記されていない。設立当時、民間負担分と同額程度を県が負担する形で決まった経緯はあるが、負担割合として明記されていなかった。なお、当年度は前年度に比べ増額されており、その理由については、県外進学者のうち、関東・関西など本県から離れた大都市圏への進学者の就職Uターンを促す広報を強化すべく、インターンシップ受入企業の案内冊子の発行費相当の運営費を負担するため増額したとのことであった。

また、岐阜県インターンシップ推進協議会の平成26年度の決算額によれば、県の負担金額を超えないものの繰越金額が発生している。

一般的に負担金の問題点として、法令等で負担が義務づけられている経費にあっては、本来、個々事業毎に判断されるべき「必要性」や「効果（受益）」の適否の判断がないがしろになりがちで、公金の支出として、いわゆる「超過負担」となってしまう問題がある。また、任意の負担金の場合、内容が明確でない団体や行事などに対して、その維持運営や開催などのための負担金という名目で、漫然と負担金が支出され続ける例も多い。

よって、これらについては、予算編成の際などに十分検討を加えて、相手方と協議のうえ、常に適切な見直しを図っていくべきである。特に、任意団体やその行事に対する負担金については、一度支出してしまうと、それが実績となり一種の既得権のごとく、その団体や行事が廃止となるまで、なかなか断ち切れないものである。負担金を支出する団体や行事の収支について、使途が曖昧な支出を見過ごしたり、過大な繰越金や予備費があるにも関わらず、漠然と一定の負担金を義務的経費のごとく支出し続けることは、適切な公金の支出とはいえない。予算編成時から、数か年の収支を分析し、次年度の必要経費を丁寧に積み上げ、メリハリのある負担金とすることは、近時、非常に厳しい財政状況が続いていることもあり、他の構成団体にも受け入れられ、何よりも市民への説明に適うものである。

県では、岐阜県インターンシップ推進協議会に対して毎年負担金を支出しているが、その算定根拠を明確にしたうえで、負担金の減額の必要性を含め、金額の妥当性について適時見直すことが必要であると考えられる。

#### 4. 実践型インターンシップ推進事業費について

##### (1) 概要

事業費 2,679千円（当年度決算額）

##### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	2,803		341		2,462
当年度決算額	2,679		0		2,679

##### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
旅費	15	業務旅費
需用費	6	消耗品費
役務費	7	通信運搬費
委託料	2,651	業務委託料
合計	2,679	

##### (事業目標)

###### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

大学生等に1か月程度の長期の職業体験できる機会を提供することで、職業意識の醸成のみならず、社会人基礎力（必要な知識、能力、マナー等）を養成すると同時に、地元の中小企業等の魅力を直に体験してもらう。

##### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
インターンシップ 参加学生数	— (H )	34 (H25)	(H )	19 (H26.10)	30 (H27)	% —

県では、進学等により県外に流出する若者が多く、景気の回復に伴い大手志向が強まり、県内産業を支える人材はもとより、将来の地域社会の担い手をいかにして確保していくかが大きな課題となっている。また、県内には、世界に誇れる優れた技術力や特色を持った魅力ある中小企業等が多くあるにもかかわらず、情報発信力の不足から若者に認知されていないことも課題となっている。

そのため、本事業により、インターンシップを通して、就活前の学生等の職業意識の醸成及び魅力ある県内企業の情報発信を行い、県内就労に対する

理解と関心を高め、県内中小企業の求人ニーズと学生等の求職ニーズのミスマッチ解消を促すことにより、県内の就職率を向上させることを目的としている。

## (2) 手 続

実践型インターンシップ推進事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 委託業者の選定方法について（意 見）

実践型インターンシップ事業については、平成 26 年度までは一般公募型プロポーザル方式による入札を行っていたが、平成 27 年度は一般価格競争により委託業者を選定する方法に変更している。これは、過去から継続して事業を行ってきた経験から、事業遂行に必要な仕様を策定できたため、プロポーザル方式による提案型の入札によらなくても、通常の競争入札で事業遂行に支障はないと判断したことによる。

しかし、県内企業の情報発信や県内中小企業へのインターン受入の提供を行う事業の内容から、事業者の規模や経験、提案内容を重視した選定を行うことが事業の実効性を高めるためには重要であり、単なる価格のみに重点を置いた選定は妥当ではないと考えられる。

また、今回の選定業者側の事情により、契約を解除している。主な理由は、同社の事業、経営についての判断は事実上、同社の代表取締役のみで行っており、代表取締役が事業に関与できない事態が生じ、長期間にわたり委託業務の実施が停滞するおそれがあったためである。同社の代表取締役が事業に関与できないことについては、県の責任に帰すものではないが、それにより事業の委託が困難となったのは、価格による競争入札により決定し、企業の規模やその実行可能性について適切に検討を行っていないことにも一因があったと考えられる。

よって、今後同様の状況が生じた場合には、一般公募型プロポーザル方式により委託業者を選定することが適切と考える。

## ② 事業の再実施の必要性について（意見）

同社が契約を継続できないことが確定した後、一般競争入札で次順位の応募者が事業を契約することとなったが、実施時期が2月から3月であり準備期間が短いこともあり、参加学生は15名と少数となっており、参加企業も4社と少ない状況であった。この状況からすると、効果的な事業実施の観点では実施時期が適切でなかった可能性がある。

よって、今後同様の状況が生じた場合には、事業の再実施の必要性を慎重に検討することが適切と考える。

## ③ 事業と社会的ニーズのミスマッチについて（意見）

実践型インターンシップ事業は、就職活動前の大学生の就職意識の醸成や社会人としての基礎力を養成するとともに、県内中小企業の魅力を直に体験し県内企業への就職に対する理解と関心を深められるよう、大学の夏季休業期間等の時期を利用し、より長い期間、企業の現場において就業体験や与えられた課題に取り組むことができる実践的な機会の場を提供する事業となっている。具体的には、就業体験期間30日、実習時間120時間以上となっており、長期間を利用して企業の中で実体験ができる非常に有用な事業である。

しかし、近年の就職活動は、短期間でより多くの企業を訪問する傾向が強くなり、特定の企業に長時間を費やす傾向にはない。就職活動中の学生からすれば、特定の1社に長時間をかけるよりは、より多くの企業に就職活動の時間を費やすことにより、就職の機会をより多く求める傾向があり、その中から自分に合った就職先を決定する方が効率的かつ有効と考える傾向にある。また、企業においても、限られた従業員の中で、特定のインターン（学生）に対して、人を確保し時間を費やすことが難しく、就活対応でもより多くの人にアピールする方が効果的な人材の募集をかけることが可能になる傾向にある。そのような就職活動の社会的ニーズにあっては、当該事業の必要性については疑念が生じるといえる。平成26年度については、夏休み、春休みの長期休暇を活用して、6週間程度のインターンシップを実施しているが、参加学生は34名、参加企業は16社となっており、平成27年度については、参加学生は15名、参加企業は4社と少ない状況

にあり、学生及び企業のニーズともマッチしているとはいいい難い状況にあると考えられる。

平成 28 年度より当該事業は廃止されているが、今後同様の状況が生じた場合には、より早い段階で就職活動に対する社会のニーズの変化を把握し、事業継続の判断に生かすことが必要と考える。

## 5. 障がい者チャレンジトレーニング事業費について

### (1) 概 要

事業費 4, 798 千円 (当年度決算額)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	5,427				5,427
当年度決算額	4,798				4,798

#### <事業費 (当年度決算額) の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
委託料	4,798	業務委託料
合計	4,798	

#### (事業目標)

##### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

平成 25 年 4 月 1 日の障がい者の法定雇用率の引き上げにより、引き続き障がいのある方と事業所のマッチングを行い、雇用を創出する。

#### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
実習生人数	(H )	122 人 (H23)	98 人 (H24)	136 人 (H25)	160 人 (H27)	85.0%
雇用人数	(H )	84 人 (H23)	65 人 (H24)	84 人 (H25)	100 人 (H27)	84.0%

障がい者チャレンジトレーニング事業は、障がい者雇用に前向きな企業に対して、その業務に適した障がい者を紹介し、短期の職場実習（チャレンジトレーニング）を実施することで、企業、障がい者双方の不安を解消し、雇

用・就労意欲を高めることを目的としている。

## (2) 手 続

障がい者チャレンジトレーニング事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 中期的な支援体制の構築について（意 見）

県では、約半数の企業が法定雇用率を達成できておらず、事業所が障がい者雇用に対して抱える不安を解消し、雇用の機会の提供が求められている。本事業は、他の障がい者職業訓練と異なり、10日間と短期間の障がい者職業訓練となっていることから、障がい者及び企業が利用しやすい訓練制度設計になっていると考えられる。

例えば、「障がい者委託訓練」事業において障がい者が職業訓練を行う場合、障がい者がハローワークを通じて応募するとともに、職業訓練の委託先と職業技能コーディネーターが障がい者と面談を行い、最終的にハローワークが受講指示書を発行したうえで、初めて職業訓練を行うことが可能となる。また、求職者が事業所で作業環境に適応するため実施する「職場適応訓練」では、企業と受講者である障がい者が当該企業の就職に向けて概ね合意している必要がある。そのため、障がい者が実際に職業訓練の受講を希望しても、受講するまでに煩雑な手続が必要となる。また、受講期間も概ね3か月以上と長期間必要となることから、気軽に利用することが難しいという問題もある。

それに比べれば、本事業は期間も10日間と短く、障がい者や企業にとって利用しやすい制度となっている。平成27年度の障がい者チャレンジトレーニング事業による職場実習の実施状況をみても、実施人数は228人と多く、実習後の雇用状況も正規雇用が13名、非正規雇用145名となっており、合計すれば就職率69%と非常に高い成果を出している。

## 最重要プロジェクト【障がい者の一般就労拡大プロジェクト】（詳細別紙）

障がい者雇用については、雇用の方法が分からない企業もあることや、継続した労務管理に不安を抱える事業所が多い。

このため、障がい者雇用開拓員を配置して、障がい者求人数を平成30年までの5年間で600件開拓することを目指すほか、雇用ノウハウや人間関係・仲間づくり支援等のコンサルティング、企業内ジョブコラボレーターの育成により職場定着を図る。誰もが活躍できる場の創出を目指し、障がい者雇用の拡大に重点的に取り組む。

### 障がい者雇用の拡大

- (1) 一般就労に向けた支援体制の強化
  - 「障がい者就労支援センター(仮称)」の設置
  - 「障がい者雇用開拓員」の5圏域設置による企業訪問
  - ダイレクトメールによる就労状況や意向等の確認
  - 障がい者雇用を推進する環境づくり（優良企業認定や優先利用）
- (2) 一般就労に向けた技能強化
  - 障がい者職業訓練施設の設置

### 障がい者の職場定着率の向上

- (3) 職場定着支援の強化
  - 職場への適応支援
    - ・「ジョブコラボレーター」の育成
  - 企業コンサルティングの実施
    - ・障がい者特性に合わせた業務やスキルアップ支援

障がい者の一般就労拡大は、上記のとおり県の成長・雇用戦略の中でも最重要プロジェクトとして取り上げていることを考えれば、制度の拡充と並行して、以下のような中期的にサポートできる体制を構築することが望ましい。

## ア. 職業訓練後のフォローについて

当該制度については、職業訓練後の中期的な報告が行われておらず、1か月後、3か月後、6か月後といった定点における報告がないため、実習後は就職率が69%となっても、その後に定着しているかが不明であり、場合によっては短期で離職している可能性も懸念される。そのため、障がい者委託訓練のように90日までは状況を報告してもらい、その後のフォローができるような仕組みを構築することを検討すべきと考える。

## イ. 参画者の声を集約する仕組みについて

実習生や受け入れ企業に対するアンケート等が実施されていないため、当該事業への改善要望等の把握が行えていないことがある。他にはない事業であり、事業の有用性が高いと考えられることから、より良い制度となるようにアンケート等による参画者の声を集約する仕組みが必要と考える。



## V 企業誘致課

### 1. 企業立地促進事業補助金について

#### (1) 概要

事業費 2, 212, 895千円（当年度決算額）

#### <財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	2, 223, 224				2, 223, 224
当年度決算額	2, 212, 895				2, 212, 895

#### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
補助金	2, 212, 895	初期投下固定資産取得等に対する助成
合計	2, 212, 895	

#### (事業目標)

##### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

工場の新増設に対し、ワンストップサービスによる支援や企業投資に対する岐阜県企業立地促進事業補助金の活用により県内への企業誘致を促進する。

#### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	前回目標値	指標の推移			現在値	目標値	達成率
指定集積業種の企業立地件数(岐阜地域)	30 (H24)	9 (H25)	13 (H26)	9 (H27)	31 (H27)	20 (H29)	% 155.0
指定集積業種の企業立地件数(西濃地域)	35 (H24)	5 (H25)	10 (H26)	6 (H27)	21 (H27)	45 (H29)	% 46.67
指定集積業種の企業立地件数(中濃地域)	33 (H24)	8 (H25)	9 (H26)	14 (H27)	31 (H27)	43 (H29)	% 72.1
指定集積業種の企業立地件数(東濃地域)	25 (H24)	3 (H25)	9 (H26)	3 (H27)	15 (H27)	23 (H29)	% 65.2
指定集積業種の企業立地件数(飛騨地域)	15 (H24)	1 (H25)	0 (H26)	5 (H27)	6 (H27)	11 (H29)	% 54.5

※「前回目標値」は平成20年度～平成24年度の5か年計画の目標値である。

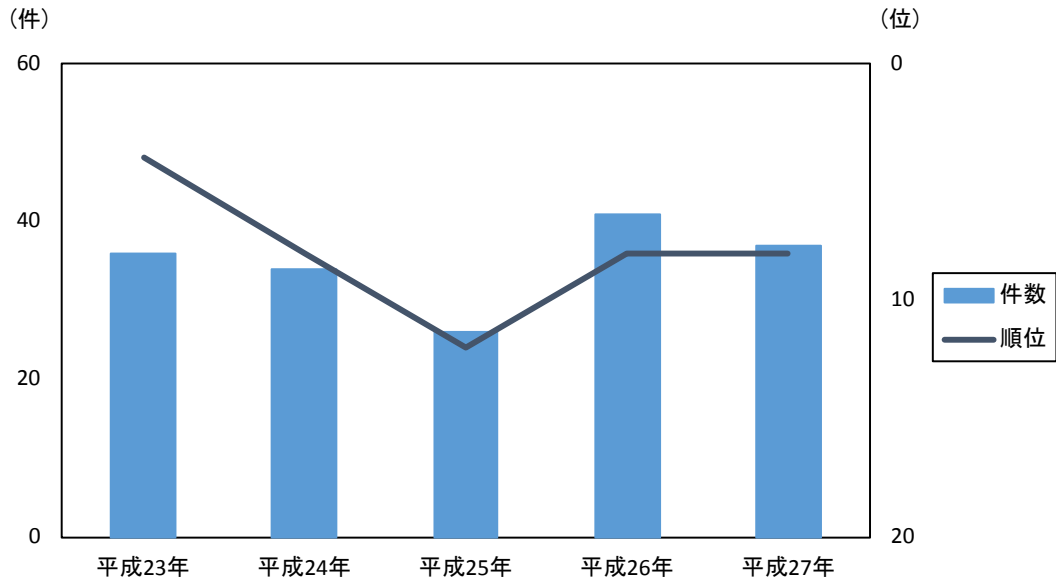
※「現在値」は平成25年～平成27年までの実績を示す。

※「目標値」は平成25年度～平成29年度の5か年計画の目標値である。

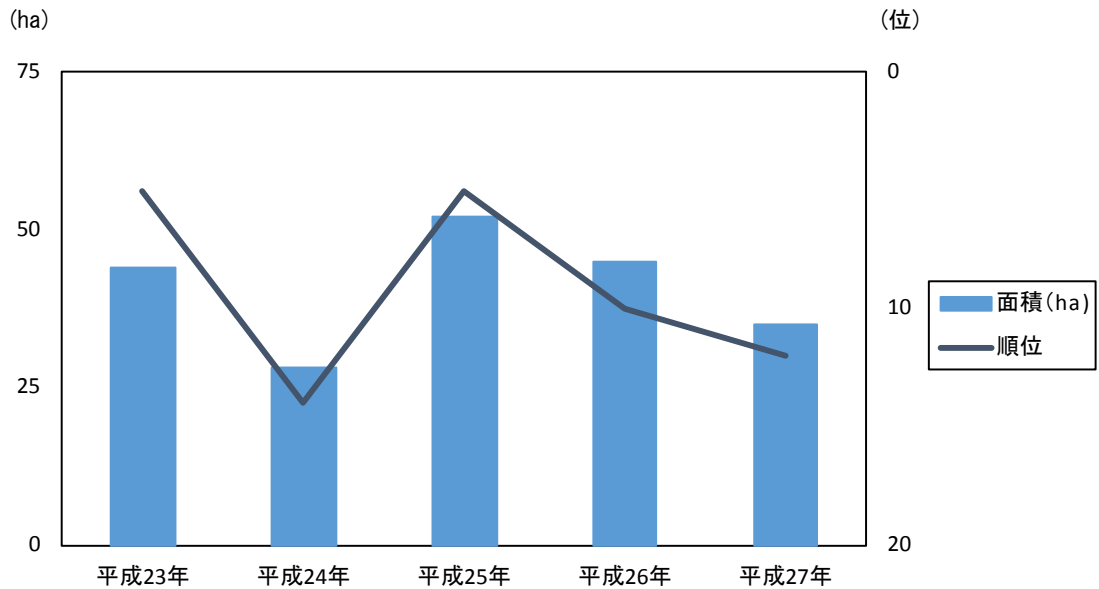
製造拠点の海外流出による国内の空洞化が進行し、誘致競争が激化する中、県内への企業誘致の促進を図り、税収効果、雇用効果、地域経済の活性化を

推進していく。

＜岐阜県の企業立地件数と全国順位の実績（製造業）＞



＜岐阜県の企業立地面積と全国順位の実績（製造業）＞



※各年は1月～12月の期間で集計

（出典：県企業誘致課「岐阜県発表資料（平成28年3月30日）」）

＜岐阜県企業誘致戦略の概要＞

地域協議会エリア	集積区域	指定業種
2020西回リエリア	食品クラスター	豊かな水資源を活かした食品関連企業の集積を図る <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳製品製造</li> <li>・調味料製造</li> <li>・パン・菓子製造</li> <li>・清涼飲料製造</li> <li>・酒類製造</li> </ul>
	スマートアグリパーク	ハイテク植物工場（機能性野菜や高級花木）の集積を図る
航空機関連クラスター地域	航空機関連クラスター	次世代航空機の生産強化のために航空機関連企業の集積を図る <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機素材製造</li> <li>・内装・座席製造</li> <li>・降着システム製造</li> <li>・油圧・燃料・制御製造</li> <li>・電子機器製造</li> </ul>
東濃クロスエリア	次世代自動車クラスター	次世代自動車（プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車）関連製造企業の集積を図る <ul style="list-style-type: none"> <li>・リチウム電池製造</li> <li>・バッテリー製造</li> <li>・燃料電池製造</li> </ul>
	リニアテクノクラスター	リニア中央新幹線の技術に関連する研究開発拠点とリニア関連の高度技術企業の集積を図る <ul style="list-style-type: none"> <li>・超伝導ケーブル製造</li> <li>・モーター制御装置製造</li> <li>・駆動制御システム製造</li> </ul>
飛騨・郡上地域	新ヘルスケア・クラスター	既存医薬品メーカーの立地を活かした新ヘルスケア産業の集積を図る <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品製造</li> <li>・医療機器部品製造</li> <li>・健康食品製造</li> </ul>
	地下フードリサーチクラスター	—

＜企業立地促進事業補助金の詳細＞

対象施設	対象業種	対象地域	要件		助成内容	
			初期投下 固定資産額	新規地元 常用雇員数	助成額	限度額
事業所	ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業(データセンター、ソリューションセンターを除く)	県内全域	3,000万円以上	5名以上	初期投下固定資産額の1/10以内	5億円(県営工業団地への立地の場合は10億円)
	コールセンター		(1)土地、家屋、償却資産取得の場合	5,000万円以上		20名以上
			(2)事業所賃貸の場合	—	操業後60ヵ月以内の次に掲げる額 ・事業所賃料の1/2以内 ・通信回線使用料の1/2以内 ・新規地元常用雇員1名につき30万円	
	データセンター、ソリューションセンター		(1)土地、家屋、償却資産取得の場合	5,000万円以上	5名以上	初期投下固定資産額の1/10以内
(2)事業所賃貸の場合		—	操業後60ヵ月以内の次に掲げる額 ・事業所賃料の1/2以内 ・通信回線使用料の1/2以内 ・新規地元常用雇員1名につき30万円	3億円(60ヵ月の通算額)		
研究所	高度技術工業もしくはこれに類する事業、バイオテクノロジー、ナノテクノロジーまたはVR技術を利用する事業		1億円以上			5億円(県営工業団地への立地の場合は10億円)
工場	高度技術工業もしくはこれに類する事業、バイオテクノロジー、ナノテクノロジーまたはVR技術を利用する事業、航空宇宙産業(民需に限る)、新エネルギー関連産業、食料品関連産業、医薬品関連産業、医療・福祉機器関連産業、知事特認事業		3億円以上	5名以上	初期投下固定資産額の1/10以内	5億円(県営工業団地への立地の場合は10億円)
	(1)中小企業を除く	過疎地域自立促進特別措置法の適用区域及び県営工業団地	3億円以上	50名以上(敷地内増設の場合75名以上)		10億円(H26.4～H29.3末までに指定申請があった場合に限る)
		上記以外の区域	10億円以上			
	一般製造業	(2)中小企業	過疎地域自立促進特別措置法の適用区域及び県営工業団地	3億円以上	10名以上	初期投下固定資産額(工場の新設に対して設置される従業員用の住宅の設置費用も含む)の1/10以内
上記以外の区域			5億円以上(H27.4～H33.3末までに指定申請があった場合に限る)			
植物工場	植物工場	県内全域	10億円以上	10名以上	初期投下固定資産額の1/10以内	5億円

(出典：岐阜県「企業立地ガイド岐阜2016」)

## (2) 手 続

企業立地促進事業補助金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 企業誘致の推進のための制度設計について（意 見）

県では「岐阜県成長・雇用戦略」実現のために、全県下で戦略的な工場用地開発の推進と新たな企業誘致戦略の展開を目的として、平成26年8月に岐阜県企業誘致戦略を立上げた。岐阜県企業誘致戦略では、地域の特性を生かした企業誘致を推進するために4つのエリアごとに集積区域（クラスターエリア）を設定し、産業集積を促進するべく各エリアに推進協議会を設立し岐阜県企業誘致戦略に向けた取組みを実施している。

しかし、下記のとおり平成27年度に補助金の交付を受けた企業の業種は、半数以上が集積区域の指定業種と一致しておらず、必ずしも岐阜県企業誘致戦略に沿った企業誘致ができていない。進出企業の業種と集積区域の指定業種が整合しない場合があるのは、岐阜県企業誘致戦略の策定前から誘致していた企業が相当数あるほか、本社の近隣への立地等個々の企業の特有の事情も一因と考えられる。一方で企業立地促進事業補助金の設定をみると、対象地域が県全域となっており、集積区域に指定業種の企業進出を誘引する仕掛けになっていないといえる。

よって、岐阜県企業誘致戦略の推進のために、集積区域に指定業種の企業が進出するよう企業立地促進事業補助金の設定の見直しや誘導するための方策を検討することが望ましい。

＜補助金の交付を受けた企業の業種と集積区域の対応（平成 27 年度）＞

地域協議会エリア	集積区域	補助金の交付を受けた企業	
		進出地域	業種
2020西回リエリア	食品クラスター スマートアグリパーク その他	A市	食品製造
			化学製品製造（食品関連含む）
			コールセンター
			データセンター
		B市	食品製造
			医薬品製造
		C市	自動車部品製造
		D市	産業設備製造
		E町	健康食品製造
			医薬品製造
F町	食品製造		
航空機関連クラスター地域	航空機関連クラスター その他	G市	航空機部品製造
			航空機部品製造
			航空機部品製造
			医療機器製造
		H市	航空機部品製造
			刃物品製造
			医療機器製造
		I市	食品製造
			食品製造
		J町	自動車部品製造
東濃クロスエリア	次世代自動車クラスター リニアテクノクラスター その他	K市	機械部品製造
			化学製品製造
			データセンター
		L市	鉄道部品製造
			航空機部品製造
		M市	自動車部品製造
飛騨・郡上地域	新ヘルスケア・クラスター 地下フードリサーチクラスター その他	N市	木材製造
			航空機部品製造

## 2. グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ事業費について

### (1) 概要

事業費 3,000千円（当年度決算額）

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	3,000				3,000
当年度決算額	3,000				3,000

#### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
その他	3,000	活動負担金
合計	3,000	

#### (事業目標)

##### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

外資系企業によるグレーター・ナゴヤ地域（岐阜県、愛知県、三重県）への投資促進を行うとともに、同地域内企業の海外展開を促進することで、活力のある地域経済を創出する。

#### (目標の達成度を示す指標と実績)

目標の達成度を示す指標は設定していない

「グレーター・ナゴヤ」統一ブランドの下、東海3県及び名古屋市で広域連携して対日投資・海外展開支援活動に取り組み、外資系企業による対日投資及び地域内企業の海外展開を促進するため、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会に対する活動費負担金を拠出する。

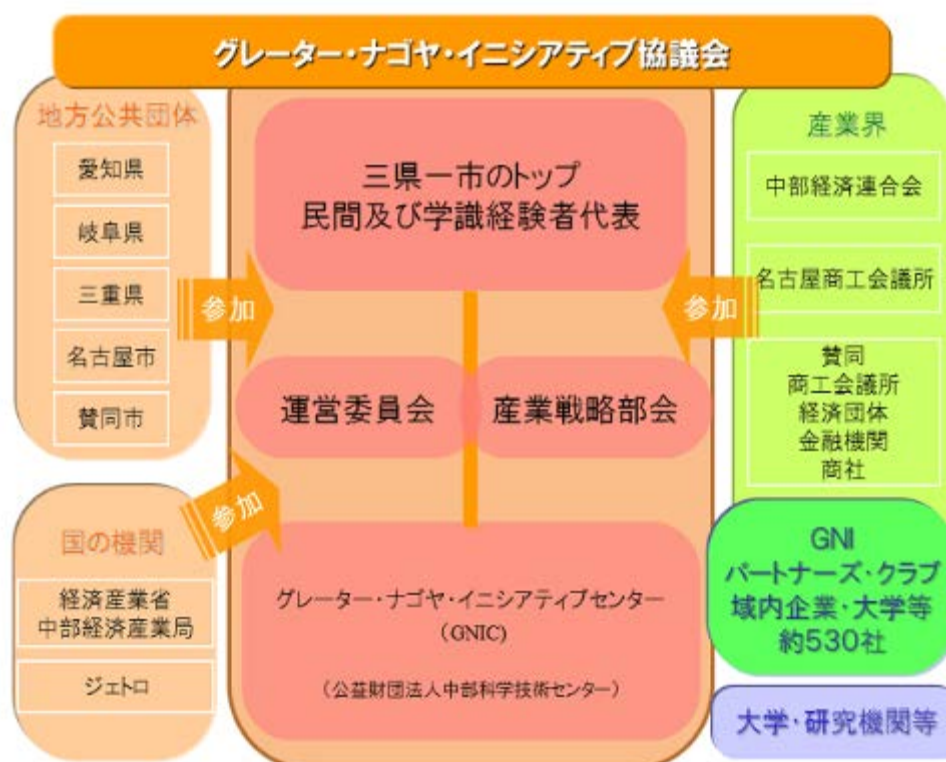
### ① グレーター・ナゴヤ・イニシアティブの概要

グレーター・ナゴヤ地域の産業経済をよりオープンなものとして、世界から優れた企業・技術やヒト・情報を呼び込むとともに企業の海外展開支援を行うために、圏域の県、市、産業界、大学、研究機関が一体となり、国際経済交流を促進する活動である。

グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会は2006年2月に設立された地方自治体、経済団体、企業、大学、研究機関、ジェトロ、中部経済産業局

等多種多様な主体が参加するグレーター・ナゴヤ・イニシアティブを推進する組織である。グレーター・ナゴヤ地域への事業展開や拡大に関心のある外国企業に対して、ワンストップ窓口の機能を有し、当地域に関する情報提供、招聘、面談のアレンジ、進出支援を行うとともに企業の海外展開のための情報提供、ミッションの派遣といったサービスを提供している。

<グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会組織図>



(出典：グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ 公式サイト参照)

## ② グレーター・ナゴヤ・イニシアティブのサービス内容

### ア. 情報提供

グレーター・ナゴヤ地域経済の更なる活性化を目指し、様々な情報発信を積極的に行う。ビジネス上の適切な判断をするために必要な資料や詳細な情報を随時提供する。

### イ. 商談会の実施

ビジネス・マッチング・ミーティングを開催し、海外企業とビジネス上の関心が合致するグレーター・ナゴヤ企業の業務提携の機会を提供する。また、イベントのコーディネーターや関連機関紹介等、外国企業が当



地域へ進出するための様々なサービスを提供する。

#### ウ. 招聘活動

グレーター・ナゴヤ地域への投資に関心をもつ海外企業に対し、現地視察を通じて、事業の構築や拡大の具体的な支援活動を展開する。また国内外展示会への出展や海外ミッション派遣を通し、有望な企業を発掘する。さらに当地域へ招聘し、国内企業との商談会を開催する。

#### エ. 起業支援

グレーター・ナゴヤ地域への参入準備が整った後、その事業拠点を確保するためのインキュベーター施設の提供や、法務や財務に関わるサービス等の様々な起業支援を提供する。またグレーター・ナゴヤ・イニシアティブのインセンティブとして、申請した企業に対する「立上支援プログラム」もある。

#### オ. 優遇措置と継続的な支援

グレーター・ナゴヤに賛同する自治体では、企業立地を決めた海外企業が活用可能な優遇措置を提案している。また、500社以上が登録するグレーター・ナゴヤ・イニシアティブのパートナーズクラブ企業との商談会の提供、ニュースレターの定期配信、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブのイベントや活動への参加機会の提供、メンバー間の交流会開催等、進出後の海外企業に対してビジネスを拡大できるよう継続的な支援を行っている。

(出典：グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ 公式サイト参照)

## (2) 手 続

グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会への負担金拠出割合について  
(意見)

下記に示すとおり、岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市はグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会に毎年同じ負担割合で負担金を拠出している。しかし、過去のグレーター・ナゴヤ地域への海外企業の立地件数の実績をみると、海外企業の多くは愛知県に立地し、反対に岐阜県は最も立地件数が少なく、同じ負担金の拠出割合であるのに対し自治体によって得られるメリットが不公平な結果となっていた。

＜グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会への負担金推移＞

(単位：千円)

年度	岐阜県	愛知県	三重県	名古屋市	その他	合計
平成 18 年度	4,500	4,500	4,500	4,500	9,740	27,740
平成 19 年度	4,500	4,500	4,500	4,500	9,740	27,740
平成 20 年度	4,500	4,500	4,500	4,500	9,240	27,240
平成 21 年度	4,500	4,500	4,500	4,500	9,170	27,170
平成 22 年度	3,150	3,150	3,150	3,150	8,470	21,070
平成 23 年度	2,200	2,200	2,200	2,200	6,120	14,920
平成 24 年度	2,200	2,200	2,200	2,200	3,870	12,670
平成 25 年度	1,540	1,540	1,540	1,540	2,820	8,980
平成 26 年度	3,000	3,000	3,000	3,000	2,305	14,305
平成 27 年度	3,000	3,000	3,000	3,000	7,875	19,875
累計	33,090	33,090	33,090	33,090	69,350	201,710
拠出割合 (累計)	16.4%	16.4%	16.4%	16.4%	34.4%	100.0%

※「その他」は、市、経済団体、金融機関、及び商社等が該当する。

＜グレーター・ナゴヤ地域への進出海外企業数の推移＞

(単位：社)

年度	岐阜県	愛知県 ※名古屋市除く	三重県	名古屋市	合計
平成 18 年度	0	8	0	10	18
平成 19 年度	0	6	2	10	18
平成 20 年度	0	2	4	10	16
平成 21 年度	2	3	2	4	11
平成 22 年度	0	1	0	9	10
平成 23 年度	0	0	1	8	9
平成 24 年度	1	5	0	7	13
平成 25 年度	0	2	3	2	7
平成 26 年度	0	0	0	6	6
平成 27 年度	0	1	0	5	6
累計	3	28	12	71	114
累計割合	2.6%	24.6%	10.5%	62.3%	100.0%

岐阜県への海外企業の進出は3県の中で最も少ないが、岐阜県単独では海外企業の誘致は困難であり、岐阜県としてはグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会への負担金の拠出は一定のメリットがあると判断している。しかし、拠出額に応じた費用対効果という点では3県の中で最も少なく、愛知県及び三重県と比較した場合本事業の効率性は良好とはいえない。そのため、事業の効率性の観点から、負担金の拠出割合を実績に応じて各自治体で変えることをグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会へ提言することが望ましいが、平成18年にグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会が発足した当初から岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市は同額の負担金を拠出しているため、これまでの慣行から負担金の拠出割合を変更することは困難な可能性があると考えられる。

グレーター・ナゴヤ・イニシアティブでは、グレーター・ナゴヤ地域へ進出した海外企業向けの二次投資セミナー、県内企業との取引の斡旋、及び県内企業の海外での営業活動の支援等の取組みも実施しており、これらの取組みは岐阜県にとってメリットがある。よって、負担金拠出割合の変更が困難な場合には、グレーター・ナゴヤ地域へ進出した海外企業に対する内地への進出支援等の取組みをより拡充することをグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会へ提言することが望ましい。

## ② 目標の達成度を示す指標の設定について（意見）

本事業については、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会として、目標値の設定を行っていないため、目標の達成度を示す指標は設定していない。しかし、目標値を設定していないと拠出した負担金の効果を測定できず、その結果不要な公費の支出を招くおそれがある。

本事業は、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会への負担金の拠出であり、岐阜県自体がグレーター・ナゴヤ・イニシアティブの取組みの主体ではないが、負担金の原資は県民からの税金である。そのため、岐阜県自体が取組みの主体でなくとも有効性・効率性・経済性の観点から不要な公費の支出は回避すべきである。

よって、グレーター・ナゴヤ地域進出済み企業の岐阜県への2次投資を促すことを目的とした企業との面談件数等、目標の達成度を示す指標を設定することが望ましい。

## VI 産業技術課

### 1. 岐阜県科学技術振興センター管理委託費について

#### (1) 概要

事業費 73,624千円（当年度決算額）

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	73,624		14,467		59,157
当年度決算額	73,624		14,321		59,303

#### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

##### ① 指定管理料 73,624千円

#### <施設管理運営経費>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
<b>【収入】</b>		
指定管理料	73,624	
利用料金等収入	8,167	会議室利用料
収入計	81,791	
<b>【支出】</b>		
施設維持管理費	76,466	建物維持管理費用（保守、修理、光熱水費）
情報システム保守 管理運営業務費	648	プラザホール、AV 会議室の映像音響設備 保守業務
貸出施設管理運営 業務費	352	貸出施設管理費用
研究交流サロン整 備費	106	交流サロン、リラクゼーションエリア管理 費用
科学技術図書資料 室管理運営業務	507	図書資料室維持管理費用（収集、整理、保 存、閲覧、貸出業務）
支出計	78,079	

##### ② 県収入額 14,321千円

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
目的外使用許可団 体使用料	4,407	目的外使用許可団体の使用料

土地貸付料	5,512	(株)ブイ・アール・テクノセンターの土地貸付料
目的外使用許可団体管理費	4,302	目的外使用許可団体の共益費
開放研究室共益費	100	開放研究室使用団体の共益費

**(事業目標)**

<p>・何をいつまでにどのような状態にしたいのか</p> <p>岐阜県科学技術振興センターの管理運営に指定管理者制度を導入し、民間事業者等が有するノウハウを活用し、効率的な管理運営等により県民サービスの質の向上を図る。</p>
---

**(目標の達成度を示す指標と実績)**

目標の達成度を示す指標は設定していない

施設管理業務を委託するものであり、具体的な達成目標を設定できない。なお、施設管理に要する経費のうち、貸出施設の利用料等の収入を除いた経費を指定管理料として県が負担する。

- ① 現在の指定管理者は株式会社三和サービスであり、各務原市にある岐阜県科学技術振興センターについて、指定管理者が次に掲げる業務を行う。
- ア. センターの利用の許可に関すること
    - (ア) 貸出施設運營業務
    - (イ) ホール等管理運營業務
    - (ウ) 映像音響設備保守点検業務
  - イ. テクノプラザ本館の維持管理に関すること
    - (ア) 構築物、電気設備、機械装置、建築物附属設備、及び工作物管理業務
    - (イ) 庭園管理業務
    - (ウ) 警備に関する業務
  - ウ. 利用者への便宜の供与に関すること
    - (ア) センター内案内、利用案内、接遇業務
    - (イ) 研究交流サロン及びリラクゼーションルームの管理に関する業務
    - (ウ) センター入居団体、周辺企業等との連絡調整業務
    - (エ) 迷子並びに拾得物及び遺失物の対応に関する業務
    - (オ) 緊急・救急対応に関する業務
    - (カ) その他利用者へのサービスに関する業務
    - (キ) 科学技術図書資料室管理運營業務

エ. 利用の促進に関すること

- (ア) センター利用者ニーズの把握とサービス向上に関する業務
- (イ) センターの情報提供、広報、広告に関する業務
- (ウ) 科学技術図書資料室の蔵書を活用した自主企画事業の実施に関する業務

オ. 前4号に掲げるもののほか、仕様書及び別添「岐阜県科学技術振興センター管理運営業務実施要領」に定めること

② 施設の概要について下記に記載する。

ア. 名称

岐阜県科学技術振興センター

イ. 所在地

岐阜県各務原市テクノプラザ1丁目1番地

ウ. 施設の設置目的

科学技術に関する研究開発、産学官の交流及び県民に対する情報提供を行うことにより、県民生活の向上及び地域産業の高度化に寄与するとともに、岐阜県の科学技術の振興に貢献することを目的とする。

エ. 沿革

平成11年2月 供用開始

平成11年2月 財団法人岐阜県研究開発財団に管理委託

平成18年3月 テクノプラザ・フレイス共同体を指定管理者に指定  
指定期間：平成21年4月1日から平成23年3月31日

平成23年3月 ドルフィン株式会社を指定管理者に指定  
指定期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日

平成23年4月 科学技術図書館から科学技術図書資料室へ運用を変更

平成24年3月 株式会社三和サービスを指定管理者に指定  
指定期間：平成24年4月1日から平成27年3月31日

オ. 施設の内容

敷地面積 23,674.99 m<sup>2</sup>

建物概要 鉄筋コンクリート造 5階建（県と株式会社ブイ・アール・テクノセンターの合築施設（区分所有施設））

延床面積 11,462.69 m<sup>2</sup>（うち県有面積 7,945.85 m<sup>2</sup>）

1階～3階（南棟）：株式会社ブイ・アール・テクノセンター（専有部分）

4階～5階（北棟）：岐阜県科学技術振興センター（専有部分）

## (2) 手 続

岐阜県科学技術振興センター管理委託費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

### ① センターへの立入検査結果の記載について（指 摘）

協定書第 29 条に「各年度の 5 月、8 月、11 月及び 2 月に本施設へ立ち入り」「本業務の実施状況に関する実地調査を行うものとする。」と記載されており、指定管理者業務実施状況確認表に確認すべき内容を実施した結果を記載する必要があるが、平成 28 年度第 1 四半期において、防火管理者の選任について確認された結果を記載すべき適否の記載が無かった。

適否欄に記載が無ければ県として指定管理者の評価を行っていないこととなるため、指定管理者業務実施状況確認表を適切に記入する必要がある。

### ② センターへの立入検査結果の記載について（意 見）

平成 27 年度第 4 四半期立入検査（結果）に「VR 委託料については次回確認」及び「振込手数料収入、受取利息について元帳とずれがあったため、次回確認事項とした。」という記載がある。上記 2 点について平成 28 年度第 1 四半期立入検査の際に確認しているが、確認した旨の記載が平成 28 年度第 1 四半期立入検査（結果）に無かった。

立入検査時に実施できなかった項目について実施漏れを防ぐために、次回の立入検査時において実施の有無を確認事項として記載することが望ましい。

### ③ 岐阜県科学技術振興センター運営協議会の開催について（意 見）

協定書第 41 条 1 項に「乙は、甲、乙、入居団体等により構成する岐阜県科学技術振興センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置し、



定期的にこれを開催するものとする。」と記載されている。また、協定書第41条2項に「運営協議会の詳細については、甲及び乙が協議のうえ、別に定める。」と記載されている。協定書に記載されているにも関わらず、平成26年度まで運営協議会は開催されておらず、平成27年度包括外部監査の指摘を受けて運営協議会の詳細を定めた「岐阜県科学技術振興センター運営協議会について」を作成し、平成28年2月に第1回の運営協議会を開催した。

上記の「岐阜県科学技術振興センター運営協議会について」では、目的・組織・議長・会議・協議事項・事務局・運営協議会の期間は定められているが、開催頻度が定められていない。運営協議会を実効性のあるものにするために開催頻度を記載することが望ましい。

## 2. モノづくり拠点整備事業費について

### (1) 概要

事業費 60,839千円（当年度決算額）

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	63,446	26,328		10,200	26,918
当年度決算額	60,839	25,665		7,100	28,074

#### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
旅費	2	
需用費	275	
役務費	971	
委託料	59,591	基本・実施設計
合計	60,839	

#### (事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

工業技術研究所の新棟を平成29年度までに整備し、産業振興体制の強化を図る。

## (目標の達成度を示す指標と実績)

目標の達成度を示す指標は設定していない

県内企業の成長・発展に必要な新たな役割及び機能を提供するため工業系試験研究機関の機能強化を図ることを目的として、工業技術研究所へ新たなモノづくり拠点を整備する。また、この拠点整備を通して、成長分野への支援を重点的に取り組むことで岐阜県の産業振興に貢献することを目的としている。

施設の概要について下記に記載する。

### ① 岐阜県工業技術研究所

#### ア. 所在地

岐阜県関市小瀬 1288

#### イ. 施設の設置目的

岐阜県工業技術研究所は、岐阜県の基幹産業として成長している自動車・航空機・工作機械等の機械・金属関連分野における「ものづくり技術」に対応して、研究や依頼試験・技術相談等を通じた重点的な技術支援を目的として設立された。

当研究所では「地域に根差したものづくり加工技術研究」と「質の高い技術支援」を目指し、これまで各部門において蓄積してきた保有技術の高度化と融合化を図り、また産学官の連携を密にして、効率的な研究開発と成果の技術移転に取り組み、さらに、現場支援・依頼試験・技術相談・人材育成・情報提供等を通じて企業の一層の技術向上を目指した技術支援を行うことを目的としている。

平成 23 年 5 月 30 日に地域産学官共同研究拠点「ぎふ技術革新センター」を開所、運営を開始し、共同研究、人材育成、共同機器利用、産学官連携推進を通じ、成長分野へ展開することにより産業構造の多様化・高度化を目指している。

#### ウ. 沿革

昭和 12 年 4 月	岐阜県金属試験場規程を公布、庁舎新築起工式
昭和 19 年 4 月	岐阜県金工指導所に改称
昭和 44 年 6 月	現在地（関市小瀬）に新築移転
平成 11 年 2 月	ものづくり試作開発支援センターを設置
平成 19 年 4 月	岐阜県機械材料研究所として産業技術センターから分離独立
平成 23 年 5 月	岐阜県機械材料研究所内に「ぎふ技術革新センター」を

## 併設

平成 24 年 4 月 岐阜県工業技術研究所に改称

### エ. 提供する業務

- (ア) 依頼試験サービス
- (イ) 開放機器サービス
- (ウ) 共同研究スペースの提供
- (エ) 技術支援
- (オ) 受託・共同研究
- (カ) 技術情報の提供

## ② 岐阜県産業技術センター

### ア. 所在地

岐阜県羽島郡笠松町北及 47 (本所)

岐阜県美濃市前野 777 (紙業部)

### イ. 施設の設置目的

岐阜県産業技術センターは、県内の主要産業であるプラスチック、石灰、繊維、紙、食品加工等を対象に、これまでに各部門において蓄積してきた固有技術に関する「ものづくり技術」を活かして、効率的な研究開発及び効果的な成果の技術移転を目指している。

また、地域産業の新技术開発、新製品開発、人材養成等に関する技術支援を積極的に推進するとともに、現場指導・依頼試験・技術相談・情報提供等を通じて産学官の連携を密にして県内中小企業者の技術向上に寄与することを目的としている。

### ウ. 沿革

明治 42 年 岐阜市八ツ梅町に岐阜県工業試験場を創設

昭和 47 年 8 月 現在地 (羽島郡笠松町) に新築移転、岐阜県工業技術センターに改称

平成 11 年 4 月 工業技術センター、食品加工ハイテクセンター、繊維試験場、紙業試験場、金属試験場を統合し「岐阜県製品技術研究所」を設立

平成 18 年 4 月 組織改正により「岐阜県産業技術センター」に改称

### エ. 提供する業務

- (ア) 研究開発
- (イ) 技術支援
- (ウ) 依頼試験
- (エ) 開放試験

### ③ 岐阜県情報技術研究所

#### ア. 所在地

岐阜県各務原市テクノプラザ 1-21

#### イ. 施設の設置目的

岐阜県情報技術研究所は、「岐阜県科学技術振興方針等」に基づき、県民生活の向上に貢献する科学技術の振興を目指して、情報・メカトロ技術により産業振興・地域振興を推進するために設立された。

#### ウ. 沿革

昭和 61 年 4 月 工業技術センター技術振興部で電子・情報関連業務を開始

平成 11 年 4 月 電子情報技術部を中核に生産情報技術研究所を設立、メカトロ応用部と情報システム部の 2 部体制で業務を開始（各務原市須衛町テクノプラザ内）

平成 19 年 4 月 岐阜県情報技術研究所に改称、メカトロ研究部と情報システム研究部の 2 部体制に組織改編

#### エ. 提供する業務

- (ア) 研究開発
- (イ) 共同研究及び受託研究
- (ウ) 各種研修やセミナーの開催
- (エ) 技術相談
- (オ) 依頼試験

## (2) 手 続

モノづくり拠点整備事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 産業技術センターと情報技術研究所の跡地利用について（意見）

モノづくり拠点整備事業の事業費は平成27年度から30年度で約33億51百万円を予定しており、一部を国が負担するが大半が県の負担である。この事業は、産業技術センターと情報技術研究所の研究開発・技術支援機能を工業技術研究所の敷地内に新設する技術開発棟及び試作開発棟に移転させることを目的としている。

しかし、産業技術センターと情報技術研究所の跡地利用は未定であり、移転完了予定の平成31年6月頃を目途に、庁内外の関係機関と既存施設利用の方向性を示す予定とのことである。

県の財政状況に必ずしも余裕がない中、大規模な施設の新設と既存施設の廃止について経済的・効率的な意思決定を適時に行うためには、意思決定と並行して跡地利用の方向性を検討することが適切と考える。また、その意思決定の選択肢として、跡地をそのままにしておく場合には保守管理費用が必要であり、建物を撤去する場合には撤去費用が必要となるため、意思決定に当たって保守管理費用及び撤去費用の見積りに関する情報を入手する必要がある点に留意すべきと考える。

## 3. 研究開発機器等設備整備充実費について

### (1) 概要

事業費 27,800千円（当年度決算額）

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	28,132		16,272		11,860
当年度決算額	27,800		16,041		11,759

#### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
修繕費	2,743	研究開発及び技術支援に必要な(既存)機器の修繕
備品購入費	25,057	業界ニーズの高い研究開発及び技術支援のための機器購入
合計	27,800	

## (事業目標)

### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

県民生活の向上に貢献する科学技術の振興を基本目標に掲げる「岐阜県科学技術振興方針（H24～28年度）」に沿って、①次世代産業の育成と地域経済の活性化（モノづくり）、②活力とゆとりのある質の高い県民生活の実現（地域づくり）、③科学技術の担い手の育成（人づくり）を柱に、県内企業への技術支援と企業ニーズを反映した研究開発に必要な試験研究機器（以下、機器という。）の整備、修繕を実施する。

## (目標の達成度を示す指標と実績)

目標の達成度を示す指標は設定していない

当事業は、県内企業への技術支援と企業ニーズを反映した研究開発に必要な機器の整備、修繕を行うものであり、指標を設定することはなじまない。

地域産業が震災と原発事故を契機とした深刻なエネルギー制約、原材料価格高騰による輸入製品との熾烈な競争、人口減少による国内市場の縮小という状況下におかれる中で、技術優位性の確保、製造（生産）コストの削減が緊急課題となっており、業界の課題解決を研究開発及び技術支援の両面からサポートする必要がある。

そのために、研究開発及び技術支援に必要な機器を導入する他、耐用年数の経過により必要となる機器更新も含め、計画的に工業系試験研究機関の機器充実を図る。

## (2) 手 続

研究開発機器等設備整備充実費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 指標名及び目標値について（意 見）

当事業については県内企業への技術支援と企業ニーズを反映した研究開

発に必要な機器の整備、修繕を行うものであるという理由で具体的な指標名及び目標値を設定していない。当該事業費の使用を申請する際には、工業系試験研究機関は研究開発機器等説明資料を作成し、使用目的・必要性・使用頻度等を記載することとなっている。

使用頻度が大幅に予定を下回る可能性もあるため、実際の使用頻度を確認して当該事業費が有効に使用されているか確認する必要がある。そのため、研究開発機器の使用回数を指標名及び目標値にすることが望ましい。

#### 4. 中小企業技術開発支援事業費について（技術支援）

##### （1）概 要

事業費 3,083千円（当年度決算額）

##### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	4,192		703		3,489
当年度決算額	3,083		627		2,456

##### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
中小企業技術者研修	1,052	総合技術者研修、新技術者研修
技術開発支援事業	1,264	巡回技術指導事業、緊急課題技術支援事業、新技術移転促進事業
試験研究機関機器維持管理費	767	
合計	3,083	

##### （事業目標）

###### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

円高や海外製品の流入など、極めて厳しい状況にある県内地場産業・中小企業を技術面で支援するため、各種技術支援事業（巡回技術指導事業、緊急課題技術支援事業、新技術移転促進事業）を実施することにより、中小企業が抱える多様な課題に対応するとともに、中小企業の若手現場技術者を対象に、高度な専門知識や新技術の習得を目的とした研修（総合技術

者研修、新技術者研修)を実施することにより産業人材の育成を行い、以て県内企業の技術開発能力の向上を図る。  
また、依頼試験・開放利用機器の維持管理を行い、中小企業に対する技術支援環境の維持を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移			現在値	目標	達成率
巡回技術指導 実施回数	99 (H19)	78 (H22)	88 (H23)	119 (H24)	148 (H25)	116 (H26)	127.6%
緊急課題技術 支援 実施回数	35 (H19)	30 (H22)	29 (H23)	33 (H24)	34 (H25)	35 (H26)	97.1%
新技術移転促 進 実施回数	14 (H19)	15 (H22)	15 (H23)	18 (H24)	21 (H25)	20 (H26)	105.0%
中小企業技術 者研修 実施回数	4 (H19)	5 (H22)	6 (H23)	6 (H24)	8 (H25)	8 (H26)	100.0%

景気は回復傾向にあるといわれているが、県内のモノづくり産業は海外製造業の攻勢にさらされており、極めて厳しい状況に置かれている。本県産業発展のためには、中小企業の技術力、研究開発力の底上げ、及び高度な専門知識や新技術に精通した産業人材の育成による競争力の強化が重要な課題であり、不可欠である。

そこで当事業費を用いて以下の事業を行っている。

- ① 中小企業技術者研修
  - ア. 総合技術者研修
  - イ. 新技術者研修
- ② 技術開発支援事業
  - ア. 巡回技術指導事業
  - イ. 緊急課題技術支援事業
  - ウ. 新技術移転促進事業
- ③ 試験研究機関機器維持管理費



## (2) 手 続

中小企業技術開発支援事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 指標名及び目標値について（意 見）

試験研究機関機器維持管理費は工業系試験研究機関が保有する試験研究機器の法令に規定される定期点検及び故障に対する修繕を行い、技術指導、研究開発などを円滑に推進する。修繕費が概ね 50 万円までの突発的な故障及び定期的な修繕に対応する。当該事業費の使用を申請する際に、工業系試験研究機関は研究開発機器等説明資料を作成し、使用目的・必要性・使用頻度等を記載する。

現時点では指標名として巡回技術指導実施回数・緊急課題技術支援実施回数・新技術移転促進実施回数・中小企業技術者研修実施回数が採用されている。しかし、試験研究機関機器維持管理費に関して、定期点検及び修繕を行った試験研究機器の使用頻度が大幅に予定を下回る可能性もあるため、実際の使用頻度を確認して試験研究機関機器維持管理費が有効に使用されているか確認する必要がある。そのため、試験研究機器の使用回数を指標名及び目標値に追加することが望ましい。

## 5. 食品関連分野拠点整備調査事業費について（研究所整備）

### (1) 概 要

事業費 627 千円（当年度決算額）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	1,000				1,000
当年度決算額	627				627

<事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
旅費	300	
委託料	327	
合計	627	

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

平成28年度からの整備に向け、大学などの関係者や、関連業界と調整を実施し、施設・設備、組織体制に係る再構築を実施することで、「成長・雇用戦略」に向けた研究開発・技術支援体制の強化を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

目標の達成度を示す指標は設定していない

景気変動等の影響を受けにくい食料品や医薬品などの健康関連分野は、県の成長分野として位置づけられているが、県内企業が健康関連分野へ新たに参入するためには各種試験や規制適用（機能性・安全性試験等）が必須である。産業技術センター食品部は食品加工・製造技術、醸造・発酵技術、酵素の利活用などの研究開発・技術支援を実施しているが、既存の食品関連企業などから、新技術開発の促進とともに、安全性試験等へ対応する体制の整備が求められている。

本事業では、岐阜大学などの大学と公設試が連携を強化し、食品の新たな機能性表示制度への対応や、基礎から実用に至る幅広い技術に対応できる体制の確立を目指し、新たな共同利用拠点の整備等に関する調査を実施する。産業技術センター食品部と岐阜大学等の連携により、健康関連分野を支援するための中核拠点整備に関する調査・検討を実施する。

(2) 手 続

食品関連分野拠点整備調査事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

#### ① 事業目的と事業内容の整合性について（意見）

当該事業では、産業技術センター食品部と岐阜大学等の連携により、食料品を含む健康関連分野の支援体制強化のための調査を行うために、以下を実施することになっている。

- ・岐阜大学、岐阜薬科大学等関係者との意見交換の実施
- ・食品関連団体をはじめとする産業界や有識者からのヒアリング等の実施
- ・先進地域の事例調査による支援体制の在り方の検討
- ・外部機関による新たな共同研究拠点整備等に関する調査

しかしながら、支出内容を確認した結果、上記の事業目的とは関連がないと考えられる支出 327 千円が発生していた。

支出に関する委託業務の内容は以下のとおりである。

#### 「航空機組立実習室構築に係る整備案作成及び教材選定 委託業務」

業務の目的は、「工業高校の生徒を対象に、航空宇宙産業に従事する技術人材の育成を図るため、基礎知識や技能を習得できる教育プログラムを提供する拠点の整備に関し調査すること」となっており、業務内容は以下のとおりである。

##### i. 整備案の作成

- ・授業で使用する備品の選定
- ・対象フロアの改修案、備品の配置図の作成
- ・整備に関する概算費用の積算

##### ii. 教材の選定

- ・使用する教材は、授業で使用可能なものとする
- ・原則、教材は工業高校で加工し作成すること
- ・教材の概算費用の積算

航空機組立実習室構築に係る整備案及び教材選定委託業務の調査報告書を入手し内容を確認したが、本事業（食品関連）とは関係がないものと判断された。

当該支出内容については、予算時点においては、広範な事業を行いうることを前提としており、必ずしも予算要求時点に記載した事項に限定されるものではないとのことであった。また、移転後の地元貢献策検討も当該調査の範囲に含まれているものとの理解で委託業務を執行している。しかし、本事業の主目的である食品関連分野と航空関連分野では明らかに範囲が異なると考えられ、広範な事業を前提としているといえども、航空機組立実習室構築に係る整備案が本業務の調査に関連しているとは考えられない。

そのため、事業目的から総合的に判断したとしても、支出内容が適切に執行されているとは判断できない。また、航空機組立実習室構築に係る整備案が必要と判断されるのであれば、別途予算を組んだうえで執行することが適切と考える。

## VII 新産業振興課

### 1. 燃料電池自動車普及促進事業費について

#### (1) 概要

事業費 187,000 千円（当年度決算額）

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	187,062				187,062
当年度決算額	187,000				187,000

#### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
燃料費	19	水素燃料費
役務費	30	登録諸費用 14 リサイクル料金 16
保険料	39	自賠責保険料
備品購入費	6,912	自動車購入費
補助金	180,000	水素ステーション整備費補助金
合計	187,000	

#### (事業目標)

##### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

平成 22 年度に策定した「岐阜県次世代エネルギービジョン」で設定した普及目標値「2015 年に県内で 16,000 台の次世代自動車を導入」を達成する。

※岐阜県次世代エネルギービジョンによる

#### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標値	達成率
FCV の導入台数	(H )	0 台 (H26)	2 台 (H27)	1,059 台 (H32)	% 0.1

燃料電池自動車普及促進事業費補助金は、燃料電池自動車の普及促進を図るため、その燃料となる水素を充填する水素ステーションの整備を促進することを目的に、水素ステーションの整備費の一部を補助するものである。一般社団法人次世代自動車振興センターが行う「燃料電池自動車用水素供給設備設置補

助事業」の交付決定を受け、商用を目的とした県内に設置される水素ステーションを整備する事業を実施する者（法人、個人事業者等）に交付され、平成 27 年度に当該交付決定を受けたのは株式会社清流パワーエナジーのみであった。

## （２）手 続

燃料電池自動車普及促進事業費補助金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## （３）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

### ① 「（仮称）清流エナジー 水素ステーション（移動式水素供給設備）設置工事」の業者選定について（指 摘）

当該補助金の交付事業者は、「（仮称）清流エナジー 水素ステーション（移動式水素供給設備）設置工事」を実施する業者を随意契約により選定している。入札等の報告書には随意契約にした理由が記載されているが、選定業者の水素ステーションが当該事業にふさわしいものかを記載しているのみで、一般競争入札・指名競争入札が適さない理由の記載がない。

他にも水素ステーションの設置業者はあるが、平成 27 年度中に水素ステーションの設置ができない見込みであったとのことであるが、この内容についても、随意契約とした理由に記載すべきと考える。

## 2. かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル推進事業費について

### （１）概 要

事業費 17,851千円（当年度決算額）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	22,340	6,060			16,280
当年度決算額	17,851	6,060			11,791

<事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	235	意見交換会委員謝金等
旅 費	6,397	委員費用弁償、職員旅費
需用費	257	消耗品費：110千円、対外交流費：140千円、会議費：7千円
役務費	4,519	携帯借上代、通訳代、通信運搬費
委託料	4,102	委託料
使用料	2,341	会場借り上げ料、施設入場料、自動車借り上げ
合計	17,851	

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアルにより、航空宇宙産業のメッカである各務原地域並びに中部地域をアピールするとともに、次代の航空宇宙産業を担う子どもたちに同産業の魅力や夢を伝え、就業意欲の醸成・喚起につなげる必要がある。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
県内航空宇宙産業の製造品出荷額(億円)	2,162 (H24)	(H )	(H )	2,162 (H24)	4,000 (H34)	54%

航空宇宙産業に関する施設「かかみがはら航空宇宙博物館」は平成8年の開館から20年近くが経過しており、見直しが必要な状況となっている。

当該事業費は、同館の機能充実・魅力向上に向けたリニューアルを推進するために使われる費用である。

(2) 手 続

かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル推進事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

#### ① 「かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル推進事業費」の目的達成度を示す指標と実績について（意見）

目標の達成度を示す指標を、「県内航空宇宙産業の製造品出荷額（億円）」としているが、県内航空宇宙産業の製造品出荷額は、県内航空宇宙産業の受注量に左右されるものであり、当該リニューアル推進事業費の効果とはいえないと考えられる。当該リニューアル推進事業費の効果として期待されるのは来館者数の増加であるため、来館者数を目標の達成度を示す指標とすることが望ましい。

### 3. かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル事業費補助金について

#### (1) 概要

事業費 49,000千円（当年度決算額）

（総額：243,000千円（債務負担行為 H27-28：194,000千円））

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	49,000	49,000			
当年度決算額	47,470	47,470			

#### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	47,470	かかみがはら航空宇宙科学博物館を所管する各務原市への補助
合計	47,470	



## (事業目標)

### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

平成 30 年度に予定されているかかみがはら航空宇宙科学博物館のリニューアルにあたっては、県民の航空宇宙産業に対する理解増進や、次代を担う人材の同産業への就業意欲醸成につなげる必要がある。

## (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
県内航空宇宙産業の 製造品出荷額(億円)	2,162 (H24)	(H )	(H )	2,162 (H24)	4,000 (H34)	54%

平成 27 年 9 月にかかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル基本構想を策定した。この基本構想を受けて、平成 30 年 3 月のリニューアルオープンに向けた建設、展示製作の進捗にあたり、所管する各務原市に財政的補助をする。

### ① 基本計画・展示設計（平成 27～28 年度、85,000 千円）

博物館の展示計画、施設計画及び管理・運営計画を策定する基本計画と展示物の設計を行う。

### ② 建築設計（平成 27～28 年度、158,000 千円）

基本計画を基に建物の設計を行う。

## (2) 手 続

かかみがはら航空宇宙科学博物館リニューアル事業費補助金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 補助事業経費の配分変更について（意 見）

平成 27 年 10 月 8 日に当該補助金は交付決定されているが、平成 27 年 11 月 2 日に各務原市は補助事業経費の配分変更承認申請書を提出し、県は承認

している。

事業費の内訳を以下のように変更している。

経費	変更前後、 増減	総事業費 (千円)	うち対象経費 (千円)
基本計画・展示に関する設計費	変更前	85,000	85,000
	変更後	64,000	64,000
	増減	△21,000	△21,000
建築に関する設計費	変更前	116,815	116,815
	変更後	116,815	116,815
	増減	0	0
シミュレータ等の設置に係る環境整備	変更前	0	0
	変更後	16,800	16,800
	増減	16,800	16,800
リニューアル PR の実施	変更前	0	0
	変更後	4,200	4,200
	増減	4,200	4,200
各務原にゆかりある飛行機の映像制作費、山崎直子氏講演会の開催費 他	変更前	39,729	0
	変更後	39,729	0
	増減	0	0
計	変更前	241,544	201,815
	変更後	241,544	201,815
	増減	0	0

変更前と変更後の違いは、基本計画・展示に関する設計費が 21,000 千円減少、リニューアル PR の実施が 4,200 千円増加、シミュレータ等の設置に係る環境整備が 16,800 千円増加していることである。ここで、補助事業費の配分変更後の計画である「かかみがはら航空宇宙科学博物館 リニューアル事業費補助金事業変更計画書」には、増加しているシミュレータ等の設置に係る環境整備、リニューアル PR の実施の記載はあるが、減少している基本計画・展示に関する設計費について、減少の理由の記載がない。県の補助事業費の配分変更申請書の内容の妥当性を適切に踏まえて承認したことを書面に残すことが望ましい。

#### 4. 産業技術支援事業費補助金について

##### (1) 概要

事業費 66,796千円（当年度決算額）

##### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	72,139				72,139
当年度決算額	66,796				66,796

##### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業名	補助額
コーディネーター設置事業	49,171千円
専門家派遣事業	2,553千円
事業可能性評価委員会運営事業	237千円
支援体制整備事業	1,636千円
取引推進関連事業	3,416千円
モノづくり現場カイゼン力強化事業	1,158千円
提案型モノづくりスキルアップ事業	2,338千円
グローバルビジネス支援事業	6,148千円
地域中小企業外国出願支援事業	140千円
合 計	66,797千円

※事業ごとに四捨五入しているため合計は冒頭の決算額と異なる

##### (事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

(公財) 岐阜県産業経済振興センターは、県内中小モノづくり産業の抱える課題解決に向け、総合的な支援を行う

##### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
相談件数	(H )	1,822 (H21)	2,421 (H23)	2,846 (H25)	2,500 (H27)	114%
アドバイザー派遣件数	(H )	130 (H21)	81 (H23)	86 (H25)	100 (H27)	86%

取引あっせん件数	(H )	1,461 (H21)	934 (H23)	861 (H25)	900 (H27)	97%
----------	------	----------------	--------------	--------------	--------------	-----

研究開発から販売促進まで一貫して支援する県内中小企業の総合窓口として、産経センターにおける企業支援及び体制整備に要する経費を補助する。

各事業の概要は以下のとおりである。

① コーディネーター設置事業

専門スタッフ（コーディネーター）を専門分野（経営、技術、販売促進、海外連携、地域活性化）ごとに配置し、総合的な相談窓口の開設及び御用聞きによる企業の問題をワンストップで解決に向けた支援を行う。

② 専門家派遣事業

経営、技術、デザイン等に関するアドバイザーを県内中小企業の要請に応じて派遣する。より専門的な観点から企業からの課題解決に向けた支援を行う。

③ 事業可能性評価委員会運営事業

中小企業者、創業予定者等の事業プランを、販売面・技術面等多面的に分析・評価するとともに、コーディネーターが継続的な支援を行い、新事業展開、新製品開発等を促進する。

④ 支援体制整備事業

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター事業の円滑な実施に必要な体制の整備・運営に係る必要経費

⑤ 取引推進関連事業

・取引あっせんネットワーク事業

より正確で効果的な取引あっせんを行うために必要な情報システムの維持管理を行う。

・企業情報等収集提供事業

県内外の発注企業や県内の受注企業を訪問して発注品等の情報収集・提供を行うとともに、インターネット等を通じて受注・発注希望企業の情報や講習会・講演会開催等の情報を提供する。

・商談会等開催事業

大手企業を発注企業として招聘する広域商談会や、県内中小企業とのつ

ながりが薄い首都圏等の大企業、新規業種を訪問し、個別企業の持つ技術等を直接PRするビジネスマッチング・キャラバンを開催する。

⑥ モノづくり現場カイゼン力強化事業

県内中小企業の「ムダ取り」「カイゼン」活動に対する意識の醸成、導入啓発、定着を推進するために、基礎的知識の習得を目的とする座学研修会及び、実習工場で模擬改善を行う。さらに実践的な研修会を実施する。

⑦ 提案型モノづくりスキルアップ事業

今後、市場の成長が期待できる「次世代自動車産業」、「次世代住宅」などの分野に着目し、当該分野における県内中小企業の技術・提案力の向上を図るための新技術勉強会、ニーズ・シーズセミナー、提案内容のブラッシュアップ支援を行うとともに、販路拡大や新規参入、大手メーカーとの共同開発につなげるため新技術・新工法展示商談会を開催し、競争力のある海外リスクにも対応できる強い中小企業を育成する。

県内中小企業の技術・提案力の向上を図る新技術勉強会、ニーズ・シーズセミナー、次世代自動車関連産業の育成支援を目的とした、次世代自動車の技術動向などの情報・知識を得るための研修会等、大手メーカーとの取引獲得・拡大、また共同開発等連携につなげるために、大手メーカーへ直接技術提案や商談を行う新技術・新工法展示会を開催する。これらの支援を通じて、競争力のある海外リスクにも対応できる強い中小企業を育成する。

⑧ グローバルビジネス支援事業

県内企業が誇る技術力を生かし、国際市場における新ビジネス創出に繋げるため、世界の成長エンジンであるアジア諸国の企業とのビジネスマッチングを行い、新たな合弁ビジネスの構築による取引先拡大、売上・利益獲得を図る。

⑨ 地域中小企業外国出願支援事業

地域中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、特許庁の補助事業を活用し、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して外国出願に係る費用の一部を補助する事業を平成24年度から実施している。本制度の普及や助成先決定に必要な事務費を補助する。

## (2) 手 続

産業技術支援事業費補助金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① コーディネーター設置事業における相談内容について（意 見）

当該事業に係る平成 27 年度相談実績報告書を閲覧したところ、「補助金や助成金の情報が欲しい。」、「(公財) 岐阜県産業経済振興センターの事業を紹介してほしい」といった一般的な情報の提供のためにその都度企業まで出張している相談実績がいくつも見られた(①No. 1273, 2015/8/18, ②No. 1514, 2015/9/14, ③No. 1658, 2015/10/1, ④No. 1983, 2015/11/5, ⑤No. 2118, 2015/11/30, ⑥No. 2119, 2015/11/30, ⑦No. 2950, 2016/3/28, ⑧No. 2970, 2016/3/22 等)。

一般的な情報の提供のためのみであれば、公式サイトに詳しく情報を掲載して閲覧に供する、産経センターへの来訪や、同センター主催の補助金・助成金のセミナーへの参加等の対応を先方企業に依頼することにより、より経済的に事業を実施できるものとする。

## 5. 地域中小企業等知的財産活用支援事業費について

### (1) 概 要

事業費 4,969千円（当年度決算額）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	4,969				4,969
当年度決算額	4,969				4,969

<事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額	事業内容の詳細
特許情報提供事業	3,254	知的所有権に関する情報の提供を行うため、窓口を開設するとともに、県民からの依頼や相談に対応する。
特許流通支援事業	1,715	自治体特許流通コーディネーターを配置し、特許等知財を活用した他企業との協力関係づくりや技術導入を望む県内企業、優れた技術シーズの提供を検討している県内企業等からの相談に対応し、知的財産に関する企業活動を支援する。
合計	4,969	

(事業目標)

<p>・何をいつまでにどのような状態にしたいのか</p> <p>県内中小企業等に対する知的財産を活用した事業展開を支援することにより、県内中小企業等が経営基盤及び競争力の強化を図る。</p>
---

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
特許情報提供等利用件数	(H )	245 (H23)	214 (H24)	183 (H25)	250 (H27)	73%
アドバイザー訪問件数	(H )	257 (H23)	252 (H24)	211 (H25)	270 (H27)	78%

当該事業費は、県内中小企業等の知的財産を活用した事業展開を支援するため、特許情報の提供（以下、特許情報提供事業という。）を行うとともに特許流通の促進（以下、特許流通支援事業という。）を行うための費用である。

特許情報提供事業と特許流通支援事業の内容は以下のとおりである。

① 特許情報提供事業

県民に対して特許電子図書館（IPDL）等による知的所有権に関する情報の提供を行うため、窓口を開設するとともに情報機器を整備し、県民からの依頼や相談に対応する。

② 特許流通支援事業

特許を活用した他企業との協力関係づくりや技術導入を望む県内企業、優

れた技術シーズの提供を検討している県内企業等からの相談に対応し、知的財産に関する企業活動を支援するため、自治体特許流通コーディネーターを配置する。自治体特許流通コーディネーターとは、特許流通アドバイザーの指導のもと、特許取引・移転支援等についての指導・相談を行う特許流通業務を修得した者である。

当該事業は県が一般社団法人岐阜県発明協会に委託して実施した。

## (2) 手 続

地域中小企業等知的財産活用支援事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 効果測定について（意 見）

当該事業に係る補助事業等検査表を閲覧したところ、検査項目に「効果が十分上げられているか。」という検査項目があった。効果が十分上げられている根拠は、以下のような項目で判断しているとのことであった。

業務	評価項目	実績
特許情報提供業務	利用者数	145 人
特許支援業務	来訪対応 新規訪問	6 件
特許支援業務	マッチング件数及び 付帯業務回数	16 件
特許支援業務	成約件数	1 件

絶対値としての人数や件数により効果測定をしているとのことであった。これでは、費やした事業費に対して、利用者数等の指標が十分だったのかが客観的に判断できない。当該事業は平成 23 年度より実施されているものであるため、効果測定には過年度実績との比較が有用であると考えます。



## 6. 物品処分に係る物品帳簿のメンテナンスについて

### (1) 概要

#### ① 物品帳簿

「物品の現物実査実施要領」によると、物品帳簿とは、「規則第 88 条の 2 に規定する物品一覧表及び物品出納一覧表並びに「財産の記録管理について（昭和 59 年 4 月 1 日付け管理第 2 号）」で定める重要物品集計一覧表をいいます。」とのことである。

#### ② 物品処分

県では物品処分は以下のような流れで行われる。

- i. 所属としての供用（利用）の判断を行い、利用する場合は引き続き利用する。利用しない場合は ii. に進む。
- ii. 遊休物品登録を行う。そして、他機関での供用が可能か否かの判断を行う。不可能と判断すれば、iii. に進む。  
可能と判断すれば、遊休物品の有効利用照会を行う。有効利用照会により、供用希望があれば、当該他機関への管理換えを行う。供用希望が無ければ、iii. に進む。
- iii. 現在評価額の調査を行う。調査の結果、売払い可能と判断すれば、売払いの決定に係る不用決定の申請を行い、承認を得る。  
調査の結果、価値がない、もしくは価値があるが、売払うことが不利・不適當・不可能と判断する場合は、廃棄の決定に係る不用決定の申請を行い、承認を得る。
- iv-1. 売払いの決定に係る不用決定の申請・承認後、予定価格の設定を行い、売払い先と売払契約を結び、売却する。
- iv-2. 廃棄の決定に係る不用決定の申請・承認後、原材料としての価格の調査を行う。価格の調査により、価値がないということであれば、廃棄をする。価値があるということであれば、原材料として予定価格の設定を行い、売払い先と売払契約を結び、売却する。

### (2) 手続

新産業振興課の物品帳簿に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

#### ① 物品帳簿のメンテナンスについて（指 摘）

以下の2つの物品の「備考1」欄に「不用決定済」との記載があった。

物品固有番号	品目・規格等	数量	取得年月日
0200809366	CAD クライアント xw4600/CTWorkstation	1	2008/12/15
Y503500011	プロジェクタ EPSON EMP-835	1	2005/08/26

上記2物品については、産業技術課が平成26年2月17日に不用決定の申請を行い、平成26年2月20日に決裁されている。それにも関わらず、新産業振興課では、平成28年9月15日より不用決定申請前に実施する遊休物品の有効利用照会を行っている。原因について確認したところ、物品の現物実査は1年に1回実施するが、現物実査のために出力する物品帳簿の様式には、この「備考1」欄が表示されないため、気づかなかつたとのことである。また、組織再編により、産業技術課から新産業振興課管理の物品になり、引き継ぎがなされなかつたことも要因である。

出力する物品帳簿の様式で表示されない部分についても現物実査時に異常事項がないかを確認するとともに、他の課から物品の管理を引き継ぐ際に物品処分の手続を進めていないかどうかを確認すべきである。

## 7. 岐阜県 IoT マネジメント人材育成事業委託業務について

### (1) 概 要

当事業は労働雇用課の委託事業費（地域人づくり事業分）の中にある事業であるが、新産業振興課が実施している。

#### ① 委託業務の目的

IoT 世界の到来を見据え、既存の技術・産業の中から新商品・新サービスを生み出すことができる人材、又は新商品・新サービスを生み出すプロセスを直接的・間接的に支援する事ができる人材（「IoT マネジメント人材」という）の育成を通じて、未就業者の就業を促進するとともに、県内産業の振興を図る。

なお、本業務は、地域において産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備する「岐阜県緊急雇用創出事業 臨時特定基金事業（地域人づくり事業）」により行うものである。

#### ② 委託業務の内容

受託者は、新規に失業者を雇用した上で、以下に掲げた業務を行う。

なお、雇用する人数は3名以上とし、うち1名以上をマネジメント人員とする。また、平成27年3月までに雇用を開始する。

#### ③ 人材育成の実施（OFF-JT、OJT）

柔軟な発想でモノづくりとIT（IoT）を組み合わせることにより、県内企業のニーズと大学・研究所の技術等を融合する新商品・新サービスの開発プロジェクトの企画、運営等ができるIoT マネジメント人材を育成するため、製品開発プロジェクトや製品開発人材育成事業の実務経験者を対象に、知識・技術の習得に向け、OFF-JT（職場外教育）、OJT（職場内教育）等を適宜組み合わせることで、効果的な人材育成を図る研修計画を作成し、県の承認を得る。

同計画の内容は、新規雇用者のスキルや事業実施状況、関連する技術の最新動向などに基づき適宜見直しを行い、より効果的かつ効率的な事業となるよう努める。

#### ④ 県等との連携、地元産業への展開

業務の実施を通じて得た成果に基づき、県及び公益財団法人ソフトピアジャパンと連携して、情報産業施策推進、地元産業活性化に資するためのセミナー、研修等の事業の実施に積極的に協力する。

### （2）手続

岐阜県 IoT マネジメント人材育成事業委託業務に係る関連書類一式を入手

し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### （3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

#### ① 事業の実現性・継続性の確認について（意見）

当該委託業務については、一般公募型プロポーザル方式により、委託業者を決定している。委託業者決定の評価項目に「事業の実現性、継続性」が挙げられている。評価基準として、「具体的な事業、サービスの目標が明確にされ、実現性があるか。」、「事業終了後も事業の継続性が見込め、企業の成長が期待できるか。」が挙げられている。

これらの確認には、将来計画としての売上・利益の数値確認及びその妥当性の検討が必要であると考えられるが、それらを検討した証跡は確認できなかった。事業の実現性・継続性の確認のために、将来計画としての売上・利益の数値確認及びその妥当性を検討する必要があると考える。

#### ② 雇用者の確保、活用及び雇用の継続について（意見）

委託業者決定の評価項目に「雇用者の確保、活用及び雇用の継続」が挙げられている。評価基準として、「雇用者を確保できる見通しがあるか。」、「事業の中で、雇用者が活用できる内容となっているか。」、「事業実施後も雇用者を継続して雇用できる見通しがあるか。」が挙げられている。

選定された委託業者の直近の経営基盤は以下のとおりである。

（単位：円）

	平成 24 年 1 月期	平成 25 年 1 月期	平成 26 年 1 月期
売上高	20,639,876	32,917,067	45,006,362
営業利益	342,517	233,344	123,911
経常利益	174,524	99,112	109,899
当期純利益	98,869	7,904	73,433

資産合計	13,312,692	18,324,309	26,231,324
負債合計	9,967,725	14,971,438	22,805,020
純資産合計	3,344,967	3,352,871	3,426,304

人を1人新規雇用した時の負担の増加は数百万円単位である。それに対して、直近3年間の純資産は約3百万円であり、純利益は0.1百万円未満である。この状況で、受託収益がなくなる事業実施後も雇用者を継続して雇用できる見通しは合理的には立ち難いと考えられる。よって、当該項目を適切に評価するため、①と同様に将来計画を入手しその合理性を検証することが望ましい。

## Ⅷ 公益財団法人ソフトピアジャパン

### 1. 団体の概要

#### (1) 設立目的

情報科学技術に関する産業の支援、人材育成、情報提供、情報交流、啓発普及等を促進することにより、岐阜県の情報産業の高度化、産業の情報化及び地域の情報化を推進し、県民の豊かな暮らしを実現する情報化社会の形成に寄与することを目的とする。(以下、当団体を「ソフトピアジャパン」という。)

#### (2) 設立年月

平成6年3月

#### (3) 沿革

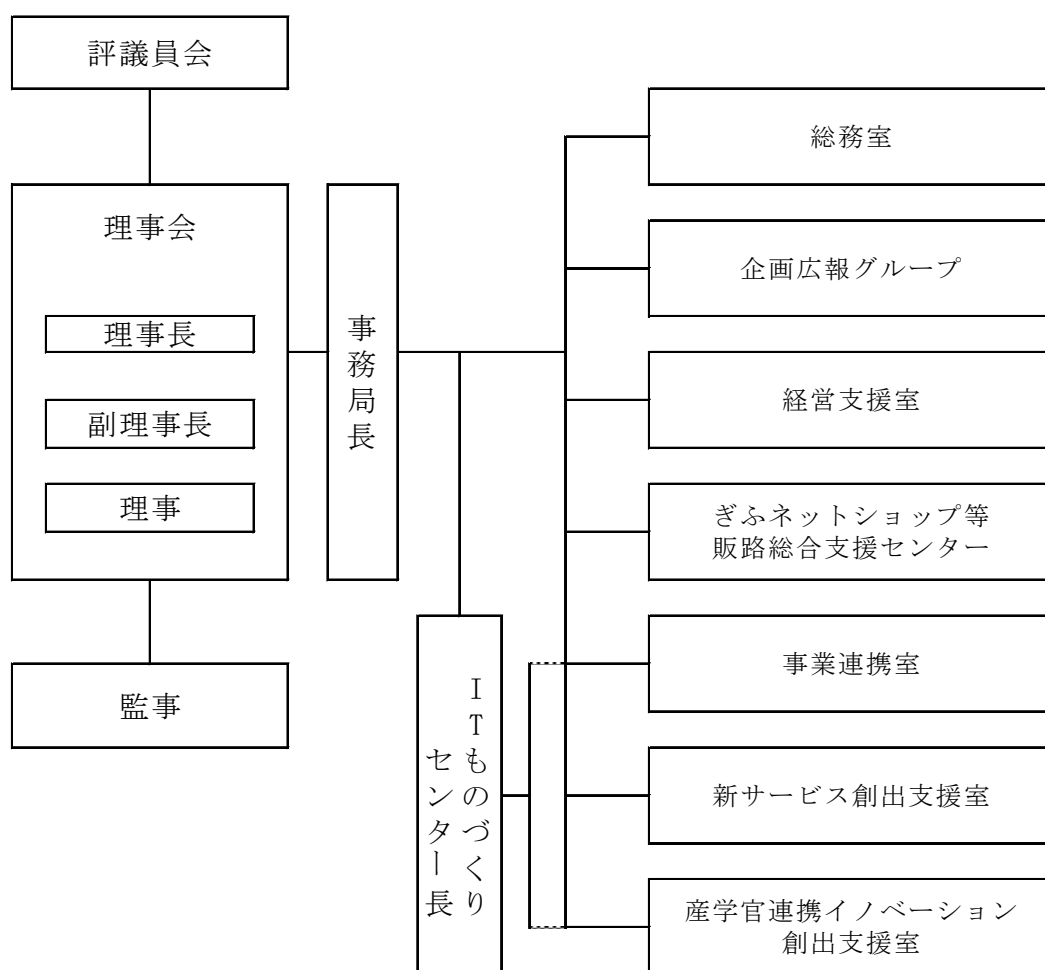
昭和63年3月	「岐阜県ソフトピアジャパン構想」策定
平成6年3月	「財団法人ソフトピアジャパン」設立
平成8年4月	「岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー (IAMAS)」設立
平成8年6月	「ソフトピアジャパンセンタービル」オープン
平成10年2月	「アネックス／大垣市情報工房」オープン
平成12年8月	「ソフトピアジャパン ドリーム・コア」オープン
平成13年4月	「情報科学芸術大学院大学 (IAMAS)」開学
平成14年5月	「ソフトピアジャパン ワークショップ24」オープン
平成18年4月	指定管理者制度導入
平成18年4月	「情報通信セキュリティ人材育成センター」(センタービル内)オープン
平成21年7月	GIFU・スマートフォンプロジェクト開始
平成25年4月	「公益財団法人ソフトピアジャパン」へ移行
平成26年4月	「情報科学芸術大学院大学 (IAMAS)」ソフトピアジャパンエリアへ移転
平成28年6月	「ソフトピアジャパンセンタービル」オープン20周年

(4) 人員

(単位：人)

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
役員	1	22	1	21	1	20
職員	27	0	27	0	25	0
合計	28	22	28	21	26	20

(5) 組織図



(6) 財務状況

① 貸借対照表 (平成 27 年度)

(単位：円)

	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	合計
<b>I 資産の部</b>				
1. 流動資産	27,492,323	1,089,309	12,858,845	41,440,477
現金預金	26,864,216	466,149	12,858,645	40,189,010
その他	628,107	623,160	200	1,251,467
2. 固定資産	17,403,016	0	44,917,534	62,320,550
(1)基本財産	0	0	5,017,875	5,017,875
普通預金	0	0	19,000	19,000
投資有価証券	0	0	4,998,875	4,998,875
(2)特定資産	14,865,290	0	39,641,333	54,506,623
退職給付引当資産	13,774,573	0	39,478,353	53,252,926
什器備品	1,090,717	0	162,980	1,253,697
(3)その他固定資産	2,537,726	0	258,326	2,796,052
什器備品	1,498,784	0	223,956	1,722,740
その他	1,038,942	0	34,370	1,073,312
資産合計	44,895,339	1,089,309	57,776,379	103,761,027
<b>II 負債の部</b>				
1. 流動負債	38,948,875	841,760	6,338,610	46,129,245
未払金	33,048,684	721,760	4,072,716	37,843,160
その他	5,900,191	120,000	2,265,894	8,286,085
2. 固定負債	0	0	53,252,926	53,252,926
退職給付引当金	0	0	53,252,926	53,252,926
負債合計	38,948,875	841,760	59,591,536	99,382,171
<b>III 正味財産の部</b>				
1. 指定正味財産	1,090,717	0	5,180,855	6,271,572
国庫補助金	545,357	0	81,490	626,847
県補助金	545,360	0	81,490	626,850
基本財産 (県出損金)	0	0	5,000,000	5,000,000
利息	0	0	17,875	17,875
2. 一般正味財産	4,855,747	247,549	△6,996,012	△1,892,716
正味財産合計	5,946,464	247,549	△1,815,157	4,378,856
負債及び正味財産合計	44,895,339	1,089,309	57,776,379	103,761,027

(注) 科目を一部省略して掲載している。



② 正味財産増減計算書（平成 27 年度）

（単位：円）

	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	合計
<b>I 一般正味財産増減の部</b>				
<b>1. 経常増減の部</b>				
(1) 経常収益	205,478,396	745,855	10,678,810	216,903,061
基本財産運用益	0	0	50,000	50,000
特定資産運用益	0	0	10,139	10,139
事業収益	0	120,000	0	120,000
受取補助金等	200,429,196	623,160	10,618,671	211,671,027
国等補助金	501,181	0	74,889	576,070
国等受託金	0	623,160	0	623,160
受取負担金	5,033,000	0	0	5,033,000
受取使用料	0	2,695	0	2,695
雑収益	16,200	0	0	16,200
(2) 経常費用	207,101,214	721,760	10,708,820	218,531,794
事業費	207,101,214	721,760	0	207,822,974
管理費	0	0	10,708,820	10,708,820
評価損益等調整前当期経常増減額	△1,622,818	24,095	△30,010	△1,628,733
当期経常増減額	△1,622,818	24,095	△30,010	△1,628,733
<b>2. 経常外増減の部</b>				
(1) 経常外収益	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△1,622,818	24,095	△30,010	△1,628,733
一般正味財産期首残高	—	—	—	△263,983
一般正味財産期末残高	—	—	—	△1,892,716
<b>II 指定正味財産増減の部</b>				
受取補助金等	199,426,835	0	10,468,893	209,895,728
受取負担金	5,033,000	0	0	5,033,000
基本財産運用益	0	0	50,250	50,250
一般正味財産への振替額	△205,462,196	0	△10,668,671	△216,130,867
当期指定正味財産増減額	△1,002,361	0	△149,528	△1,151,889
指定正味財産期首残高	—	—	—	7,423,461
指定正味財産期末残高	—	—	—	6,271,572
<b>III 正味財産期末残高</b>	—	—	—	4,378,856

（注）科目を一部省略して掲載している。

(7) 県から財団への支援内容等 (平成 25~27 年度)

① 県の出資

5,000 千円 (県出資割合 100%)

② 県からの借入金

過去 3 年間なし

③ 県の補助金

(単位：千円)

機能	事業名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
新サービスの 創出	新サービス創出拠点事業	4,725	1,317	1,417
	産学官連携による 共同開発支援事業	-	14,905	13,400
	IT ものづくり等推進事業	-	-	5,125
人材の育成	ソフトピアジャパン産業 人材育成事業	139	-	-
	価値創造 IT 人材育成事業	6,314	-	-
	IT 人材育成事業	-	6,240	5,739
産業の高度化	中小企業情報化支援事業	4,443	4,339	5,151
	ソフトピアジャパン企業 支援事業	3,317	4,462	4,326
	ネットショップ総合 支援センター運営事業	-	-	13,800
事業補助金計		18,934	31,260	35,154
管理運営費	人件費	131,010	134,997	143,560
	一般管理費	17,023	16,886	17,382
管理運営費計		148,033	151,883	160,942

※平成 26 年度より「価値創造 IT 人材育成事業」と「産業人材育成事業」を統合

※金額は千円未満を四捨五入で表示

#### ④ 県との委託契約

(単位：千円)

機能	事業名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
産業の高度化	ネットショップ総合支援センター運営事業	-	18,568	-

#### ⑤ 県との損失補償契約及び債務保証契約

過去 3 年間なし

#### ⑥ 県からの職員数

(単位：人)

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
役員	0	2	0	2	0	2
職員	0	0	0	0	0	0
合計	0	2	0	2	0	2

### (8) 機能

ソフトピアジャパンはIT関連企業の集積や優れた情報基盤を活かして、地域産業の高度化を担う人材を育成・供給し、ソフトピアジャパンエリアを「ITビジネスネットワーク拠点」、「中部のIT拠点」として発展させることを目的とする。

また、ITによる生産性向上や商品の競争力向上を目指した産業の情報化と、これを支える情報サービス業の振興を通じて、県内産業の活性化を図る。

#### ① 新サービス創出の支援

新サービス・新商品の創出に取り組む県内企業に対する支援

#### ② 人材の育成

県内産業のニーズを踏まえたIT人材の育成・供給

#### ③ 産業の高度化

県内中小企業の実情に即した情報化及び競争力向上の支援

## 2. 固定資産等の実査について

### (1) 概 要

公益財団法人ソフトピアジャパン会計処理規程第 74 条には、「固定資産等の管理者は、固定資産を常に良好な状態で管理し、少なくとも毎会計年度 1 回以上固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合にはその旨を経理責任者に報告し、その指示を受けて帳簿の整備等を行うものとする。」とある。これを受けて、1 年に 1 回、ソフトピアジャパンは管理する固定資産等の現物の実査を実施している。現物の実査は各課で実施し、結果を総務課が取りまとめている。

### (2) 手 続

固定資産等の現物の実査に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることにする。

#### ① 固定資産等の実査要領の整備について（意 見）

会計処理規程第 74 条以外に固定資産等の実査方法を定めたものはないとのことであった。固定資産台帳と現物の照合は、固定資産台帳に実査結果を反映するうえで非常に重要なことである。各課の固定資産等の実査水準を揃えるために、固定資産等の実査要領を整備すべきと考える。

### 3. IT ものづくり等推進支援事業費補助金について

#### (1) 概 要

##### ① 補助金の目的等

ソフトピアジャパンは、ぎふ IT・ものづくり協議会（以下、「協議会」という。）が認定する「IT ものづくり等」を行うワーキンググループ（以下、「WG」という。）に対して、「IT ものづくり等推進支援事業費補助金」を交付している。

##### ② 補助対象者

協議会等で構成される WG の要件は以下のとおりである。

[WG の要件]

- ・協議会の正会員2者以上で構成されていること
- ・構成員の2分の1以上が、協議会の会員であること
- ・WGの代表者が、協議会の正会員であり、法人格を有すること
- ・WGの代表者が、補助金の管理を適切に行える体制を有すること
- ・WGの構成員の内1者以上が岐阜県内に事業所を有すること

##### ③ 補助対象事業

IT（情報通信技術）を活用して製造業、農林水産業、サービス産業など、様々な産業分野において付加価値の高い新商品・新サービスを創出する技術研究開発事業

##### ④ 補助金交付申請及び交付決定の流れ

ソフトピアジャパンは、補助金交付希望者より、補助金交付申請書、補足資料の提出を受け、「IT ものづくり等推進支援事業費補助金審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）にて、書類審査及び申請者のプレゼンテーションに基づき審査を行い、補助金交付対象事業候補を選定する。選定結果を踏まえ、補助事業者に対し交付決定を行う。

#### (2) 手 続

IT ものづくり等推進支援事業費補助金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

#### ① 支出予算額と実績支出額の乖離について（意見）

当該補助金が交付された「クリスタルゲル®の流動解析プロジェクト」のITものづくり等補助金交付申請書に添付されている支出予算と補助事業完了後に提出されたITものづくり等推進事業費補助金に係る事業実績報告書に添付されている実績支出額は以下のとおりである。

(単位：円)

経費区分	予算		実績	
	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助事業に要する経費	補助対象経費
人件費	800,000	800,000	217,290	217,290
技術研究開発費	216,000	200,000	115,356	106,812
設備費	3,240,000	3,000,000	2,251,800	2,085,000
委託費	1,080,000	1,000,000	1,080,000	1,000,000
合計	5,336,000	5,000,000	3,664,446	3,409,102

人件費の実績が予算の約27%となっており、予算と著しく乖離している。人件費について、事業従事時間を予算と実績で比較すると、以下のとおりである。

(単位：時間)

	予算	実績
事業従事時間	445	93

実績が予算の約21%となっている。人件費について、これだけの著しい乖離がみられる場合、予算時に見込まれていた活動の適切な執行に疑念が生じるが、乖離理由の把握が十分に行われていなかった。交付決定した補助金対象事業が適切に実施されていたかを確認するために、説明資料を徴求し、乖離理由を十分に把握することが望ましい。

## 4. ぎふネットショップマスターズ倶楽部運営委託業務について

### (1) 概要

#### ① 業務内容

下記の業務を事業者へ委託するものである。

- ・岐阜県内の有力ネットショップをはじめとする県内 350 以上の事業者による会員制組織「ぎふネットショップマスターズ倶楽部」（以下、「倶楽部」という。）の運営
- ・倶楽部会員管理（入退会処理、会員データベース更新等）
- ・倶楽部会員向け情報発信
- ・倶楽部会員間における交流促進を目的とした交流会等の企画開催
- ・倶楽部会員の店舗運営スキル向上を目的としたセミナー等の企画開催

#### ② 委託契約が必要な理由

本業務は、ネットショップ総合支援センター運営事業における「ぎふネットショップマスターズ倶楽部の運営」を外部の事業者へ委託するものである。

倶楽部は平成 22 年の設立以来、事務局を岐阜県に設置し、倶楽部会員間の交流促進や店舗運営スキルの向上を目的に、多数の交流会、セミナー、研修会等を実施してきた。

今回の「ネットショップ総合支援センター運営事業」では、倶楽部の活動のさらなる活発化・高度化を図るための、事務局機能が必要であり、事務局には、交流会・セミナー・研修会の企画・実施能力に加えて、実際に倶楽部を運営する能力・実績が必要となるため、これらを併せ持つ事業者へ委託する。

### (2) 手続

ぎふネットショップマスターズ倶楽部運営委託業務に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

## ① 随意契約をすることができる理由について（意見）

当該委託業務は、A社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」を根拠として、随意契約している。

随意契約の理由として、以下の3点を挙げている。

i. A社は県内に事業所を有するIT関連団体のうちネットショップ能力認定機構（※）の実施委員となっている唯一の団体であり、これまでに岐阜県内でネットショップ検定を5回開催し、合計33名のネットショップ実務士を養成している。

※ 平成22年4月設立の一般社団法人。消費者向けEC市場において、ネットショップ実務能力を認定する「ネットショップ検定」を開催し、戦力となる人材「ネットショップ実務士」の育成を行うことでネットショップ業界の発展を支援する法人

ii. A社岐阜事業所は、本財団の平成26年度の委託事業にて、ぎふネットショップマスターズ倶楽部の運営及びネットショップに係る交流会・セミナーの開催実績（40回）を有し、当初予定どおりの成果を出している。

iii. A社は、平成25年に県が実施した「岐阜県ネットショップ支援事業委託業務に係るプロポーザル」にて提案を行った唯一の事業所であり、県内ではA社以外に委託先が見当たらない。

しかし、過去にA社が同委託業務を受託し、当初予定どおりの成果を出していることや過去のプロポーザルで提案を行った唯一の事業所であることのみでは随意契約の理由にならないものと考えられる。

また、「A社は県内に事業所を有するIT関連団体のうちネットショップ能力認定機構の実施委員となっている唯一の団体であり、」という記載が見られるが、B社も県内に事業所を有するIT関連団体のうちネットショップ能力認定機構の実施委員となっている団体である。（出典：一般社団法人ネットショップ能力認定機構公式サイト、B社公式サイト）



県は、当委託業務を実施可能な人材を確保できる事業所という観点で捉えており、その観点ではやはり A 社しかないとのことであった。

これについては、随意契約の理由として誤解を生まない適切な表現をすべきと考える。

## 5. 中長期の達成目標について

### (1) 概 要

県の成長・雇用戦略において、成長産業や観光産業に対する重点的な支援を行うにあたって、県内産業全体を底上げする、あるいは活性化させるため以下の3本の柱に沿った基盤づくりを展開している。

- |  |
|--|
| (1) 一般的に正社員率が高く長期間の操業が期待できる製造業を中心とした企業誘致 |
| (2) 中小企業の新分野への挑戦を促すための新商品・新技術の研究開発支援     |
| (3) 既存販路の拡大や新たな開拓、更には海外展開への支援            |

ソフトピアジャパンにおいては、県の成長・雇用戦略の3つの柱に沿い、IT 関連企業の集積や優れた情報基盤を生かして、地域産業の高度化を担う人材を育成・供給し、ソフトピアジャパンエリアを「IT ビジネスネットワーク拠点」、「中部の IT 拠点」として発展させること、IT による生産性向上や商品の競争力向上を目指した産業の情報化と、これを支える情報サービス業の振興を通じ、県内産業の活性化を図るという役割を担っている。

これらの役割を達成するため、以下の3つの機能を有している。

- |   |
|---|
| (1) 新サービス創出の支援 (新サービス創出)<br>新サービス・新商品の創出に取り組む県内企業に対する支援 |
| (2) 人材の育成 (人材育成)<br>県内産業のニーズに踏まえた IT 人材の育成・供給           |
| (3) 産業の高度化 (産業高度化)<br>県内中小企業の実情に即した情報化及び競争力向上の支援        |

### (2) 手 続

中長期の達成目標に関して、必要と考えられる監査手続（質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

#### ① 中長期の達成目標の設定について（意見）

ソフトピアジャパンにおいては、(1) 概要の成長・雇用戦略の3つの柱をソフトピアジャパンの中長期計画として捉えており、ソフトピアジャパンとしての中長期の達成目標の設定はなされていない。

ソフトピアジャパンでは、(1) 概要の3つの機能である「新サービス創出」、「人材育成」、「産業高度化」によるプロジェクト事業を推進し、県の成長・雇用戦略の一層の推進を図っており、各々のプロジェクト単位で年度の取組み結果が詳細に把握されている。

一方で、ソフトピアジャパンの大きな指標となる3つの機能に沿った中長期の達成目標が設定されていないため、各々のプロジェクト事業の進捗度が年度ごとでしか把握されていない。ソフトピアジャパンで実施されるプロジェクト事業は、長期的な観点で実施される事業が多いため、中長期の期間での達成目標を設定し、年度ごとに進捗状況を確認することが望ましい。

## 6. 成功事例の活用について

### (1) 概要

ソフトピアジャパンにおいては、ソフトピアジャパンエリアの立地・入居企業を総合的に支援することにより、企業の競争力強化や企業間の連携を促進し、情報産業の振興を図るとともに、立地・入居予定企業にインセンティブを提供し、ソフトピアジャパンエリアを情報関連企業の集積拠点とするソフトピアジャパン企業支援事業の実施、県内中小企業の経営改善・事業拡大を図るため、ネットショップの新規出店、既存店舗の売上拡大、事業者相互の情報交流などを支援する「ネットショップ総合支援センター」を運営するネットショップ総合支援センター運営事業等を実施している。

ソフトピアジャパン企業支援事業においては、ソフトピアジャパンエリアの入居企業への無料コンサルティングを行う経営支援、専門性の高い国内企

業展示会等に出店する立地・入居企業への補助金の交付を行う販路開拓支援等の企業支援を積極的に実施しており、入居企業の中には業績を大きく伸ばした成功企業も出ている。

また、ネットショップ総合支援センター事業においては、ネットショップに役立つ情報提供、個別相談会へのサポート、撮影指導等の実施、ネットショップ関連セミナー及び研修の実施等により、ネットショップの新規出店店舗、既存店舗で売上を増加させた事例がある。

## (2) 手 続

ソフトピアジャパンにおける取組みの成果である入居企業の成功事例に関する書類を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 成功事例の活用について（意 見）

(1)概 要のとおり、ソフトピアジャパンにおける取組みの成果として、ソフトピアジャパンエリアの入居企業の成功事例、ネットショップの売上増加事例等が多くある。

このような成果が、より多くの企業の目に触れれば、ソフトピアジャパンエリアへの入居企業の増加による県内 IT 産業の活性化及びネットショップビジネスの県内企業の競争力の更なる強化に繋がると考えられる。

しかし、成功事例集等の作成にあたっては、成功企業の下承が必要なため現在のところ成功事例集の作成は行っていない。このことは、ソフトピアジャパンの取組みが、PR できる機会を逸しているといえる。

よって、成功企業の理解を得た成功事例集等の作成、ソフトピアジャパンエリアの入居企業に対する成功企業の講演会等を実施し、県内 IT 企業の活性化に繋がる取組みを引き続き検討されたい。

## Ⅸ 株式会社ブイ・アール・テクノセンター

### 1. 団体の概要

#### (1) 設立目的

株式会社ブイ・アール・テクノセンター（以下、「VRテクノセンター」という。）は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 産業の高度化を図るための研究開発業務及び調査業務並びにその受委託
- 2 産業の高度化を図るための技術、経営、販売、財務等に関する指導及び情報の提供
- 3 産業の高度化を図るための研修事業並びに指導事業の企画、受委託、誘致及び開催
- 4 産業の高度化を図るための製品試作及び機械部品、電子部品等の物理的、化学的測定受委託
- 5 情報処理サービス業、情報提供サービス業、電気通信事業、ソフトウェア業及びデザイン業に関する業務
- 6 コンピュータその他の電子応用機械器具、自動車、事務機器、通信機器、光触媒作用を利用した塗料、風力及び太陽光発電を利用した街路灯、コージェネレーションシステム及び什器備品賃貸並びに販売
- 7 国際・国内会議並びに展示会の企画、誘致及び開催
- 8 科学、技術、経営等に関する研究会及び研修会並びに講演会の企画、誘致及び開催
- 9 研究開発室、研修室、会議室、企業育成支援室等の諸施設及びこれらに付帯する施設並びに駐車場の賃貸及び管理運営
- 10 工業所有権、著作権等の財産権の取得、保全、譲渡、貸与並びに仲介
- 11 出版業に関する業務
- 12 旅行業、広告代理業、運送代理店業に関する業務
- 13 郵便切手、収入印紙、煙草、酒類、入場券等の販売に関する業務
- 14 食堂、喫茶店の経営並びに飲食料品及び日用雑貨品の販売
- 15 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務
- 16 特定労働者派遣事業
- 17 有料職業紹介事業
- 18 前各号に付帯関連する一切の業務

(2) 設立年月

平成 5 年 4 月

(3) 沿革

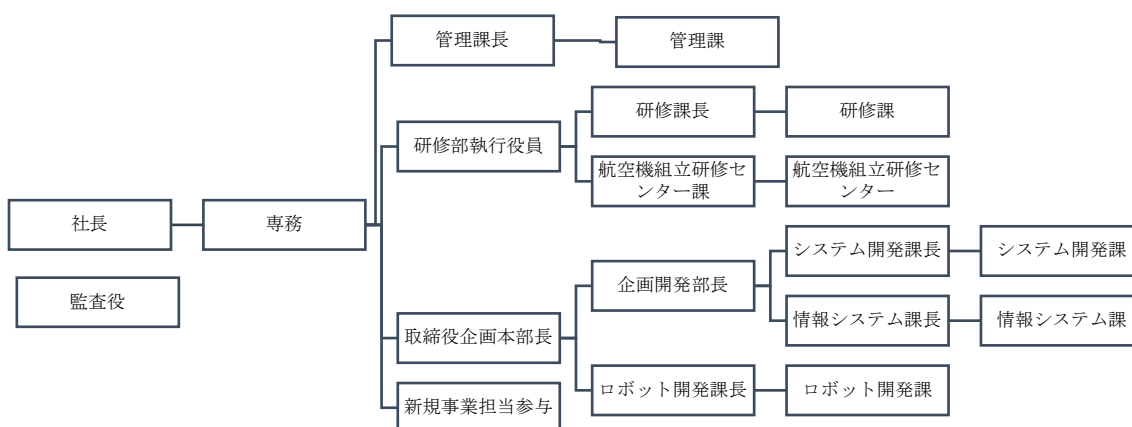
平成 5 年 4 月	会社設立（各務原市蘇原野口町）
平成 5 年 7 月	本社移転（各務原市邦加桜町）
平成 10 年 9 月	現社屋完成に伴い本社移転（各務原市須衛町）

(4) 人員

（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	役員	職員	合計
常勤	3 名	21 名	24 名
非常勤	8 名	2 名	10 名

(5) 組織図



(6) 財務状況

① 貸借対照表 (平成 27 年度)

**貸借対照表**

(平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>	<b>【 1,029,918】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【 36,251】</b>
現金預金	400,805	買掛金	2,689
売掛金	80,837	未払金	12,567
リース債権	16,975	未払法人税等	4,642
有価証券	504,250	前受金	6,518
貯蔵品	21	預り金	571
未収選付法人税等	396	未払消費税等	4,556
未収入金	1,104	賞与引当金	4,704
差入保証金	22,365		
繰延税金資産	1,217		
その他流動資産	1,946		
<b>【固定資産】</b>	<b>【1,497,733】</b>	<b>【固定負債】</b>	<b>【 33,468】</b>
(有形固定資産)	(481,017)	受入敷金	8,539
建物	456,639	役員退職慰労引当金	13,280
建物附属設備	2,732	退職給付引当金	11,649
構築物	9,557		
機械装置	1,268	<b>負債合計</b>	<b>69,719</b>
車両運搬具	215		
工具器具備品	10,603	<b>純資産の部</b>	
(無形固定資産)	(175)	<b>【株主資本】</b>	<b>【 2,448,643】</b>
ソフトウェア	30	資本金	2,300,000
電話加入権	145	利益剰余金	148,643
(投資その他の資産)	(1,016,539)	その他利益剰余金	148,643
投資有価証券	1,011,419	繰越利益剰余金	148,643
繰延税金資産	4,846	<b>【評価・換算差額等】</b>	<b>【 9,288】</b>
長期前払費用	242	その他有価証券評価差額金	9,288
リサイクル預託金	32		
		<b>純資産合計</b>	<b>2,457,932</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,527,652</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,527,652</b>

② 損益計算書 (平成 27 年度)

**損益計算書**

平成27年4月 1日から  
平成28年3月31日まで

(単位:千円)

科目	金額	
<b>【売上高】</b>		
売上高		324,866
<b>【売上原価】</b>		
期首棚卸高	76	
仕入高	47,289	
当期製品製造原価	138,186	
合計	185,552	
期末棚卸高	△ 76	185,476
売上総利益		139,390
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		143,081
営業損失		3,690
<b>【営業外収益】</b>		
受取利息	21,180	
雑収入	730	21,911
経常利益		18,220
税引前当期純利益		18,220
法人税、住民税及び市県民税	7,606	
法人税等調整額	△ 56	7,550
当期純利益		10,670

③ 株主資本等変動計算書（平成27年度）

## 株主資本等変動計算書

平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで

（単位：千円）

	株 主 資 本			株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資 本 金	利益剰余金			その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
		繰越利益剰余金					
当期首残高	2,300,000	137,973	137,973	2,437,973	8,925	8,925	2,446,898
当期変動額							
当期純利益	—	10,670	10,670	10,670			10,670
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					362	362	362
当期変動額合計	—	10,670	10,670	10,670	362	362	11,033
当期末残高	2,300,000	148,643	148,643	2,448,643	9,288	9,288	2,457,932

## (7) 県から VR テクノセンターへの支援内容等 (平成 25 年度～27 年度)

### ① 県の出資金

860,000 千円 (県出資割合 37.4%)

### ② 県からの借入金

なし

### ③ 県の補助金 (助成金)、委託料

(単位：千円)

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
補助金 (助成金)	18,599	13,774	22,749
委託料	165,440	84,215	40,740

## 2. 意思決定機関について

### (1) 概要

VR テクノセンターは、会社法の規定が適用され、会社法では、3 箇月に 1 回以上の取締役会の開催が求められている。

会社法

第 363 条 次に掲げる取締役は、取締役会設置会社の業務を執行する。

(1) 代表取締役

(2) 代表取締役以外の取締役であって、取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたもの

2 前項各号に掲げる取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない。

### (2) 手続

取締役会に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証



した。

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

#### ① 取締役会の開催期間について（指 摘）

VR テクノセンターの取締役会の開催状況は下記のとおりであり、3 箇月に 1 回以上の取締役会開催がなされていない場合がある。

開催年月日	回数	期間が3か月超か否か
平成27年3月27日	第91回	
平成27年6月5日	第92回	
平成28年3月29日	第92回	3か月超
平成28年6月3日	第93回	
平成28年6月28日	第94回	

業務執行取締役の取締役会への報告については、取締役会が業務執行取締役を監督し、その適正な業務執行を確保するために会社法上規定されているものである。VR テクノセンターにあっては、会社法に定められた取締役会の開催頻度を遵守されたい。

#### ② 監査役会規則の改正漏れについて（指 摘）

平成 26 年に会社法が改正され、従来、会計監査人の選解任等の議案は取締役又は取締役会が提出するものとされていたが、会計監査人の独立性をより強化するという観点から、監査役等が議案を提出するものとされた（会社法第 344 条第 1 項）。会社の監査役会規則第 13 条第 1 項は「会計監査人の選任・不再任・解任に関する次の事項については、監査役会の決議によって行う。（1）株主総会に提出する会計監査人の選任・不再任・解任に関する議案の同意」となっており、現時点では改正されていなかった。会社法の改正があった場合、適時適切に会社内の規程類の見直しを行う必要がある。

### 3. 有価証券について

#### (1) 概 要

VR テクノセンターは、15 億円の手元資金を有価証券（国債）で運用している。これは、施設（テクノプラザ）の整備時において、施設規模や所有区分（県と VR テクノセンターの所有割合）等が、会社設立時の計画から変更されたために、設立資金の一部が余剰金として会社に残ったもの及びこれまでの事業活動を通して得たものである。

#### (2) 手 続

有価証券に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

#### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べる  
こととする。

##### ① 平成 27 年度末の有価証券の過小計上について（指 摘）

会社は 15 億円の国債をその他有価証券として保有しており、期末評価で適用する時価を過年度から、満期まで保有した場合の割引現在価値としている。しかしながら、金融商品に関する会計基準第 6 条に「時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場（以下「市場価格」という。）に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。」と規定されている。このため、金融資産が市場で取引され、そこで成立している価格があれば、原則として当該金融資産には時価として「市場価格に基づく価額」を付さなければならない（金融商品会計に関する実務指針第 48 条）。また、金融商品会計に関する実務指針第 50 条には、「店頭において取引されている金融資産の市場価格は、公正な価格を提供するため複数の店頭市場の情報を収集し、提供することを目的として組織化された業界団体（例えば、日本証券業協会）が公表する価格とする。」と記載されている。日本証券業協会は、店頭取引

における市場実勢（売買価格、レート等）を広く投資家に公開し、公社債の公平で公正な価格形成を図ること、さらに投資者保護の見地から「公社債店頭売買参考統計値」を公表しており、公式サイトから市場価格は容易に把握できる。会社の算定した前期末時価と公社債店頭売買参考統計値で計算した時価の差は下の表のとおりである。

	額面	帳簿価格(アモチ後)	A 割引現在価値 (現在の貸借対照表計上額)	市場価格単価 (公社債店頭売買参考統計値表)H 28. 3. 31	B あるべき時価 (あるべき貸借対照表計上額)	差額 (B-A)
国債A	500,000,000	499,896,210	504,250,000	100.86	504,300,000	50,000
国債B	100,000,000	100,131,266	100,772,004	104.36	104,360,000	3,587,996
国債C	600,000,000	601,008,000	608,400,001	106.55	639,300,000	30,899,999
国債D	100,000,000	100,087,165	101,300,000	106.15	106,150,000	4,850,000
国債E	100,000,000	100,587,694	100,473,553	107.16	107,160,000	6,686,447
国債F	100,000,000	100,587,694	100,473,553	107.16	107,160,000	6,686,447
合計額	1,500,000,000	1,502,298,029	1,515,669,111		1,568,430,000	52,760,889

平成 27 年度末の有価証券について、本来適用すべき時価で時価評価を行った場合、現在の貸借対照表価格は 52 百万円の過小計上となる。決算仕訳を含む会計処理は、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って適切に行う必要がある。

## ② 手元資金の用途の明確化について（意見）

有価証券で運用されている 15 億円の手元資金は、(1) 概要で述べた経緯を経て設立資金の一部が余剰金として会社に残ったもの及びこれまでの事業活動を通して得たものである。

当該手元資金の用途は、将来の大規模改修等への充当資金として県も織り込み済みとのことである。しかし、一定の年月が経過していることから、大規模修繕計画の策定や修繕積立金の設定による用途の明確化を検討することが望ましい。

## 4. 固定資産管理について

### (1) 概要

VR テクノセンターの経理規程には、以下の事項が定められている。

第 26 条 固定資産の取得及び処分は取締役会に基づき、取締役会の承認を得るもの以外は管理部長の検討を経て社長の承認を得るものとする。

第 27 条 管理責任は、毎会計度に一回以上、現物の固定資産台帳と照合するものとする。

## (2) 手 続

固定資産管理に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

### ① 固定資産の処分手続について (指 摘)

固定資産の取得手続については、適切に実施されていることを確認した。しかし、固定資産の処分手続に係る稟議書は見当たらず、経理規程第 26 条に対応する手続は実施していないとのことであった。規程に定めている手続は実施すべきである。

### ② 固定資産の棚卸手続について (指 摘)

経理規程第 27 条に対応する手続は実施していないとのことである。規程に定めている手続は実施すべきである。

## 5. 繰延資産の範囲について

### (1) 概 要

VR テクノセンターの経理規程第 29 条には、「この規程で繰延資産とは、創立費、開業費、開発費、試験研究費等その効果が支出の日以後 1 年以上に及ぶものをいい、会社法に規定のあるものをいう。」とある。

### (2) 手 続

繰延資産の範囲に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

#### ① 繰延資産の範囲について（指 摘）

繰延資産については会社法では以下のような記載があるのみであり、会社法に具体的な規定はない。

会社法計算規則

第 74 条

五 繰延資産として計上することが適当であると認められるもの  
繰延資産

財務諸表等規則

第 36 条

創立費、開業費、株式交付費、社債発行費及び開発費は、繰延資産に属するものとする。

経理規程上、「会社法に規定のあるものをいう。」は適切ではなく、「財務諸表等規則に規定のあるものをいう。」が適切であると考えられる。

## 6. 業務受託の可否検討について

### (1) 概要

VRテクノセンターの専決委任規程によると、業務の受託について、300万円未満の案件は専務決裁、300万円以上の案件は社長決裁をする旨が定められている。

### (2) 手続

業務受託の可否検討に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

#### ① 業務の受託の可否検討について（意見）

システムに関する受注案件について、業務に係る経費が0円で、粗利率が100%となっていた。この点について確認したところ、業務に係る経費の中に当該業務の実施時に発生するVRテクノセンターの社員の人件費を含めていなかった。会社経営上は、利益を獲得していくことが必要であり、利益獲得の確度を高めていくためには、案件ごとになるべく正確にどれだけ利益が出るかを検討したうえで、業務の受託の可否を検討することが望ましい。

## 7. 公式サイトについて

### (1) 概要

VRテクノセンターは公式サイト（<http://www.vrtc.co.jp/>）を作成しており、会社案内、施設案内及び主要サービスライン（VR・ロボット研究開発事業、ネットワーク構築・保守運用事業、航空宇宙人材育成・CAD研修等事

業、テナント事業)の内容について公開している。

## (2) 手 続

VRテクノセンターの公式サイトに記載内容について、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

### ① 公式サイトに記載誤りについて(指 摘)

往査日(平成28年8月30日)においてVRテクノセンターの公式サイトを閲覧したところ、以下の2点について表記が数年前の古いままとなっているところがあった。

#### i. テナント事業における提供可能な室数

「技術開発室 33 室」となっていた。しかし、数年前より 3 室(211, 212, 311)をCAD研修室として設備を整備しており、テナントとしての提供対象外となっており、往査日現在における実際の室数は30室であった。

#### ii. パソコン研修室の利用案内先

102 研修室及び 103 研修室となっていた。しかし、往査日現在ではパソコン研修室は 101 研修室及び 102 研修室となっている。

当該施設の利用を想定する閲覧者が適切に意思決定できるよう、適時に更新する必要がある。

## X 情報科学芸術大学院大学

### 1. 機関の概要

#### (1) 概 要

情報科学芸術大学院大学（以下、「IAMAS」という。）は、県が2001年に開学した大学院大学（修士課程、メディア表現研究科一専攻）である。充実した教員・講師陣による少数定員の大学院大学として海外にも広く知られ、英文名称 Institute of Advanced Media Arts and Sciences から IAMAS(イアマス) と呼ばれている。

芸術と科学の融合を建学の理念に掲げる IAMAS は、最新の科学技術や文化を吸収しながら、先端的な芸術表現や多様なデザイン、新しいものづくりなどを社会に提案する大学院大学であり、それらの研究と実践によって高度な表現者の育成を目指している。

2014年度からはソフトピアジャパン地区に移り、社会と地域に開かれたフィールド型のキャンパスを中心に、これまでの研究教育機関にはない開放的な空間の中で新たな活動を開始している。

所在地は以下のとおりである。

名称	所在地
情報科学芸術大学院大学	大垣市加賀野4丁目1番地7

#### (2) 設立年月

平成13年4月

#### (3) 沿革

平成8年4月	岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー(IAMAS)を設立
	アート&メディア・ラボ科、マルチメディア・スタジオ科を設置
	坂根 徹夫 IAMAS 学長に就任
平成13年4月	情報科学芸術大学院大学を開設
	メディア表現研究科(修士課程)を設置



平成 13 年 4 月	大学院附置研究機関メディア文化センター（CMC）を設置
	坂根 巖夫 大学院初代学長に就任、アカデミー学長併任
	大学院大学附属図書館を設置
	岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー、マルチメディア・スタジオ科 4 コース制に改組
平成 14 年 3 月	岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー、アート＆メディア・ラボ科を廃止
平成 15 年 4 月	横山正 第 2 代学長に就任、アカデミー学長併任
	坂根 巖夫 名誉学長に就任
平成 17 年 4 月	リッツ美術工芸大学と交換留学生協定締結
平成 21 年 4 月	関口 敦仁 第 3 代学長に就任、アカデミー学長併任
平成 22 年 4 月	大学院附置研究機関メディア文化センター（CMC）を産業文化研究センター（RCIC）に改名
平成 24 年 3 月	岐阜県行財政改革アクションプランにより岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーを廃止
平成 24 年 4 月	メディア表現研究科スタジオ制から領域制へ変更
平成 25 年 4 月	吉田 茂樹 第 4 代学長に就任
平成 26 年 4 月	ソフトピアジャパン地区へ、全学移転

#### （４）学生数及び教職員数

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

研究科	専攻	第 1 年次	第 2 年次	合計
メディア表現研究科	メディア表現専攻	20 名	27 名	47 名

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区分	教授	准教授	講師	事務等	合計
教職員数	12 名	6 名	1 名	21 名	40 名

#### （５）大学院等の構成

##### ① 大学院

メディア表現研究科メディア表現専攻（修士課程）

## ② 附置研究所等

産業文化研究センター

附属図書館

## (6) 財務状況

IAMAS は独立行政法人化されていない県立の大学院大学であり、その財政基盤は県予算に基づき確保されている。直近 3 か年における歳入額及び歳出決算額の推移は以下のとおりである。

### ① 歳入決算額推移

(単位：千円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳入総額	68,694	55,877	60,496
使用料	35,800	36,671	37,151
国際情報科学芸術アカデミー学生寮使用料	0	68	114
情報科学芸術大学院大学授業料	26,227	26,967	25,538
情報科学芸術大学院大学学生寮使用料	9,572	9,635	11,498
手数料	7,178	6,684	6,889
情報科学芸術大学院大学入学金	7,167	6,671	6,874
情報科学芸術大学院大学手数料	10	12	15
国庫補助金	11,989	0	4,245
委託金	2,076	0	0
財産運用収入（家賃貸付料）	316	194	245
財産売払収入（不用品売払収入）	0	286	0
延滞金加算金及び過料等	18	30	58
受託事業収入	9,040	10,100	8,620
雑入	1,136	641	2,414
収入証紙消印高	1,139	1,269	870

(注) 単位未満の金額は切捨て表示しているため、合計額と一致しない場合がある。

## ② 歳出決算額推移

(単位：千円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳出総額	533,526	493,850	492,147
一般管理費	3,320	2,885	2,851
財産管理費	1,997	3,486	717
県有施設修繕費	1,997	1,474	717
財産処分費	0	2,012	0
企画調査費	0	0	55
工鉱業振興費	2,727	0	0
情報科学芸術大学院大学費	525,481	487,478	488,523
情報科学芸術大学院大学教職員費	309,507	320,791	307,036
情報科学芸術大学院大学管理費	215,973	166,687	181,486
管理運営費	119,283	75,490	70,735
教育研究費	53,609	47,172	53,162
施設整備費	43,081	44,024	57,588

(注) 単位未満の金額は切捨て表示しているため、合計額と一致しない場合がある。

## 2. 学生寮について

### (1) 概 要

IAMAS には学生寮が整備されている。学生は寮に必ず入る必要はないが、1 学年 20 人定員であり、通常、1 名程度を除き他県出身の学生であるため、現在ほとんどの学生が寮に入っている。

学生寮は平成 9 年 3 月に取得され、同年 4 月より供用開始している。

### (2) 手 続

学生寮に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 学生寮運営の経済合理性の検討について（意見）

学生寮の取得価格は約 7 億円にのぼり、その運営には寮費の滞納管理も含め、運営コストも発生する。学生は 1 学年 20 名定員と少数であり、また、大垣市という土地柄、民間経営のマンションやアパートは十分に供給されており、家賃相場も割高ではないと考えられる。

よって、寮が大学運営上必要かどうかについて議論のうえ、将来、寮が老朽化し大型修繕や建替えを行うまでに、以後も寮運営を継続することの経済合理性を検討することが適切である。

## 3. 附属図書館について

### （1）概要

IAMAS の附属図書館は、情報、科学、芸術関連の専門書を中心に 4 万冊を超える図書や雑誌を所蔵し、ビデオ、DVD 等を視聴することができる。研究資料の検索等のサービスも行っている。また、学外の人でも利用可能である。IAMAS では定期的に附属図書館の蔵書点検を行っている。

### （2）手続

附属図書館に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合规性等を検証した。

### （3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

#### ① 蔵書点検要領の整備について（指摘）

蔵書点検は以下のように実施しているとのことである。

- ・蔵書点検は2年に1回実施している。前回は平成27年3月16日～20日に実施している。
- ・前回については図書館職員2名、応援職員1名の合計3名で3日間、図書館職員2名で2日間の合計5日間蔵書点検を実施している。
- ・蔵書点検は本のバーコードを読み取り、読み取り結果と蔵書データを突合することにより行う。
- ・蔵書点検時に不明となった資料は、データを「紛失」とし、蔵書点検後も探索を継続する。
- ・蔵書点検については担当者レベルの引き継ぎ文書があるのみで、点検要領はない。

図書館の蔵書は県予算の執行により整備されたものであるため、整備された蔵書が所在不明になっていないかどうかを確かめることは重要である。そのため、蔵書点検の実施水準を一定に保つ必要があり、その目的のためには、蔵書の点検要領を整備すべきと考える。

## ② 前回からの不明分の除籍について（意見）

「情報科学芸術大学院大学附属図書館資料除籍及び廃棄取扱要領」（以下「取扱要領」という。）第2条、第3条に以下のような記載がある。

第2条 情報科学芸術大学院大学附属図書館（以下「図書館」という。）の管理する図書類のうち、次の要件を具備するものを除籍することができる。  
（中略）

（5）蔵書点検で所在不明が確認された後、1年を経過したもの

第3条 除籍図書類は、図書館運営委員会の議を経て、館長が決定する。

上記の取扱要領によると、1回の蔵書点検の所在不明確認で図書の除籍をすることができる。しかし、①で記載したように蔵書点検は人間の手で行うものであり、実際には図書館内にあったが、バーコードの読み取り漏れで所在不明とされた図書も存在する可能性がある。また、図書の貸出時に未処理で所在不明とされた図書も存在する可能性がある。このような理由による所在不明の図書を極力少なくし、慎重に除籍を行うために、例えば、「3回の蔵書点検で所蔵不明が確認された後、1年を経過したもの」について除籍を検討するといったように、取扱要領を改訂することを検討することが望ましい。

#### 4. その他

##### ① 研究費等の不正リスクへの対応について（意見）

IAMAS はさらなる共同研究や科学研究費補助金等の積極的な獲得を図り、自己収入の拡充を図っていく方針である。また前身の岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの発足（平成 8 年 4 月）から数えて平成 28 年で 20 周年を迎えたのを機に、同窓会が発足する動きもあるとのことである。

このような財務戦略の拡大に伴い、近年一部の研究機関において生じている研究費不正や、一部の学校法人において生じている周辺会計における不正が IAMAS においても発生するリスクが高まることが想定される。IAMAS ではすでに文科省の公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく定めを整備しているが、引き続き経常的にそれに則り運用するとともに、同窓会とはその運営と学校運営を厳密に区分したうえで、関与のあり方について整理することが適切と考える。

##### ② 中期経営計画の策定及び外部への発信について（意見）

現在、IAMAS は中期経営計画を策定していない。県によると、情報科学芸術の分野では国内よりもむしろ海外でのプレゼンスが向上しているとのことであるが、IAMAS は県民の税金で運営されていることから、今後も継続的に県税により運営していくことについて県民のコンセンサスを得る観点から、中期経営計画を策定し、その存在意義や取組みについて公式サイト等により外部に向けて発信することが適切と考える。

なお、県では平成 29 年度から 3 か年を対象期間とした中期計画の策定を現在検討中しているが、上記観点から、特に県内向けに、岐阜県にこうした特色ある大学が存在することの意義や岐阜県にもたらす様々な効果について具体的な発信が求められるものと考ええる。

##### ③ 遊休化した施設の財産区分について（意見）

IAMAS はソフトピアジャパンに平成 26 年 3 月に移転し、旧キャンパスの土地・建物はそれ以降遊休化しており、他の同様の状態の施設と同様に機械警備を導入し維持管理されている。

しかし、平成 27 年度末における公有財産台帳によると、当該旧キャンパス

の土地・建物は、他の同様の状態の施設と異なり、すべて行政財産のままとなっている。

県は関係課で協議し、跡地利用の方針が決まるまでの間、用途廃止の手続を行わず行政財産で保有することを確認したとのことである。しかし、当初の行政財産としての用途がなくなっており、次の利活用法を検討している状態の財産であることから、移転時において普通財産に転用すべきものとする。

## X I 地域産業課

### 1. デザイン開発支援事業費補助金について

#### (1) 概要

事業費 23,314千円（当年度決算額）

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	25,583				25,583
当年度決算額	23,314				23,314

#### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
補助金	23,314	人件費 12,061千円 事業費 11,253千円
合計	23,314	

#### (事業目標)

##### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

県内のモノづくり事業者の新品の企画・開発を支援することにより、顧客視点に立ったデザイン性・市場性の高い新品開発に挑戦する機会を提供し、企業の商品開発力の向上を図るとともに、国内外に発信できる岐阜県ブランドの商品ラインナップの強化、さらには地域のデザイナーの育成を図る。

#### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標値	達成率
商品開発支援事業 による新品開発 数（試作品を含む）	—	40	74	102	%
	(H )	(H24) 60 (H25)	(H26)	(H27)	72.5

デザインや機能性に優れた付加価値の高い商品づくりを、技術・設備・経営面などと一体的に支援するため、県が行っていたモノづくり基盤強化事業費を産経センターに移管し、かかる経費を助成している補助事業である。



## (2) 手 続

デザイン開発支援事業費補助金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 商品開発実績報告書の記載内容について（意 見）

デザイン開発支援事業費補助金においては、県内のモノづくり事業者の新商品の企画開発を支援することにより、顧客視点に立ったデザイン性・市場性の高い新商品開発に挑戦する機会を提供し、企業の商品開発力の向上を図ることを目的している。

採択プロジェクトについては、その成果を測るため、本事業を通じて開発した商品の販売・売上実績を記載した商品開発実績報告書を事業終了後5年間にわたり提出することが求められる。

商品開発実績報告書には、採択されたプロジェクトに関する商品名・定価・出荷個数・出荷額合計・販売先といった情報が報告されている。

デザイン開発支援事業費補助金の大きな目的は、下請け体質となるのではなく、メーカー自らが販路を開拓していくために消費者視点に立ったデザイン性、市場性の高い商品づくりを支援していくことにある。当該目的からすると、採択された商品の販売情報だけでなく、モノづくり事業者が当該事業の支援を受けて開発した商品を足掛かりに、利益増大を目指して、どのような方法で企業体質の転換に取り組んでいるかの情報が必要となる。

以上より、商品開発実績報告書の記載事項に、新商品開発数、開発部門の新設といった具体的な取組内容及び開発した商品の販売が事業全体にいかなる効果をもたらしたかの情報記載を求めることを検討されたい。

### ② 成功事例の活用について（意 見）

デザイン開発支援事業費補助金における直近3か年の採択プロジェクトの

件数は、以下のとおりである。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
採択プロジェクト数	18	16	15

上記のように年間15件から18件のプロジェクトが採択されており、商品によっては年間数千万円の売上を獲得している商品もある。これらの成功事例をモノづくり事業者に広く知ってもらい、モノづくりの裾野を広げていく必要があると考えるが、県では成功事例集の作成は、現在のところ行われていない。

一例ではあるが、成功事例集を作成してモノづくり事業者に広く告知し、県内のモノづくり事業者のデザイン開発意欲をより高める方策を検討されたい。

## 2. 地場産業振興センター特別対策事業費補助金について

### (1) 概要

事業費 10,967 千円（当年度決算額）

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	11,157				11,157
当年度決算額	10,967				10,967

#### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
補助金	10,967	高山市を通じた間接補助 4,236 千円 財団への直接補助 6,731 千円
合計	10,967	

#### (事業目標)

##### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

飛騨地域の食品や工芸品、飛騨の匠に代表される木工産業等の地場産業を観光産業と並んで地域経済の活性化に寄与する産業として維持し、発展するように人材育成や商品開発・販路開拓事業を継続して実施する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の推移	現在値	目標値	達成率
優良工芸品展示会（横浜） 入場者数（単位：人）	—	18,000 (H23) 18,000 (H24)	18,000 (H25)	18,000 (H27)	% 100
ものづくり研修 参加者数（単位：人）	—	7講座 85 (H23) 7講座 105 (H24)	8講座 75 (H25)	8講座 90 (H27)	% 83.3
伝統的工芸品展示会 入場者数（単位：人）	—	2,198 (H23) 1,481 (H24)	1,431 (H25)	1,700 (H27)	% 84.1
飛騨の観光と物産展示会 （平成23年度までは堺 会場、平成24年度から は京都府宮津及び新潟 県三条会場で実施） （単位：人）	—	48,000 (H23) 13,800 (H24)	11,000 (H25)	21,000 (H27)	% 52.3
飛騨の観光と物産展示 会（防府会場） （単位：人）	—	30,000 (H23) 18,000 (H24)	25,000 (H25)	25,000 (H27)	% 100

地場産業振興センター特別対策事業費補助金は、飛騨地域の地場産業振興と地域経済活性化を図るため、一般財団法人飛騨地域地場産業振興センター（以下、「地場産業振興センター」という。）が行う事業に要する経費及び地場産業振興センターが行う事業に対し高山市が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内で地場産業振興センター及び高山市に補助金を交付するものである。

## (2) 手 続

地場産業振興センター特別対策事業費補助金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 展示会での物品販売について（意 見）

地場産業振興センターは、飛騨地域の地場産業の発展と地域経済社会の活性化に貢献すべく、行政機関・地域業界との連携を密にし、またセンターの有する機能を効果的に活用しながら地場産品・展示普及事業、地域人材確保・養成事業、活性化対策事業、活性化奨励事業等の諸事業を実施している。

地場産品・展示普及事業として、展示会を各地で実施している。

平成27年度の展示会の実施状況は以下のとおりである。

展示会名	実施内容
飛騨の観光と工芸品展示会	<p>実施目的 飛騨地域は、豊富な観光資源や飛騨の匠の伝統を受け継ぐ工芸品など様々な資源を有している。首都圏からのアクセスが向上したことを始め、訪日外国人も増加していることから、首都圏において観光・工芸品など総合的に紹介する展示会を実施。</p> <p>実施期間 平成27年7月14日から16日まで</p> <p>実施場所 神奈川県横浜市</p> <p>展示内容 三市一村観光紹介コーナー 工芸品展示コーナー 制作実演コーナー 観光・工芸品ビデオ放映コーナー</p> <p>来場者数 約18,000人</p>

<p>飛驒の優良工芸品 展示会</p>	<p><b>実施目的</b> 飛驒地域には、伝統的工芸品（飛驒春慶、一位一刀彫）の他にも、陶磁器・木工・竹細工など数多くのすぐれた工芸品が作られている。これら工芸品の認知度を高め、当地を代表する工芸品として育成・発展させるため首都圏においてこれら工芸品の良さを広くPRするための展示会を実施。</p> <p><b>実施期間</b> 平成28年2月26日から28日まで</p> <p><b>実施場所</b> 神奈川県横浜市</p> <p><b>展示内容</b> 工芸品展示コーナー 制作実演コーナー 観光・工芸品パンフレットコーナー</p> <p><b>来場者数</b> 約18,000人</p>
<p>飛驒の伝統的工芸品 展示会</p>	<p><b>実施目的</b> 飛驒地域の代表的工芸品である飛驒春慶、飛驒一位一刀彫及び陶磁器を観光客・市民に向け広く紹介することで、伝統的工芸品の魅力の再発見、販路拡大につなげることを目的として実施。</p> <p><b>実施期間</b> 平成27年11月1日から7日まで</p> <p><b>実施場所</b> 岐阜県高山市</p> <p><b>展示内容</b> 飛驒春慶 43点 飛驒一位一刀彫 18点 他 計 112点</p> <p><b>来場者数</b> 1,284人</p>
<p>飛驒の物産PR事業</p>	<p><b>実施目的</b> 東海北陸自動車道が全線開通したことで、太平洋と日本海がつながり、東海・北陸・関西などの各方面から飛驒地域へのアクセス増加が期待されている。そこで、特に関西圏をターゲットに、歴史の中で培われた伝統・文化・豊かな自然などの観光資源をはじめ、各種物産を広く紹介することで、観光客の誘客、物産の販路開拓・需要拡大を図るために実施。</p> <p>(今治会場)</p> <p><b>実施期間</b> 平成27年10月10日から11日まで</p>

実施場所	愛媛県今治市
展示内容	飛騨地域の物産紹介コーナー 観光紹介コーナー
来場者数	約12,000人 (防府会場)
実施期間	平成27年11月7日から8日まで
実施場所	山口県防府市
展示内容	飛騨地域の物産紹介コーナー 観光紹介コーナー
来場者数	約25,000人

平成27年度においては、全国各地で計5回の展示会が実施されており飛騨の地場産品のPR活動が活発になされている。各展示会において多くの来場者数があり、飛騨の地場産品の認知度を高める目的に貢献している。

展示会には、飛騨春慶や飛騨一位一刀彫といった飛騨の伝統工芸品が多く展示されている。実際に目に触れることで、かかる伝統工芸品に関心を持ち、購入を検討する来場者もいると考えられるが、展示会での物品販売は行われていなかった。

利用する会場によっては、物品販売を行わないことが利用の条件となっているケースもあることから、すべての展示会において物品販売を実施することは困難であることが想定されるが、物品販売の機会を設けることができれば、より工芸品の良さを広くPRすることができると考えられる。

以上より、展示会実施時における物品販売の機会を設けることについて、今後検討されることが望ましい。

## ② 展示会でのアンケートの実施について（意見）

平成27年度実施の展示会では多くの来場者があり、飛騨の地場産品をPRする場として機能している。

展示会に来場した来場者の中には様々な意見があるものと考えられるが、現状では来場者の意見を収集するためのアンケートは実施していない。来場者の意見を収集し、次回以降の展示会に活かしていくことは必要と考えられる。

一例ではあるが、アンケート設置場所を設け、意見のある来場者にはアンケート記入をしてもらい次回以降の展示会に活かす方策を検討されたい。

### 3. 県産品販路拡大推進事業費について

#### (1) 概要

事業費 7, 122 千円 (当年度決算額)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	8,500				8,500
当年度決算額	7,122				7,122

#### <事業費 (当年度決算額) の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
報償費	546	専門家報償費、商標登録費用
旅費	590	業務旅費
需要費	543	消耗品代、会議費、印刷製本費
役務費	130	郵送料、商標登録印紙代
委託料	5,200	市町村フェア委託料、県施策連動事業委託料等
使用料及び賃借料	113	会場借料、バス借上料
合計	7,122	

#### (事業目標)

##### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

県との包括連携協定を結んでいるイオン、ユニー、及び日本橋三越などの総合スーパーや百貨店における県産品の販売展開を強化する。また、県産品の愛用を積極的に行う指定店舗を増やし、県産品の消費拡大に繋げる。

(県産品販売・情報発信拠点)

県民の誇りとなる県産品を取扱う拠点の認知度を高め、県産品の情報発信拠点としての機能を高める。

#### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標値	達成率
イオン等でのテストマーケティングの展開	— (H )	5回 (H24) 2回 (H25)	7回 (H26)	40回 (H30)	% 17.5

百貨店等バイヤー 招へい	— (H )	0回 (H24) 15回 (H25)	12回 (H26)	50回 (H27)	% 24.0
県産品愛用推進宣 伝の店	48店舗 (H14)	307店舗 (H24) 339店舗 (H25)	339店舗 (H26)	400店舗 (H30)	% 100.2
拠点の認知度	— (H )	— (H24) — (H25)	— (H26)	75 (H30)	% —

大手スーパーや都市部のインテリアショップ、海外主要都市における販売拠点等様々な販売ルートとの連携を通じて、バイヤーやその先にいる消費者が求めるニーズを的確につかみ取り、それを県内メーカーと共有させることにより、販路拡大を推進するための事業費である。

## (2) 手 続

県産品販路拡大推進事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 業務委託契約について（意 見）

県においては、県産品販売・情報発信拠点「THE GIFTS SHOP」が県産品のPR及びより多くの誘客を図ることに併せ、県内地場産業の支援を図るため、THE GIFTS SHOPの案内リーフレットの作成を業務委託している。

当該業務委託契約の内容を確認したところ、「THE GIFTS SHOP」外国語



版店舗案内リーフレットデザイン・制作委託業務契約と「THE GIFTS SHOP」店舗案内リーフレットデザイン・制作委託業務契約の2つの業務委託契約が締結されている。すなわち、外国語版の案内リーフレットと日本語版の案内リーフレットが別々の業務委託契約とされている。

委託先は同一業者であり、業務委託契約の内容も同質であることから、今後は1つの業務委託契約とすることで、契約コストの削減を図るよう検討されたい。

## ⅩⅡ 公益財団法人セラミックパーク美濃

### 1. 団体の概要

#### (1) 設立目的

地域に根付く美濃焼を活用し、東濃西部地域の産業、文化及び観光の振興に寄与することを目的とする。(以下、当団体を「セラミックパーク美濃」という。)

当該目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) イベント等の企画実施に関する事業
- (2) 作陶体験施設の運営に関する事業
- (3) 岐阜県現代陶芸美術館の運営支援及び自然観察会の運営に関する事業
- (4) セラミックパーク MINO 及びその他の関連施設の管理運営に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

なお、セラミックパーク MINO の施設概要については以下のとおりである。

施設名	棟・階	面積	収容人員	主な設備等	主な用途
展示ホール	本館1階	2,237㎡	-	ホイストクレーン、バトン	展示会、見本市
国際会議場	本館1階	420㎡	300人	昇降式舞台、同時通訳設備、200インチスクリーン、バトン	国際会議、セミナー
イベントホール	本館1階	168㎡	150人	150インチスクリーン、バトン	会議、ギャラリー
小会議室	本館1階	84㎡	35人		会議、会合
屋上広場	本館屋上	1,500㎡	-		イベント
茶室		45㎡	-		茶会
作陶館		239㎡	-		作陶体験
駐車場	普通自動車317台（うち身障者用4台）、大型バス3台				

#### (2) 設立年月

平成 11 年 3 月

#### (3) 沿革

平成 11 年 3 月	財団法人セラミックパーク美濃 設立
平成 14 年 7 月	セラミックパーク MINO 完成
平成 14 年 10 月	セラミックパーク MINO オープン
平成 14 年 10 月	国際陶磁器フェスティバル美濃' 02 開催

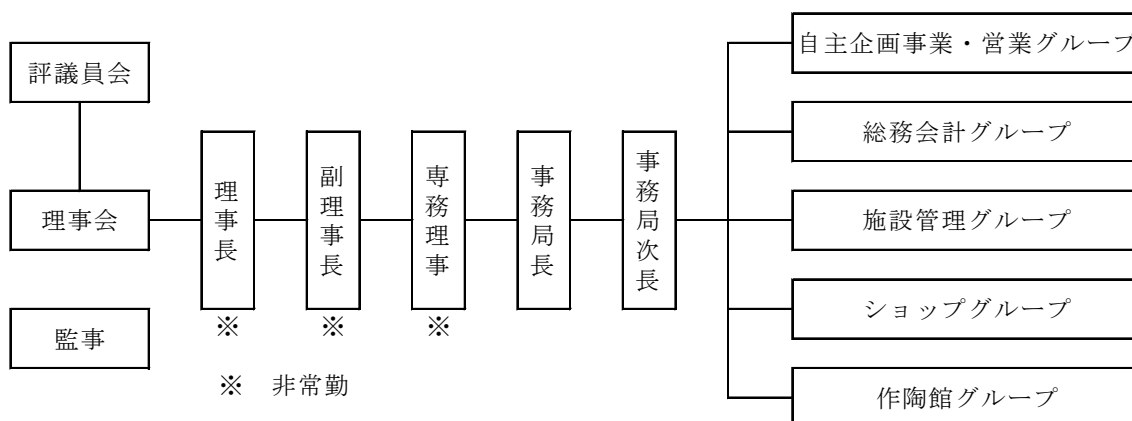
平成 17 年 7 月	国際陶磁器フェスティバル美濃’ 05 開催
平成 18 年 4 月	岐阜県より、セラミックパーク MINO の指定管理者として選定され受託、運営開始
平成 18 年 10 月	セラミックパーク MINO 5 周年を迎える
平成 20 年 8 月	国際陶磁器フェスティバル美濃’ 08 開催
平成 21 年 4 月	岐阜県より、セラミックパーク MINO の指定管理者として引続き選定され受託
平成 23 年 9 月	国際陶磁器フェスティバル美濃’ 11 開催
平成 24 年 10 月	セラミックパーク MINO 10 周年を迎える
平成 25 年 3 月	公益法人認定
平成 25 年 4 月	公益財団法人セラミックパーク美濃として運営開始
平成 26 年 9 月	国際陶磁器フェスティバル美濃’ 14 開催

#### (4) 人員

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

	役員	職員	合計
常勤	1	4	5
非常勤	20	7	27

#### (5) 組織図



(6) 財務状況

① 貸借対照表 (平成 27 年度)

(単位 : 円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産			
1. 流動資産			
現金預金	69,962,799	76,792,976	△6,830,117
売掛金	0	3,024	△3,024
未収金	7,752,472	8,503,848	△751,376
たな卸資産	573,879	557,022	16,857
貯蔵品	288,957	277,167	11,790
前払費用	786,006	131,271	654,735
立替金	0	70,848	△70,848
仮払金	17,541	548	16,993
流動資産合計	79,381,654	86,336,704	△6,955,050
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	1,743,840	1,503,600	240,240
特定資産合計	1,743,840	1,503,600	240,240
(3) その他固定資産			
車両運搬具	715,177	1,190,355	△475,178
什器備品	988,561	720,001	268,560
投資有価証券	10,000	10,000	0
その他固定資産合計	1,713,738	1,920,356	△206,618
固定資産合計	13,457,578	13,423,956	33,622
資産合計	92,839,232	99,760,660	△6,921,428
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	14,951,603	18,388,693	△3,437,090
未払法人税等	252,300	1,044,300	△792,000
未払消費税等	1,443,700	2,661,000	△1,217,000

前受金	1,378,680	503,350	875,330
預り金	199,231	227,913	△28,682
賞与引当金	1,744,190	1,628,410	115,780
流動負債合計	19,969,704	24,453,666	△4,483,962
2. 固定負債			
退職給付引当金	1,743,840	1,503,600	240,240
固定負債合計	1,743,840	1,503,600	240,240
負債合計	21,713,544	25,957,266	△4,243,722
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	10,000,000	10,000,000	0
指定正味財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
2. 一般正味財産	61,125,688	63,803,394	△2,677,706
(うち特定資産への充当額)	(△2,529,120)	(△2,529,120)	(0)
正味財産合計	71,125,688	73,803,394	△2,677,706
負債及び正味財産合計	92,839,232	99,760,660	△6,921,428

## ② 正味財産増減計算書 (平成 27 年度)

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
(1) 経常収益	182,103,974	204,160,888	△22,056,914
基本財産運用収益	2,500	2,500	0
事業収益	73,501,830	91,019,566	△17,517,736
施設運営事業収益	35,599,800	45,585,154	△9,985,354
広報宣伝事業収入	131,500	181,150	△50,000
自主事業収入	19,805,060	14,991,695	4,813,365
物販事業収入	17,965,820	30,261,567	△12,295,747
受取負担金	108,477,723	113,076,924	△4,599,201
雑収益	121,921	61,898	60,023
(2) 経常費用	184,481,278	201,439,274	△16,957,996
事業費	175,018,681	191,935,734	△16,917,053
(給料手当)	7,483,644	10,762,576	△3,278,932
(委託費)	46,527,278	46,691,219	△163,941
(その他)	121,007,759	134,481,939	△13,474,180

管理費	9,462,597	9,503,540	△40,943
(給料手当他)	9,462,597	9,503,540	△40,943
(3)当期経常増減額	△2,377,304	2,721,614	△5,098,918
(4)経常外収益	140,199	5,000	135,199
(5)経常外費用	1	15,800	△15,799
(6)税引前当期一般正味財産増減額	△2,237,106	2,710,814	△4,947,920
(7)法人税、住民税及び事業税	440,600	1,044,300	△603,700
(8)当期一般正味財産増減額	△2,677,706	1,666,514	△4,344,220

(注) 科目を一部省略して掲載している。

## (7) 県から機構への支援内容等 (平成 25～27 年度)

### ① 県の出資

3,300 千円 (県出資割合 33.0%)

### ② 県からの借入金

過去 3 年間なし

### ③ 県からの補助金

過去 3 年間なし

### ④ 県の負担金

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
セラミックパーク美濃 負担金	20,710	20,710	21,140
計	20,710	20,710	21,140

⑤ 県との委託契約

(単位：千円)

事業名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
現代陶芸美術館維持管理 委託料	45,740	48,533	43,203
計	45,740	48,533	43,203

⑥ 県との損失補償契約（補填額）

過去 3 年間なし

⑦ 県からの派遣職員数、OB 在籍人数

(単位：人)

県からの派遣職員数・OB 在籍職員数	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
県派遣職員数	1	1	1
OB 在籍職員数	—	—	—
役員	—	—	—
職員	—	—	—

2. 指定管理期間について

(1) 概 要

セラミックパーク美濃においては、平成 14 年 10 月にオープンしたセラミックパーク MINO の施設管理及び施設運営を下記の期間にわたり行っている。

形態	期間
管理委託	平成 14 年 10 月から平成 18 年 3 月まで
指定管理	平成 18 年 4 月から平成 21 年 3 月まで
指定管理	平成 21 年 4 月から平成 24 年 3 月まで
指定管理	平成 24 年 4 月から平成 27 年 3 月まで

また、平成 27 年 4 月から平成 30 年 3 月までの指定管理者としても選定されおり、セラミックパーク MINO のオープンから現在に至るまでの約 14 年間にわたり、セラミックパーク美濃が施設管理及び施設運営を担っている。

指定管理者の指定管理期間は法令上特段の定めはないため、岐阜県指定管理者制度運用ガイドライン（以下、「運用ガイドライン」という。）を定め、施設の設置目的や実働等を勘案した上で、以下のとおり指定管理期間を設定している。

#### <運用ガイドライン第 2. 2. (3)指定管理者の指定期間について（抜粋）>

指定管理者の指定の期間について法令上特段の定めはなく、公の施設の効果的かつ効率的な管理の観点から、それぞれの施設の設置目的や実情等を勘案し、適切な期間を設定する必要があるものと考えます。

そこで、本県では、次のとおり目安となる基準を設け、その指定の期間を設定しています。

ア 単に施設の物理的な維持管理が業務の主体であるもの 3 年

イ ソフト事業など指定管理者の創意工夫に基づく業務の割合の高いもの 5 年

ただし、この基準により難しい特別な事情が認められる施設にあっては、当該基準にかかわらず、それぞれの事情を考慮して適切な期間を設定することとします。

例えば・・・

○将来的に特定の団体を継続して指定管理者を指定することが確実に見込まれる場合において、その業務内容にかかわらず、3 年を超える 5 年程度の期間を指定の期間として設定するとき。

県では、単に施設の物理的な維持管理が業務の主体であるものに該当するものとして、セラミックパーク MINO の指定管理期間を 3 年と定めている。

## (2) 手 続

指定管理期間に関する書類を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。



### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

#### ① 指定管理期間の設定について（意見）

(1) 概要に記載したとおり、セラミックパークMINOの指定管理期間は、単に施設の物理的な維持管理が業務の主体であるとして3年となっている。

一方で、セラミックパーク美濃は、セラミックパークMINOがオープンした平成14年から一貫して施設の管理に関わっており、「将来的に特定の団体を継続して指定管理者に指定することが確実に見込まれる場合」に該当すると考えられる。

長期間での指定管理期間を設定することは、より長期的視野に立った施設運営を行えること、指定管理者選定に係る事務コストの削減も図れることから、3年を超える5年程度の指定管理期間の導入を検討されたい。

### 3. 中長期計画について

#### (1) 概要

活性化プランは、産業の振興、観光客の誘致、地域の公共施設としての役割、貸出施設の稼働率の4項目に対する平成27年度から平成29年度までの取組みをまとめたものである。

活性化プランの要約は、以下のとおりである。

課題	対策
産業の振興について	陶磁器関係団体との連携・協力等
観光客の誘致について	ショップでの企画、観光プランの企画等
地域の公共施設としての役割について	屋上広場を会場とした「軽トラ朝市」の企画等
貸出施設の稼働率について	過去利用者への定期的な案内等

## (2) 手 続

中長期計画に関する書類を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 活性化プランの目標設定について（意 見）

中長期計画である活性化プランにおいては、平成27年度から平成29年までの3年間に実施すべき事項を課題ごとに整理している。

実施事項の中には、3年間かけて順次実施していく必要のある項目の他に、単年度で実施することができる項目もある。様々な企画が考えられているが、平成27年度の終了時点で進捗度がどの程度となっているかについての把握がなされていない。また、活性化プランでは、目標の数値化がなされず定性的な目標のみとなっている。加えて、事業報告書では、目標稼働率及び売上目標が明示されているが、3年に1回開催され多くの来場者が訪れる国際陶磁器フェスティバル美濃の影響を考慮した目標数値になっていない。これは、国際陶磁器フェスティバル美濃の開催年度と開催がない年度を平均して目標稼働率及び売上目標を設定しているためである。

以上より、活性化プランの進捗を管理するため進捗管理表を作成し、各年度の進捗度を認識し、次年度の対策をより有効に実施するよう検討されたい。また、誘客や稼働状況など目標の数値化が可能なものは具体的な数値目標を設定することや、国際陶磁器フェスティバル美濃の開催年度と開催されない年度で各々目標設定することをあわせて検討されたい。

#### 4. 利用料金について

##### (1) 概要

以下は、近隣類似施設との利用料金比較表である。

【資料No.1】

近隣類似施設 利用料金比較表

セラミックパークMINO				類 似 施 設			
室 名	面積	料金	1日の単位	施設名	面積	料金	1日の単位
	(㎡)	(円/㎡・h)	(時間)		(㎡)	(円/㎡・h)	(時間)
展 示 ホール	2,237	7.35	10	セラトピア土岐大ホール	2,049	4.25	13
				岐阜産業会館展示ホール	2,180	8.33	12
				吹上ホール	5,327	6.88	24
				吹上(第1ファッション展示場)	1,838	9.07	24
				平均	2,849	7.13	18
国際会議場	409	12.60	12	セラトピア土岐大会議室	267	7.72	13
				セラトピア土岐小ホール	319	7.53	13
				多治見市文化会館小ホール	551	7.55	12.5
				多治見市産業文化センター大会議室	236	8.13	12.5
				県民文化ホール未来会館パティオホール	263	29.99	12.5
				科学技術振興センターアザホール	319	8.56	12
				吹上(メインホール)	640	21.38	12.5
				平均	371	12.98	13
イベントホール	168	15.75	12	多治見市産業文化センター展示室	199	7.24	12.5
				セラトピア土岐美術ギャラリー	262	7.77	13
				県民文化ホール未来会館パティオホール	334	18.56	12.5
				科学技術振興センター第3会議室	106	8.25	12
				平均	225	10.46	13
小会議室	82	8.40	12	セラトピア土岐小会議室	50	6.34	13
				多治見市産業文化センター会議室	50	10.00	13
				科学技術振興センター第1会議室	101	8.16	12
				平均	67	8.17	13
茶 室	65	15.75	12	花フェスタ記念公園織部庭	20	25.00	8
				未来会館和会議室及び茶室	40	47.00	12.5
				平均	30	36.00	10
屋上広場	1,500	1.155	10	ふれあい会館ふれあい広場	2,300	1.13	12
				平均	2,300	1.13	12

##### (2) 手 続

財産管理に関する書類を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

#### ① 利用料金の算定の見直しについて（意見）

##### ア. 予定稼働率と実績稼働率の乖離

セラミックパーク MINO では、利用料金が過去に決定された金額から見直されておらず、利用料金設定時の予定稼働率と現状の稼働率に差が生じていることから、現在の稼働率を前提とした利用料金の見直しが必要と考えられる。

##### 【料金算定時の予定稼働率と平成 27 年度の稼働率】

(単位：%)

施設名	料金算定時 予定稼働率	平成 27 年度	差異
展示ホール	55	35.3	△19.7
国際会議場	35	28.1	△6.9
イベントホール	30	36.7	6.7
小会議室	30	42.4	12.4
茶室	20	12.5	△7.5
屋上広場	10	22.8	12.8

上記の表にあるように、料金算定時の予定稼働率と比較すると、展示ホール△19.7%、国際会議場△6.9%、茶室△7.5%と予定稼働率を下回っている。そのため、当初の予定稼働率に基づいた利用料金では、収支バランスが図られているとは考えにくく、当初の想定していた状態とは乖離していると考えられることから、現状の稼働率に基づいて利用料金を改定するなど、見直しを行う必要があると考える。

##### イ. 利用料金の改定における留意点

(1) 概要にあるとおり、セラミックパーク MINO は、周辺人口等立地

条件においては、名古屋中小企業振興会館や岐阜県産業会館に劣る条件にある。また、セラトピア土岐は、利用料金がきわめて安価な特殊要因を有している。このような状況にあつて、当施設は東濃西部地域をはじめとする産業・文化の振興を担う拠点施設として、利用者にとって使いやすい料金設定を行うと同時に、近隣類似施設との均衡を考慮し、近隣類似施設における利用料金の平均的な数値を利用料金として設定した経緯がある。

利用者アンケートからみると、名古屋方面からの利用者にとっては、交通アクセスの良いセラミックパーク MINO への訪問にはそれほどの時間を要しないことから、利用料金が安いと感じる傾向にある。一方で、地元である東濃西部地域の利用者にとっては、セラトピア土岐といった利用料金がより安価な施設があることから、利用料金が高いと感じる傾向にある。

今後は、地域ごとの利用者割合を分析することで、現行の利用料金の妥当性を検証し、稼働率を高めるため、利用料金の見直しを検討する必要があると考える。

## 5. 貸出施設の稼働状況について

### (1) 概要

セラミックパークMINOにおいては、展示ホール、国際会議場、イベントホール、小会議室、屋上広場、茶室の6施設の貸出がなされている。

各貸館の平成25年度から平成27年度までの稼働状況及び貸館の利用時間区分については、以下のとおりである。

#### <貸館の稼働状況>

(単位：%)

施設名	目標稼働率	平成25年度	平成26年度	平成27年度
展示ホール	50	35.9	52.4	35.3
国際会議場	30	18.9	35.7	28.1
イベントホール	50	32.0	42.3	36.7
小会議室	60	56.0	49.9	42.2
屋上広場	20	21.4	32.6	22.8
茶室	30	13.9	18.1	12.5

※平成26年度は、国際陶磁器フェスティバル美濃’14の開催による施設利用があつたため、平成25年度、平成27年度と比べて稼働率が高くなっている。

<貸館の利用時間区分>

施設区分	利用時間区分		
展示ホール	午前 8:00～12:00	午後 13:00～18:00	全日 8:00～18:00
屋上広場	午前 8:00～12:00	午後 13:00～18:00	全日 8:00～18:00

施設区分	利用時間区分			
国際会議場	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00	全日 9:00～21:00
イベントホール	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00	全日 9:00～21:00
小会議室	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00	全日 9:00～21:00
茶室	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00	全日 9:00～21:00

(2) 手 続

貸館施設の稼働状況に関する書類を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合规性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 稼働率の算定方法について（意 見）

(1) 概 要の<貸館の利用時間区分>のとおり、展示ホール、屋上広場の貸館利用は午前・午後の2区分となっており、国際会議場、イベントホール、小会議室、茶室の貸館利用は午前・午後・夜間の3区分となっている。

稼働率の算定にあたって、予定稼働率を前提に利用料金を算定している。

しかし、稼働率は「稼働日数」÷「予定稼働日数」で算定されているため、例えば午前のみ利用であったとしても稼働日数は1日として算定されることになる。そのため、実質的な稼働率より算定上の稼働率が高く算定されることになり、収支バランスを考えた場合に適切な算定方法とはいえない。

そのため、稼働時間をベースに算定したもの（「稼働率」＝「稼働時間」÷「予定稼働時間」）がより実態に近い稼働率の算定方法であり、収支計画の策定時や利用料金の算定時において、より実態に近い算定管理を行うことが可能となると考えられる。

## ② 茶室の稼働率の向上について（意見）

展示ホール、イベントホール等については、全面利用、A面利用、B面利用、2分の1利用など、ホールの規模や物理的な区分に基づいて利用料金の設定が行われており、利用者が比較的使いやすいように検討がされていると思われる。

茶室は、水辺に浮かんだ風景の中で茶会を開催できる施設となっている。しかし、（1）概要の＜貸館の稼働状況＞のとおり、茶室の稼働率が12～18%程度と貸館施設の中で最も低くなっている。茶室の利用はリピーターの利用が多いとのことであるが、現状のように一部の団体が毎年利用する状況では目標としている稼働率30%の達成は困難である。

一例ではあるが、作陶体験ができるイベントなどが随時行われ多くの利用者で賑わっている作陶館とのタイアップにより、作陶体験で作った陶器を利用した茶会の開催を行うなど、茶室の利用を増やすような関連イベントを企画することで、稼働率が低い施設を有効に利用できるように検討することが望まれる。

## ③ 貸館の利用時間区分について（意見）

展示ホールと屋上広場については、利用時間区分が午前・午後の2区分となっている。これは、フリーマーケットや中古車展示会等の長時間利用が多いため、実態に即した利用時間設定といえる。

一方で、国際会議場、イベントホール、小会議室、茶室については、利用時間区分が午前・午後・夜間の3区分となっている。

会議等が主の利用目的であるイベントホール、小会議室においては、2時間単位の利用が多いことが想定される。

現状は、午後の利用時間区分に関しては、13時から17時までの4時間が1

区分となっている。

① 稼働率の算定方法について（意見）で記載したとおり、利用時間区分ごとの稼働率を把握して利用実態をより正確に理解し、午後の利用時間区分を2区分とできないかを検討し、利用機会の拡大を図る取組みを実施されたい。

## 6. 財産管理について

### （1）概 要

セラミックパークMINOにおいては、管理すべき物品として、セラミックパーク美濃所有の物品、県からセラミックパーク美濃への貸与物品がある。

県からの貸与物品については、県の備品シールが貼付され毎年棚卸が実施されている。

セラミックパーク美濃の物品管理については、公益財団法人セラミックパーク美濃会計処理規程（以下、「セラミックパーク美濃会計処理規程」という。）に定められているのみである。

#### <セラミックパーク美濃会計処理規程（抜粋）>

##### 第5章 固定資産

##### （固定資産）

第29条 固定資産は、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）有形固定資産 機械及び装置、車両並びに耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上の器具及び備品
- （2）無形固定資産 借地権及び電話加入権
- （3）投資資産 投資有価証券及び出資金その他投資の目的をもって所有するもの

##### （管理責任者）

第30条 財団に固定資産管理者を置き、事務局長をもって充てる。

1 固定資産管理者は、固定資産台帳により常にその保全状況等を明らかにしておかなければならない。



## (2) 手 続

財産管理に関する書類を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べる  
こととする。

### ① 財産管理規程の整備について(指 摘)

セラミックパーク美濃における財産管理規程は、(1)概 要に記載したとおり、セラミックパーク美濃会計処理規程の固定資産に関する部分のみとなっている。

会計上は固定資産に計上されず、費用計上された少額物品についても、セラミックパーク美濃として適切に管理する必要がある。これらの物品の管理が明確な規程なく運用されていることは、セラミックパーク美濃の財産管理として問題といえる。

以上より、会計上、固定資産に計上されない物品についても適切に管理がなされるよう財産管理規程を整備すべきである。

### ② 指定管理者の備品管理台帳の整備について(意 見)

セラミックパーク美濃における財産管理は、①のとおり財産管理規程がない。そのため、固定資産に計上されていない物品の管理が適切になされていない。

現状の管理では、指定管理者であるセラミックパーク美濃の物品には備品管理ラベルの貼付がないため、県の貸与物品との判別を行うのに時間を要する。

指定管理者であるセラミックパーク美濃の物品と県の貸与物品との区別を明確にするため、指定管理者であるセラミックパーク美濃においても備品管理台帳を整備することを検討されたい。

### ③ 備品管理について（意見）

県の地域産業課が管理している貸付物品一覧表をもとに、サンプリングによる備品の現物確認を実施した結果、1階の台車置場に県の貸付物品なのか指定管理者であるセラミックパーク美濃の物品なのか判別のつかない台車が1台あった。

後日、当該台車はセラミックパーク美濃の所有物品（費用計上された少額物品）であることが判明したが、セラミックパークMINOの施設内には岐阜県現代陶芸美術館もあるため、セラミックパーク美濃の所有物品、県がセラミックパーク美濃に貸与している物品、県が岐阜県現代陶芸美術館に貸与している物品の管理者が3者にわたる物品があるとのことである。

上記のように、所有者の異なる物品が混在した財産管理状況では、県の所有財産の棄損を招くおそれがある。

貸付物品一覧表に記載ある所在場所で適切に物品を管理するよう備品管理の徹底をされたい。

## 7. 金銭出納管理について

### （1）概要

セラミックパーク美濃会計処理規程第9条によれば、「財団の会計に関する帳簿は、主要簿として総勘定元帳、補助簿として現金出納帳、預金出納帳、収支予算の管理に必要な帳簿、基本財産明細帳、固定資産台帳、」とされており、また、同規程第12条で、「相互に関連のある帳簿は、随時照合しなければならない」とされている。

### （2）手続

金銭出納管理に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧及び質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### （3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることにする。

## ① 現金出納帳の正確な帳簿記録について（指 摘）

現金出納担当者は、「一般現金出納帳」を作成している。一般現金出納帳が正確に作成されているかを確認するため、サンプルで関連証憑と記録の照合を行った結果、売上資料及び銀行入金額と出納帳に記載されている売上記録及び入金記録に不一致が発見された。

これは、出納帳に売上金額の記載をする際に、誤って過少に記載したため、入金記録で出納帳の残高と現金の残高の整合性を調整した結果、実際の売上金額及び銀行入金額と出納帳の記録に不一致が発生したものであった。最終的な期末残高に影響はないが、正しい金額に修正する必要があるが、当該対応が行われておらず問題といえる。また、当該現金出納帳の処理が、担当で完結しており、担当者以外の第三者が定期的にチェックしていないことも問題と考えられる。

適切な管理を行うため、現金出納帳の記録は正確に行う必要がある。

## ② 現金実査について（指 摘）

日次の現金保有残高については、現金出納担当者以外の担当者（又は上席者）が現金実査を行い、帳簿残高と実際の現金残高を確認しているとのことであった。しかし、管理資料を閲覧した結果、現金実査表または金種表等の証憑が作成されていない状況であった。

一般的に、現金は従業員の横領の可能性が高いことから、十分な管理を行うことが必要であり、また会計記録の正確性を担保するためにも、実際の現金残高と確認を行うことは重要である。現状の管理体制では、現金実査の記録が残っておらず、実施内容及び結果が不明であり、事後的に現金を調整したとしても発見できない可能性がある。仮に会計記録（帳簿記録）と現金残高が不一致であったとしても、担当者以外の第三者が客観的に把握することが不可能となる。

そのため、少なくとも月次単位では、帳簿残高と実際の現金残高を確認した記録を残しておくことが必要である。

## 8. その他

### ① 陶芸作家展 2015 会場設営業務の随意契約について（指 摘）

セラミックパーク美濃の会計処理規定上、委託業務の契約に当たっては、予定価格が 100 万円以下の場合には随意契約が可能（10 万円以下の場合を除き 3 者以上の相見積りが必要）であり、予定価格が 100 万円超の場合でも、「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）に該当する場合には随意契約が可能とされている。

平成 27 年度に締結した「陶芸作家展 2015」会場設営業務（予定価格 1,188,000 円、契約締結額 987,444 円）は、A 社との 1 者見積りによる随意契約が締結されていた。平成 27 年 4 月の当該業務の委託業者選定の決裁文書によると、その理由には以下のような記載が含まれていた。

「過去「陶芸作家展」だけでなく、財団が関わる様々な会場設営を委託しており、財団備品や会場についての知識も豊富」

「関係者から信頼と好評価を得ており、その実績から同社への委託が妥当」

「当財団主催事業の開催趣旨を理解した設営が可能」

しかし、上記の記載内容では、A 社以外の業者が当該業務の適切に遂行できないと合理的に判断できる点に言及しているものではないことから、当該契約業務の性質又は目的が競争入札に適しないものとまではいえないと考えられる。よって、随意契約によることは認められず、競争入札により業者選定を行うべきである。

### ② ローテーションの導入の検討について（意 見）

組織上、県や多治見市からの出向職員や OB 職員（嘱託職員）が主要なポストを占めており、プロパー職員は各グループの実働部隊として従事している。出向職員は数年で人事異動により交替していくが、プロパー職員は就職時と同じ業務に就いたままローテーションが行われておらず、業務分担が長期間にわたり固定化している。

一般的に、業務の有効性・効率性を高めることなどを目的とした内部統制の適切な構築には、相互牽制の仕組みが重要であり、それには各組織間の情報の伝達が円滑になされ、どんな業務を行っているかをお互いに理解していることが必要となる。そのためには、ローテーションにより個々の職員が複

数の組織におけるノウハウを蓄積することが重要と考えられる。また、長期間の業務分担の固定化は職員レベルの横領等の不正リスクを増大させる。よって、職員のノウハウの蓄積、キャリアプランの形成及び不正防止の観点から、中長期的な課題としてプロパー職員についてローテーションの導入を検討されたい。

### ③ 館内サインの充実及びショップ店員の総合案内サービスについて(意見)

セラミックパーク美濃では、来館者満足度の向上のための取組みとして、ショップ店員に総合案内サービスの役割も与えている。運営するセラミックパーク MINO には、岐阜県現代陶芸美術館（県文化振興課が所管。以下、「美術館」という。）もあるほか、「作陶館」やイベント会場等があるため、それらの案内や、近隣の観光施設、食事処の案内などについて、来館者が尋ねた場合にに対応する業務であるが、美術館への経路案内が非常に多いとのことである。視察時に施設案内の状況を観察したところ、全館マップはエントランス付近の壁に掲示されているものの、実際のフロアを移動する過程では目立ったサインは設けられておらず、経路案内を乞いたい心境になる点は大いに理解できる状況であった。来館者の観点では、経路が明示されていて店員に尋ねなくとも目的地に着ける方が手間も少ないため、施設入口や適切な位置に美術館等の場所を示すサインを設けることにより、来館者・店員双方の手間が軽減でき、来館者の満足度向上にも資すると考えられる。

また、視察時のショップ店員の装いは総合案内サービス担当者と客観的に認識できるものではなかった。商業施設等にあるような総合案内サービスカウンターがあるわけではないため、ショップ店員に上記のような施設内外の情報を尋ねて回答を得られるかどうかは来館者には不明である。よって、ショップ店員は「総合案内」係であることを名札やカード等により明示することが望ましい。

### XⅢ 観光企画課

#### 1. 飛騨・美濃じまんPR推進事業費について

##### (1) 概要

事業費 20,711千円（当年度決算額）

##### <財源内訳>

区分	事業費	財源内訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	23,500				23,500
当年度決算額	20,711				20,711

##### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
印刷製本費	416	冊子印刷
委託料	16,343	飛騨・美濃観光大使謝金等
負担金	1,236	観光団体等負担金
その他	2,716	需用費、報償費、旅費
合計	20,711	

##### (事業目標)

<p>・何をいつまでにどのような状態にしたいのか</p> <p>一つのエリアで複数泊（連泊）が楽しめる地域が県内に多く存在し、これらを周遊することで、本県の高品質かつ本物の魅力が満喫できる宿泊滞在型観光を定番化する。</p> <p>・第1ステージ（平成20年から平成24年まで） 観光資源の掘り起こしとブランディング&lt;点の拡大&gt;</p> <p>・第2ステージ（平成25年から平成29年まで） 宿泊滞在型観光の本格展開&lt;点から線へ&gt;</p> <p>・第3ステージ（平成30年以降） 岐阜ならではの宿泊滞在型観光の定番化&lt;線から面へ&gt;</p>
---

##### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標値	達成率
観光消費額	—	2,372億円 (H23)	2,460億円 (H24)	2,659億円 (H25)	3,000億円 (H29)	86.6%

観光入込客	—	3,589 万人 (H23)	3,619 万人 (H24)	3,844 万人 (H25)	4,500 万人 (H29)	85.4%
宿泊客数 (延べ人数)	—	558 万人 (H23)	583 万人 (H24)	604 万人 (H25)	660 万人 (H29)	91.5%

岐阜県の魅力「飛騨・美濃じまん」を広く情報発信するため、県内・全国各地・海外へ向けた PR 事業等を行うことを目的とした事業費である。

## (2) 手 続

飛騨・美濃じまん PR 事業推進費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 業務委託契約について（意 見）

飛騨・美濃じまんPR推進事業において、アメリカ合衆国のゲディスバーグ古戦場を視察するにあたり、「アメリカ合衆国訪問にかかる通訳手配業務委託契約」（以下、「通訳手配業務委託契約」という。）、「アメリカ合衆国訪問にかかる自動車の借り上げ自動車手配業務委託契約」（以下、「自動車手配業務委託契約」という。）が締結されている。

通訳手配業務委託契約と自動車手配業務委託契約はともに、ゲディスバーグでの古戦場視察等の業務のために締結された契約である。県では、求める専門性及び分野が明確に異なっていることから、2契約としている。

海外での通訳手配業務及び自動車手配業務は、ゲディスバーグ古戦場の視察時の同時期に必要となるものであること、また、旅行代理店等によっては両業務を同時に提供できるケースも考えられることから、同時期に必要となる委託業務においては、可能な限り一体とすることで、事務手続の効率化を図られるよう検討されたい。

## XIV 観光誘客課

### 1. ターゲット別国内誘客推進事業費について

#### (1) 概要

事業費 21,135 千円（当年度決算額）

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	22,000				22,000
当年度決算額	21,135				21,135

#### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
委託料	20,689	ツーリズム EXPO ジャパン出展、ホテル連携フェア開催等
旅費	446	業務旅費
合計	21,135	

#### (事業目標)

##### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

ターゲット別に戦略を明確化し、中京圏に加え、首都圏及び関西圏からの誘客を強化することにより平成 29 年度の観光入込客数 4,500 万人、宿泊客数 600 万人、観光消費額 3,000 億円を達成する。

#### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標値	達成率
観光消費額	—	2,372 億円 (H23)	2,460 億円 (H24)	2,659 億円 (H25)	3,000 億円 (H29)	% 86.6
観光入込客	—	3,589 万人 (H23)	3,619 万人 (H24)	3,844 万人 (H25)	4,500 万人 (H29)	% 85.4
宿泊客数 (延べ人数)	—	558 万人 (H23)	583 万人 (H24)	604 万人 (H25)	660 万人 (H29)	% 91.5



観光消費額の拡大を目指し、「稼ぐ」観光産業づくりに向けて、「首都圏」「関西圏」「中京圏」といった地域ごとに誘客戦略を定め、「清流の国ぎふ」めぐる旅のプロモーション活動を展開するための事業費である。

## (2) 手 続

ターゲット別国内誘客推進事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 事業の効果測定について（意 見）

ターゲット別国内誘客事業は、「首都圏」「関西圏」「中京圏」の3大都市圏において地域ごとに誘客戦略を定め、「清流の国ぎふ」めぐる旅のプロモーションを展開すること、観光客の県内滞在時間が他県に比べて短いことから、岐阜の食の魅力を発信することにより、滞在時間を延ばし観光消費額を増加させることを事業の目的としている。

なお、地域ごとの誘客戦略については、以下のとおりである。

「首都圏」・・・北陸新幹線金沢延伸開業などを契機とした宿泊旅行客獲得 「関西圏」・・・認知度の向上と新たな宿泊旅行客獲得 「中京圏」・・・旬な情報や新たな巡り方の提案等によるリピーター確保
--

各種イベントへの出展や旅行会社との連携によるプロモーション活動など積極的な取組みが行われている。

県は、これらのプロモーション事業の効果測定として、イベント来場者数及びパンフレット配布数をリサーチしている。しかし、当該事業の目的は宿泊客、リピーター客を獲得し観光消費額の増加を図ることにあることから、宿泊者数の増減を検証することが事業の効果測定として有用であるといえる。一方で、プロモーション事業の実施により県への観光客が何名増加したといった具体的把握をすることは不可能である。

しかし、事業の有効性を高めるために、事業を実施した結果の数値目標を設定する必要があるため、3大都市圏ごとの県への宿泊者数等を目標数値として設置する等の方策を検討されたい。

## ② 観光情報の配布先について（意見）

ターゲット別国内誘客推進事業においては、中部圏でのリピーター観光客確保を一つの目標としている。そこで、「道の駅ガイド」をモデルチェンジし、関係団体や設置協力店に配布を行っている。

配布先を確認したところ県内の設置協力店、愛知県の設置協力店及び県内の関係団体が主な配布先となっている。隣県で多くの観光客が望める愛知県に多くの配布が行われているのが実情である。

一方で、交通アクセスの発展から三重県や滋賀県からの観光客も期待できる環境にあるといえる。愛知県以外の隣県からの観光客の増加を図る観点から、配布先の範囲を広げることを検討されたい。

## 2. 観光 PR キャラバン隊費について

### (1) 概要

事業費 7,095 千円（当年度決算額）

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	7,100				7,100
当年度決算額	7,095				7,095

#### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
委託料	7,095	観光 PR・出展事業
合計	7,095	

### (事業目標)

#### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

中京圏を中心に、首都圏・関西圏において観光展を開催し、キャラバン隊によるきめ細やかな観光情報の発信を行い、平成 29 年度の観光入込客数 4,500 万人、宿泊客数 600 万人、観光消費額 3,000 億円を達成する。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標値	達成率
観光消費額	—	2,372 億円 (H23)	2,460 億円 (H24)	2,659 億円 (H25)	3,000 億 円 (H29)	% 86.6
観光入込客	—	3,589 万人 (H23)	3,619 万人 (H24)	3,844 万人 (H25)	4,500 万 人 (H29)	% 85.4
宿泊客数 (延べ人数)	—	558 万人 (H23)	583 万人 (H24)	604 万人 (H25)	660 万人 (H29)	% 91.5

人口が減少する限られた国内市場において日本人観光客の拡大を図るために、旅行県当社に対して「ぎふの魅力」を届けていくため、県が実施する各種イベントや県内外で開催される各種観光展において、岐阜県の観光を PR するための事業費である。

### (2) 手 続

観光 PR・出展事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① アンケート結果の有効活用について（意見）

観光PR・出展事業では、平成27年度において「観光PRキャラバン隊」を編成し、首都圏、関西圏、中京圏の大都市圏を中心に観光展を実施し、旬のトピックスを捉えつつ本県の魅力を直接的に消費者へPRすることで、新規顧客の獲得及びリピーターの獲得につなげ、本県への誘客の促進、観光消費額の増大を目指している。

平成27年度における観光展は、首都圏6回、関西圏6回、中京圏42回の計54回実施されている。観光展では都度アンケートを実施しており、消費者の関心事項や訪れたい観光スポット等の情報収集がなされている。

これらの情報は、首都圏、関西圏、中京圏の大都市圏ごとに誘客推進を図っている。1. ターゲット別国内誘客推進事業費に対しても有用な情報をもたらすものといえるが、現状では別事業での十分な情報活用は実施されていないとのことであった。アンケート結果は、消費者が関心を持っている地域を集計した情報もあり、これらの情報から消費者の関心の高い地域をPRする誘客推進を図る取組みに利用できると考えられる。

よって、当該事業で収集した情報を、1. ターゲット別国内誘客推進事業費においても有効活用し、双方の事業がより効果的に実施されることを検討されたい。

### 3. 海外誘客戦略推進事業費について

#### (1) 概要

事業費 23,256 千円（当年度決算額）

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	26,500				26,500
当年度決算額	23,256				23,256

#### <事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
旅費	5,609	県内アテンド、海外出張旅費等
需要費	340	PR ポスター印刷、会議費、旅行会社への土産等

役務費	652	携帯電話代
委託料	15,644	ビジットジャパン事業委託料、招聘事業委託料等
使用料	804	会場借上料、宿泊費等参加負担金
負担金	134	トラベルマート等
その他	73	講師謝金等
合計	23,256	

**(事業目標)**

<p>・何をいつまでにどのような状態にしたいのか          アジアをターゲット市場とした海外誘客を継続的かつ着実に推進し、本県の認知度向上と宿泊等による県内観光消費額の増加に取り組む。</p>
--

**(目標の達成度を示す指標と実績)**

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標値	達成率
県内外国人 宿泊者数 (観光庁宿泊旅行統計)	—	13万人 (H23)	26万人 (H24)	41万人 (H25)	60万人 (H29)	68.3%

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向けて、積極的な観光PR施策の展開を図るため、タイ、シンガポール等の主要旅行見本市への出展など主要市場への継続的な取組みを行うとともに、フィリピンやベトナムといった新たな成功市場となる可能性のある国へのアプローチにより誘客活動を行うための事業費である。

**(2) 手 続**

海外誘客推進事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

**(3) 監査結果**

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 事業の効果測定について（意見）

海外誘客推進事業は、海外からの観光客の誘致により観光産業の振興、県の経済の活性化を図るものである。

県は、事業の効果測定として、イベント来場者数や県の地域情報紹介ページへのアクセス数等をリサーチしている。しかし、当該事業の目的は海外からの観光客数の増加を図ることにあることから、宿泊者数の増減を検証することが事業の効果測定として有用であるといえる。一方で、プロモーション事業の実施により県への観光客が何名増加したといった具体的把握をすることは不可能である。

しかし、事業の有効性を高めるために、事業を実施した結果の数値目標を設定する必要があるため、誘客ターゲット先としている海外からの県への宿泊者数等を目標数値として設置する等の方策を検討されたい。

4. 欧州等戦略的外客誘致推進事業費について

(1) 概要

事業費 10,772 千円（当年度決算額）

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	その他	県債	一般財源
最終予算額	14,200				14,200
当年度決算額	10,772				10,772

<事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
旅費	2,153	渡航費、国内関係者との会議等
需要費	508	ノベルティ、旅行会社等セールス先への土産等消耗品費
役員費	1,233	携帯電話代、通訳費
委託料	6,878	観光 PR イベント開催費、現地旅行会社タイアップ等
合計	10,772	

## (事業目標)

### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

フランスを基点とした欧米からの誘客を着実に推進するとともに、北陸新幹線の金沢開業や東京五輪開催に向けて、首都圏に来訪した欧米豪からの誘客を推進することで本県の認知度と宿泊等による県内観光消費額の増加に取り組む。

## (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標値	達成率
県内外国人 宿泊者数 (観光庁宿泊旅行統計)	—	13万人 (H23)	26万人 (H24)	41万人 (H25)	60万人 (H29)	68.3%

欧州からの誘客促進と岐阜県と在日フランス大使館との間で締結した「フランス・岐阜/地域交流プログラム」の推進を目的に、平成26年度にフランスにおいて、平成27年度においてはフランス及び英国にてトップセールスと合わせた大規模なプロモーションを実施している。

## (2) 手 続

欧州等戦略的外客誘致推進事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

### ① 事業の効果測定について(意見)

欧州等戦略的外客誘致推進事業は、特に欧米各国からの観光客の誘致により観光産業の振興、県の経済の活性化を図るものである。

県は、事業の効果測定として、イベント来場者数や県の地域情報紹介ページへのアクセス数等をリサーチしている。しかし、当該事業の目的は

欧米各国からの観光客数の増加を図ることにあることから、宿泊者数の増減を検証することが事業の効果測定として有用であるといえる。一方で、プロモーション事業の実施により県への観光客が何名増加したといった具体的把握をすることは不可能である。

しかし、事業の有効性を高めるために、事業を実施した結果の数値目標を設定する必要があるため、欧州各国から県への宿泊者数等を目標数値として設置する等の方策を検討されたい。



## 第5 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。